



医政看発 0924 第 3 号
令和 2 年 9 月 24 日

公益社団法人
日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省医政局看護課長



「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」の
一部改正について

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年 10 月 15 日に公表されました「看護基礎教育検討会報告書」において、専任教員養成講習会、教務主任養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会の内容を精査し、重複部分を削減するなどにより、必要な内容及び時間数とすること、各講習会の受講内容を積み上げ、分割して受講可能とする仕組みを構築すること、教務主任養成講習会において、受講者の利便性を考慮し、eラーニングを活用することが示されたところです。

今般、当該報告書を受けて「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」の内容の一部を改正し、令和 3 年度に開催される講習会から適用することとした旨を都道府県及び看護教員講習会の実施団体に別添の通り通知いたしました。

つきましては、内容についてご了解いただくとともに、貴団体に所属されている会員の皆様への情報提供にご協力をお願いいたします。

医政看発 0924 第1号

令和2年9月24日

各都道府県衛生・医務主管部（課）殿

厚生労働省医政局看護課長

（公 印 省 略）

「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」の
一部改正について

令和元年10月15日に公表されました「看護基礎教育検討会報告書」において、専任教員養成講習会、教務主任養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会の内容を精査し、重複部分を削減するなどにより、必要な内容及び時間数とすること、各講習会の受講内容を積み上げ、分割して受講可能とする仕組みを構築すること、教務主任養成講習会において、受講者の利便性を考慮し、eラーニングを活用することが示されたところです。

今般、当該報告書を受けて「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」の内容の一部を別紙のとおり改正し、令和3年度に開催される講習会から適用することとしたので通知します。

つきましては、貴管下関係者に対して、貴職からこの旨周知願います。

別 紙「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
はじめに 看護基礎教育の充実に<u>向けて、教員の質の向上は最も重要な課題の一つである。専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、都道府県等が実施する専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会の質の向上と平準化を目的に、平成 22 年 4 月に作成された。その後、e ラーニングの導入により平成 25 年 4 月にガイドラインの一部が改正され、今回の改正は 3 回目となる。今般、平成 30 年 4 月に設置された看護基礎教育検討会における、将来、社会や地域から必要とされる看護職を養成するための教員養成講習会のあり方の見直しに関する議論を踏まえ、ガイドラインを改正するに至った。</u> <u>看護基礎教育検討会では、教員の負担が増大する要因として、実習施設の確保、カリキュラム外での補講や演習等の学生の学習指導の増加、成績管理等の事務作業等が指摘されたところである。看護基礎教育の現場においては常に、教員には教育実践力や看護実践力の向上が求められているが、こうした実情により、研修への参加が難しいなどといった状況が生まれている。これらの課題や実状を勘案し、講習会の内容を精査し重複部分を削減するなどの教育内容を整理した。主要な改正点は以下のとおりである。</u> ・基本方針や到達目標では、将来を見据え、専任教員や教務主任が獲得し強化すべき能力について記載内容を充実させた。 ・令和 2 年度改正カリキュラムの趣旨を踏まえて科目ごとの教育目標と内容を詳細に記載した。 ・現行ガイドラインの「教員の教育実践力と講習会終了時の到達目標」の表を残し、「教育実践力と教育内容の関係」「教育内容一覧」の表など、重複箇所を削除した。 ・現行のガイドラインの指導案例や教育実習評価表は講習会の運用において、すでに浸透していると考えられることから、ガイドラインの記載から削除した。 看護教員に関する講習会の教育内容や教育方法の精選を図ることで、これまでよりも運営企画の柔軟性は高まるものと期待している。特に、「図 1 看護教員等に関する講習会の体系」や「表 1 教員の教育実践力と講習会終了時の到達目標」を、各実施主体で行う講習会の位置づけの整理や目標設定の参考にしていただきたい。	はじめに 看護基礎教育の充実に<u>向け、看護教員の質の向上は最も重要な課題の一つである。看護教員の養成においては、専任教員や教務主任の要件の 1 つとなっている看護教員に関する講習会が重要な役割を果たしている。本ガイドラインは、都道府県等が実施する専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会の質の平準化と向上を目指して作成されたものである。</u> <u>ガイドライン検討の経緯としては、「看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理」（平成 20 年 7 月）及び「看護の質の向上と確保に関する検討会」中間とりまとめ（平成 21 年 3 月）において示された看護教員にかかる課題と方策について具体的に検討するため、平成 21 年 5 月より「今後の看護教員のあり方に関する検討会」が開催され、平成 22 年 2 月に報告書がとりまとめられたところである。看護教員養成講習会については、その質の確保・向上のため、教育目標、教育内容、受講者や講習会の評価を含めたガイドラインを早急に作成することが必要であるとされた。</u> <u>そこで、旧看護課看護研修研究センターにおいて、看護教員養成にかかる教育課程と運営の考え方について検討を重ね、また平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金による分担研究『看護教員養成講習会』における看護教員養成の現状と課題」の成果も踏まえ、専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドラインを作成した。</u> <u>平成 23 年度以降、厚生労働省が認定する専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会は、「看護教員に関する講習会の実施要領について」（平成 22 年 4 月 5 日医政局長通知、平成 25 年 2 月 22 日一部改正）において、本ガイドラインに沿って実施するものとされている。また、専任教員養成講習会については、受講を促進する観点から、平成 23 年度の「e ラーニングを導入した看護師等養成所の専任教員養成講習会の実施方法に関する検討会」において、効果的な実施方法や適用科目等の検討が行われた。この報告書に基づき、専任教員養成講習会の一部科目に e ラーニングを導入するため、e ラーニングのコンテンツが作成されるとともに、本ガイドラインの一部が改正され、平成 25 年度から適用することとされたところである。</u> <u>今般、保健師助産師看護師実習指導者講習会（以下「実習指導者講習会」という。）及び特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会（以下「特定分野における実習指導者講習会」という。）において、専任教員養成講習会の e ラーニング科目を活用することを可能としたため、本ガイドラインの一部を改正することとする。</u>

図1 看護教員等に関する講習会の体系



第1部 専任教員養成講習会

I. 基本的な考え方

1. 意義

グローバル化し続ける社会において、生活ニーズの多様化、疾病構造及び人口構造の変化、保健医療福祉システムの複雑化が進行し、ますます人々の健康への関心は高まっている。このような背景をふまえ、将来を担う看護職の養成に対する国民の期待は大きい。

看護職を目指す人材が、看護基礎教育で培うべき能力を段階的、かつ効果的に獲得で

(新設)

第1部 専任教員養成講習会

I. 専任教員養成における基本的な考え方

1. 専任教員養成の意義

グローバル化する社会における生活ニーズの多様化、保健医療福祉システムの複雑化の中で、人々の健康への要請が高まっている。社会的要請に応える上で、看護職の役割拡大が求められ、質の高い看護ケアが提供できる看護職の育成に対する国民の期待は大きい。

看護職育成の基盤である看護基礎教育課程において、専任教員は、社会的要請と最新の医療・看護の知見を教材研究し、基礎となる教育内容を精選する必要がある。学生の多様化の中で、

きるように、社会の変化に対応しながら、教育実践を展開していく教員を育成するための必要な講習会として、専任教員養成講習会を設ける。

2. 位置づけ

専任教員養成講習会は、規定の年限及び看護師業務に従事した者が、教員としての基礎的能力を培う課程である。ただし、大学又は大学院において教育に関する科目を履修した者についても、希望があれば受講を認めて差し支えない。

3. 理念

専任教員養成講習会の主眼は「看護基礎教育における教育実践を展開する能力」を育成することである。質の高い看護ケアを提供する看護職を養成するためには、教員自身が、豊かな人間性と創造力を持ち、教育観に基づいた教育実践力を身につける必要がある。このような教員を育成するためには、理論から実践、実践から理論という理論と実践を往還する講習が必要である。

4. 基本方針

＜教員に求められるもの＞

① 教員として学生の人権を擁護するとともに、学生が人間の尊厳や倫理について考察できるように指導を行うこと。

② 学生のレディネスを踏まえて、学生が主体的に学ぶことができる教育方法を推進できること。

③ 習得した教育方法を個人や集団に合わせて使用すること。

④ 講義・演習・臨地実習指導において、意図的かつ計画的に授業^{注1}を設計・展開できること。

個々の学生を理解し、学生が学習内容を理解できるように教育方法を駆使しながら系統的に授業を創りだすことが求められる。

そこで、看護師等養成所において看護教育を行う上で、社会の変化に対応する教育実践を創造できる能力を育成する教育課程として、専任教員養成講習会を設けるものである。

2. 専任教員養成の位置づけ

専任教員養成は、看護専門職の基盤である「看護基礎教育課程」を履修後に看護職として5年以上業務に従事した上で、専任教員としての基礎的能力を培う課程である。

3. 専任教員養成の理念

専任教員養成の主眼は、「看護教育における教育実践を創造できる能力」を育成することである。そのためには看護実践力を基盤にし、看護観と教育観に裏付けされた看護教育実践力、広い視野と豊かな人間性、創造力を養う必要がある。このような専任教員を育成するためには、理論から実践、実践から理論という「理論と実践を往還する教育」が必要である。

4. 専任教員養成における基本方針

1) 専任教員に求められるもの

○専任教員は看護実践力に裏付けされた教育活動を実践できることが重要である。そのためには、まずは自らの看護実践を内省し、改めて看護実践の意味を深く探求することが求められる。

○専任教員は、学生の理解が成立する授業を展開できる能力が第一義に求められる。そのためには、学生の知を理解できる力を身につけることが重要である。

○また学生が自ら課題に取り組み、より広く深く学習するように、学生の能力に応じた段階的な指導方法や指導技術の工夫を身につける必要がある。さらに身につけた教育方法を個人や集団に合わせて使用することが求められる。

○ただ単に講義や臨地実習指導を行うのではなく、意図的かつ計画的に指導を行うことが重要である。指導案作成においては、教育内容とその教育方法の考え方を自らが明確にするもの

⑤ 指導案作成において学生の目標達成に向けた教育内容や教育方法を明確にすること。

⑥ 実施した教育活動の指導過程及び指導結果に対する評価を行い、次の教育活動に活かしていく実践能力があること。

⑦ 新たな保健・医療・介護・福祉における課題をふまえ、その中で看護職が果たすべき役割を理解した上で、多職種と連携・協働しながら看護実践できる看護職を養成する視点をもつこと。

⑧ 専門職としての自律性、創造性、協働性などの能力を育成するため、理論と実践の往還や経験から学び、統合をはかること。

注1 講義・演習・臨地実習を指す。

(削除)

であることを認識する必要がある。

○一方、実施した教育活動の指導過程における学生との関わり方や指導結果に対する評価を行い、次の教育活動に活かしていく実践力も求められる。

○専任教員には、専門職としての自律性、創造性、協働性が求められる。その能力を育成するためには、省察的实践者としての専門家教育が必要である。省察的实践者としての専門教育は、理論と実践の往還、いわゆる経験から学び、理論と実践の統合をはかる方法をとることが必要である。

(新設)

(新設)

2) 本ガイドラインの活用に関する考え方

○専任教員養成終了時の到達目標については、受講生の学習指針としても活用し、受講生自らが課題を見だし、解決の方向性を明確にするものとして活用する。

○時代や社会の動向に対応した看護実践力に裏付けられた専任教員の養成のためには、教育課程を常に検討していく必要がある。

○本教育課程は、弾力のある運用可能な教育課程であることから、これまで培ってきた受講者の学習の蓄積を考慮するものとする。

○専任教員養成の運用に関しては、受講生が目的を達成するための企画・実施を行い、受講生の達成度、満足度からプログラムを評価し、次のプログラム企画に反映する。

II. 講習会の内容

1. 講習会の目的・目標の考え方

(削除)

1) 講習会の目的

看護基礎教育の教育実践に必要な知識・技術・態度を習得し、教員として創造的に活動し得る能力を啓発する。

2) 講習会の目標

- (1) 教員としての責務を自覚し、学生の個性を尊重し対応する能力を養う。
- (2) 学生のレディネスに応じた授業を展開する能力を養う。
- (3) 看護師等養成所の組織の一員として教育環境・体制を調整する能力を養う。
- (4) 自ら研鑽し看護基礎教育を追究する能力を養う。

3) 講習会終了時の到達目標

専任教員養成講習会の目的及び目標を達成するために講習会終了時に到達すべき目標を表1に示す。3つの能力『看護基礎教育の基盤となる能力』『看護基礎教育実践の展開能力』『看護基礎教育実践の中で研鑽する能力』と、その能力形成に必要な要素を示し、さらに要素を定義づけしたものから43の到達目標を明確にしている。体系化された教育内容を学んだ結果「講習会終了時における教員としての基礎的能力を反映した行動 (performance^{注2)})」として到達目標をとらえる。(表1:5ページ)。

注2 教員としての感情・思考・判断を伴った実際的な教育活動における統合的な行

II. 専任教員養成における教育課程

1. 教育目的・目標の考え方

看護教員には、社会の変化、学生を取り巻く環境の変化を的確に捉え、教育実践を創造できる能力が求められる。そのためには、『看護教育の基盤となる能力』『看護教育の展開能力』『看護教育実践の中で研鑽する能力』が必要である。その能力を講習会終了時に到達しうる目標として、「学生のレディネスに応じた授業を工夫して展開する能力を養う」「学校組織の一員として連携して教育環境を調整する能力を養う」「看護教員の責務を自覚し、学生の個性を尊重して対応する能力を養う」「自ら研鑽し看護教育を追究する能力を養う」を位置づける。教育目的は看護教員として創造的に活動し得る能力を啓発することとする。

1) 教育目的

看護教育に必要な知識・技術を習得し、看護教員として創造的に活動し得る能力を啓発する。

2) 教育目標

- (1) 学生のレディネスに応じた授業を工夫して展開する能力を養う。
- (2) 学校組織の一員として連携して教育環境を調整する能力を養う。
- (3) 看護教員の責務を自覚し、学生の個性を尊重して対応する能力を養う。
- (4) 自ら研鑽し看護教育を追究する能力を養う。

3) 講習会終了時の到達目標

看護教員の「教育実践力」とその教育内容による学習をととして獲得する能力を到達目標に位置づけた。つまり『看護教育の基盤となる能力』『看護教育の展開能力』『看護教育実践の中で研鑽する能力』とその教育内容を学んだ結果として発現する「講習会終了時における看護教員としての基礎的能力を反映した行動 (performance^{注1)})」を、講習会終了時の到達目標に位置づける (表1:12 ページ)。

動を指す。

(削除)

例えば、表1に示す「看護及び看護教育現象を分析し、看護学・看護教育学を探究する能力」と、表2に示す教育内容「研究プロセス」の理解、「文献検索」の意義と方法、「研究論文の読解と研究結果の活用」による学習経験をとおして、実際の教育活動における統合的な行動 (performance) として「専門領域の内容に関する教材研究において、テキスト・資料の内容を批判的に検討できる。」が発現すると考える。つまり、受講生は研究の教育内容「文献検討の方法や文献クリティークの方法」の理解のために文献検索の体験やクリティークの実際の体験をする。その学習体験をとおして、「テキスト・資料の内容を批判的に検討できる。」という能力を獲得する。そのために「講習会終了時における看護教員としての基礎的能力を反映した行動 (performance)」を到達目標として位置づけた。

注1 performance

ここでいう performance とは、看護教員としての感情・思考・判断を伴った実際の教育活動における統合的な行動である。

表1 教員の教育実践力と講習会終了時の到達目標

(新設)

能力	要素	定義	講習会終了時の到達目標
I 看護基礎教育の基盤となる能力	A 基本的責務	1 教員として果たすべき責務及び業務範囲を認識する能力 2 自分の専門的判断と行為に関する説明責任を果たす能力 3 学習の成果や学生の反応から課題を見出し、自己の役割を追求する能力	1 組織の一員としての自己の果たすべき責務やその範囲について認識し、教員会議等で発言する必要性がわかる。 2 自己の看護基礎教育に対する考えを明確にし、それを学生に示すことができる。 3 文献や有識者の意見から教員として果たすべき役割を見出すことができる。 4 自分の役割を果たす上での限界を、同僚あるいは関係者に説明できる。 5 自分の言動が学生に及ぼす影響を自覚して、責任ある行動がとれる。
	B 倫理的実践	1 看護基礎教育における倫理課題について理解し、教	6 教員として知り得た学生の個人情報と保護できる。

		<u>育を实践する能力</u> <u>2 学生の尊厳や人権を擁護するとともに、意志決定を支援援助する能力</u>	<u>7 学生が立てた学習計画を尊重しながら、必要な助言ができる。</u> <u>8 学生の人権を侵害するような行動を避け、学生の支援を行うことができる。</u>	
	<u>C 学生との援助的人間関係</u>	<u>1 相互理解を基本とした援助関係を形成する能力</u> <u>2 学生の生活背景や価値・信条、文化を理解する能力</u>	<u>9 学生の個性を大切にし、個々の成長に応じて対応できる。</u> <u>10 学生の相談に応じる際には丁寧に話を聞くなど、学生の考えを受け止めながらコミュニケーションをとることができる。</u> <u>11 授業では、学生の意見や要望を受け入れるような対等な関わりができる。</u> <u>12 学生が臨地実習上で体験する理想と現実の乖離に対する戸惑いを</u>	

				受容することができる。
Ⅱ 看護基礎教育実践の展開能力	1 学生のレディネスに応じた教育実践力	D 教育的判断	1 学生の学習状況を即座に分析・解釈し、教育的支援の必要性、支援方法の妥当性を判断する能力	13 ケア場面において、対象の反応や学生のケア提供による影響を見極め、援助の中止・変更を決定できる。 14 学生がケアを対象の状態に合わせて安全に実施できるように、対象のベッドサイドで、ケアの改善点をタイミングよく助言・指導できる。
		E 計画的な授業展開	1 学生の理解の成立のために授業を計画する能力 2 学生の反応に応じて授業を展開する能力	15 学生の既習知識・経験・考え方を捉え、授業の到達目標を設定できる。 16 自己の看護観と教育観を踏まえた教材研究をし、授業内容を抽出できる。 17 授業内容を中核目標として、論理性のある順序で配列できる。 18 実習目標を達成するために、対象に必要なケアや学生の実習体験

				を考慮して、指導内容を抽出できる。 19 実習目標を達成するために、対象の状況と学生の実習体験を考慮して、実習指導方法を選択できる。 20 保健師助産師看護師学校養成所指定規則と比較して、自校または、教育実習を行った養成所のカリキュラムの特徴を述べることができる。 21 自校または、教育実習を行った養成所等の看護基礎教育の現状を分析し、カリキュラム上の課題を見出すことができる。 22 授業では、学生の反応を捉えながら、教材・教具を提示し説明できる。 23 授業では、発問や指示、KR情報を用いて学生の思考を促し、理解内容の確認ができ	
--	--	--	--	--	--

				る。 24 学生が看護の現象について研究的態度で追求できるように、文献の検索方法や読み方を指導できる。 25 学生が対象の状態に合わせて安全にケアを実施できるように、ロールモデル行動を示すことができる。 26 学生と対象の関係を捉えて、患者-看護師関係形成の視点から調整の必要性が判断できる。 27 学生に体験の振り返りを促し、看護として意味づけられるように発問できる。 28 学習内容が深化していくようにグループダイナミクスを活用して、カンファレンスを運営できる。	
		F 教育実践の評価	1 実施した教育を評価・修正する能力	29 授業目標の達成についての評価結果を指導に生かすことができ	

				る。 30 指導過程を振り返り、 用いた教材や指導技術 について、改善点を見 出すことができる。
		G 協働的教育 活動の推進	1 人々と協働して、 学習の場を作り出 す能力	31 人々の協力を得て、教 育活動を新たに考えだ すことができる。
	2 教育環境と教育体制の調整能力	H 教育活動に おける危機 管理	1 顕在的・潜在的な リスク等を明らか にし、起こり得る 事故を予測し防止 する能力	32 学習活動の中で起こ りうるリスクを予測 し、事故を防止するた めの情報発信や環境調 整などの対処方法が考 えられる。
		I 教育組織に おけるチー ム連携	1 教育システムを 理解し、学生が継 続的・効果的な教 育を受けることが できるように人・ 場・情報を活用し、 支援体制を調整す る能力	33 臨地実習において、学 習が促進するように、 実習に必要な物品や実 習指導者との関係を整 えることができる。 34 必要に応じて、臨地実 習の指導責任者や指導 者との連絡や調整の時 期を判断できる。 35 多職種との協同の必 要性と、その中で看護 職が果たす役割につい て説明できる。

Ⅲ 看護基礎教育実践の中で研鑽する能力		J 教育組織の運営	1 教育組織の一員として、質の高い教育実践を運営できるように協働する能力	36 自分が担当している業務内容を同僚に話し、意見を求める必要性がわかる。
		K 専門性の向上	1 看護及び看護基礎教育の現象を分析し、看護学・看護教育学を探究する能力 2 社会における看護基礎教育の役割について、人々の認識を得られるようにあらゆる場で表明する能力	37 専門領域の内容に関する教材研究において、テキスト・資料の内容を批判的に検討できる。 38 看護基礎教育の意義や実態を理解し、論理的に他者に説明することができる。
		L 質の評価と改善	1 看護実践から得た知識や研究の成果を活用して、看護基礎教育を改善し、教育の質を向上させる能力	39 困難を感じた自己の教育実践を振り返り、新たな知見に基づいた改善点を見出すことができる。 40 教材の改善や開発に関して能動的に行動できる。
		M 継続学習	1 学ぶことへの動機（モチベーション）とエネルギーを維持させ、自分	41 専門領域の研究の動向を把握し、追求したいテーマを見出すことができる。

		<u>自身を振り返り、 専門職としての能 力を保持・向上さ せる能力</u>	<u>42 教員として自己のあ り方を洞察し、課題を 見出すことができる。</u> <u>43 専門領域の看護実践 力・教育実践力を向上 させるために、実践的 な内容に関する学習を 続けていくことができ る。</u>
--	--	--	---

*受講生が体験をとおして獲得した能力を「到達目標」に示したものである。「できる・できない」の行動のみを評価するものではない。

受講生が自己の課題を見出し、今後の教育実践で解決していく方向性を明確にするものである。

2. 講習会の内容

1) 基礎分野・専門分野の考え方

講習会の内容は、基礎分野と専門分野で構成する。

(1) 基礎分野の学習内容の要点

基礎分野は教育の基盤であり、教育に係る一般的知識・技術として学ぶべき内容を主とする。

- ① 教員としてのものの見方、考え方を広めるための内容
- ② 教育学に関する内容
- ③ 教育の対象である学生の理解を深める内容
- ④ 教育活動に情報通信技術や研究成果を活用できる内容

(2) 専門分野の学習内容の要点

専門分野は看護学の教授に関する内容であり、教員に欠かせない専門的な教育の知識と技術を修得するための内容を主とする。

- ① 教育内容の核心となる看護学の理解と自己の看護実践と理論を統合できる内容
- ② 授業を設計し、展開する能力を養うことができる内容

2. 看護教員の「教育実践力」を育成するための教育内容

1) 「教育実践力」と教育内容の関係

教育課程は「能力」と「内容」により構成される。本教育課程においては『看護教育の基盤となる能力』『看護教育の展開能力』『看護教育実践の中で研鑽する能力』を養うために必要な教育内容が、【看護教育に関する内容】【看護学に関する内容】【研究】である(図1)。

- ③ 実践した教育を評価できる能力を養うことができる内容
- ④ 看護教育課程を編成する能力を養うことができる内容
- ⑤ 教員として学校の組織運営に主体的に関わる能力を養うことができる内容
- ⑥ 教員としてのあり方を考え、追求し、高等教育における教員観・教育観を明確にできる内容

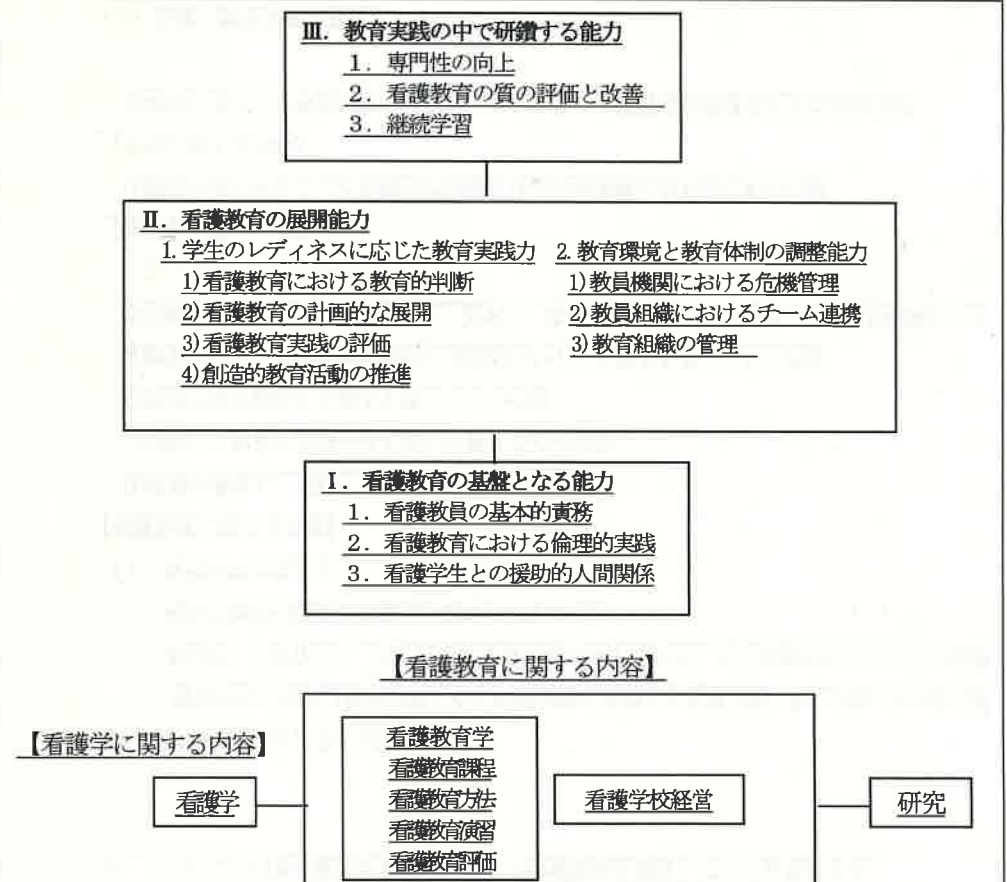


図1 看護教員の「教育実践力」と教育内容の関係

具体的には、表1に示すように、『看護教育の基盤となる能力』とは、看護教員の責務を自覚し、学生の個性を尊重して対応する能力である。その下位能力に「看護教員の基本的責務」「看護教育における倫理的実践」「看護学生との援助的人間関係」がある。「看護教員の基本的責務」とは、看護教員として果たすべき責務を理解するとともに、果たすことのできる業務範囲を認識できる能力、自分の専門的判断と行為に関する説明責任を果たすことのできる能力、学習の成果とさらに深めたい課題について十分な情報を説明できる能力である。「看護教育にお

(削除)

2) 科目ごとの教育目標及び教育内容

講習会の内容及び目標は専任教員養成講習会実施要領（別紙一）を参照する。

① 基礎分野

① 「教育原理、教育心理、教育方法、教育評価」

・教育の基盤の4科目は、現行と同様に教育の本質や教授活動の基礎、学習者のレディネスを理解する意義や学習過程での教員の役割など、専門分野に繋がる学習の土台である。

② 「情報通信技術」

・「情報通信技術」は新規科目であり、学校運営に係る情報通信技術・知識を学ぶ。具体的には、受講者が情報リテラシーを思慮しながら能動的に活用できる教育のツールとして、通信技術の種類や特徴、基本的な情報処理の操作や文献・活用方法等を習得する。また、専門分野の学習につながるように、講習会の早い時期にこれらを学習し、その後クリティックにおける文献活用など演習形式の学習機会を設定することが望ましい。

② 専門分野

「倫理的実践」とは、看護教育における倫理について理解し、教育実践できる能力、看護学生の尊厳や人権を擁護するとともに、意思決定を支える援助ができる能力である。「看護学生との援助的関係」とは、相互理解を基本とした援助関係を形成できる能力、学生の生活背景や価値・信条、文化を理解する能力である。

これらの能力を養うために必要な教育内容は、表2（13 ページ）に示す＜看護教育における教師の役割と求められる資質＞＜看護教育における倫理＞＜学校管理における教員の役割＞＜成長発達に伴う学習者の心理＞＜学習者の個と集団の理解＞などである。

『看護教育の展開能力』『看護教育実践の中で研鑽する能力』においても同様な考え方である。さらにこの内容を能力が養われる方法で教育課程を構成していく必要がある。

2) 教育内容の区分とその下位内容

教育内容の区分は専門分野とその専門分野を支持する基礎分野、教育分野、その他（関連分野）に区分する。その区分の下位内容は以下に示す。また受講生のこれまでの看護実践や教育の経験を考慮し、選択科目をおく。

① 専門分野の考え方

【看護教育に関する内容】

- ①授業を構成し、実践する能力を養うための内容
- ②実践した教育を評価できる能力を養うための内容
- ③教育内容を編成する能力を養うための内容
- ④教員として、学校の組織運営に主体的にかかわる能力を養うための内容
- ⑤看護教員としてのあり方を考え、追求し、高等教育における教師観・教育観を明確にできるようにするための内容

【看護学に関する内容】

- ①教育内容の核心となる看護学の理解と自己の看護観を深めるための内容

【研究に関する内容】

- ①研究の考え方を教育活動に活用し、また学生の看護研究を指導できるための内容

② 基礎・教育分野の考え方

①「看護論」

- ・「看護論」では、看護場面に起こりうる倫理的課題に看護職としてどう向き合うか、学生の考察を深化させる関わりができるよう、看護基礎教育の実践の基礎として、受講者が自己の看護経験を看護の臨床知として明確にする。
- ・「看護論演習」では、受講者が経験した看護場面を探求し、受講者間で共有することで多面的な省察を目指す。また、同様に倫理的課題を洞察するなど、対象や家族のニーズに応じた看護の提供について学生に助言できるよう、演習において自己の看護実践を振り返り、看護の知の言語化を目指す。

②「看護教育論」

- ・「看護教育・制度論」として、看護基礎教育の歴史的変遷を踏まえ、看護教育のあり方について考える。歴史的変遷や教育制度を背景として看護師等養成所における教育理念の意味を理解し、教員としての教育観の形成を助ける。また、これからの看護基礎教育を展望しながら、求められる看護職としての職業倫理と教育者としての責務について学習する。

③「看護教育課程論」

- ・「看護教育課程論」は看護教育課程の編成の考え方を中心に学ぶ。また、保健師助産師看護師学校養成所指定規則や看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに示されている卒業時の到達目標を参照し、新たに見直された教育内容の趣旨や専門領域の特徴についても学ぶ。看護師等養成所の特徴を踏まえ、カリキュラム編成のプロセスを体系的に学んでいく。
- ・「看護教育課程演習」は令和2年度カリキュラム改正の趣旨や見直しの方向性を理解した上で、領域横断など、学生が効果的に習得できるよう柔軟なカリキュラム編成を工夫する過程を学習していく。

④「看護教育方法」

- ・「看護教育方法論」は、学生が学習目標を到達できる授業設計、いわゆる指導案を立案する内容である。文献や研究等で示唆を得た最新の知見を教授活動に反映させる手法も習得する。講義、演習、実習等の授業設計について幅広く学習する。学生理解に必要な学生観、看護の現象を教材化する教材観、教育者の教育上の工夫や留意点を明確にする指導観、それぞれの反映方法も学ぶ。

①教員としてのものの見方、考え方を広めるための内容

②教育学に関する内容

③教育の対象である学生の理解を深めるための内容

- ・「看護教育方法演習」では、講義で学んだ知識・技術をもとに、受講者が指導案を作成し模擬授業を実施する。模擬授業により自身の特性や強みを知り、課題を見出すことでより質の高い教育方法を身につける。

⑤「看護教育演習」

- ・「専門領域別看護論演習」では、看護学の専門領域の概要とその関係性を理解し、その領域における教育上の課題を明確にすることをねらいとしている。これからの看護職の役割は、看護の対象としての個人・家族等それぞれの背景等を考慮し、各専門領域に特徴づけられた専門性の高い看護の実践を理解する。これらの専門性を踏まえ、各専門領域における教育内容を創造する過程を学ぶことが望ましい。

⑥「看護教育評価論」

- ・「看護教育評価論」では、評定と評価の違いや形成的評価の意味を理解し、目標と内容及び評価方法の一貫性を学ぶことを重視する。
- ・「看護教育評価演習」では、授業評価の評価基準や試験問題等を作成し、それに基づく評価活動の実践を体験することにより、授業と評価の一体化の理解を深める。また、パフォーマンス評価等の複数の評価手法を体験し、教育実習に活用する。

⑦「看護学校組織運営論」

- ・「看護学校組織運営論」は、学校組織運営の基本的な考え方及び看護師等養成所の組織運営と教員の役割を理解する。また、適正な学校運営のために保健師助産師看護師学校養成所指定規則及び看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについての理解を深める。

⑧「看護教育実習」

- ・「看護教育実習」は、学習した理論と実践を往還する科目として、看護師等養成所において講義・演習・臨地実習指導を体験することで、教員の役割や実践的な教育方法を学ぶ。また、実施した教育活動の評価を行い、教員としての自己の課題を明確にするとともに、看護基礎教育における教育実践力の向上を目指し、さらに研鑽に励む動機づけを得る機会とする。

(削除)	(3) その他 (関連分野)
(削除)	<u>①教育内容全体に幅や深さを持たせるための内容</u> (4) 選択科目の考え方 <u>選択科目は、受講生のこれまでの看護実践や教育の経験を考慮し、学習内容の重複がないように、また学習内容に幅や深さを持たせる内容とする</u>
(削除)	3. 教育内容の構造 <u>(表 3:15 ページ), (図 2:14 ページ)</u> <u>教育内容の構造は、「看護教育に関する内容」および「看護学に関する内容」を中核として構成する。</u> 1) 「看護教育に関する内容」 <u>①授業を構成し、実践する能力を養うための内容</u> <u>「看護教育方法論」「看護教育方法演習」「教育実習」をおく。特に重視する内容は、学生の学習内容に対する理解を成立させる授業設計としての指導案を立案する内容である。そのためには学習者の理解が第一義となる。さらに学習者との双方向的な授業実践を展開する上で、授業技術の確かさが追究できるように「模擬授業」を行う。教育実習においては、講義、臨地実習指導を体験し、実践的な教育方法を学ぶ。そして実施した教育活動をととして教育方法の評価を行い、看護教員としての自己の課題を明確にする。また講義、臨地実習指導を実践することにより、自己を振り返り、さらに研鑽を励む動機づけが得られるとともに、教師としての責任の重大さに気づく機会とする。</u> <u>ここでは例として授業を構成し、実践する能力を養うための「看護教育方法演習」を示す(例1)。また教育実践の体験から自らの課題に気づき、解決方法を見いだす「教育実習」の例も示す(例2)。</u> <u>②実践した教育を評価できるための内容</u> <u>「看護教育評価論」「看護教育評価演習^{注2}」をおく。「看護教育評価論」は、評定と評価の違いや形成的評価の意味を理解し、看護学生に対する指導と評価の一体化が図れるとともに、目標と内容および方法の一貫性を学ぶことを重視する。「看護教育評価演</u>

	習」では、看護教育に重要な看護技術評価に着目する。看護技術の評価規準と評価基準を作成し、その評価方法を実際に体験することにより、看護学生に対する指導と評価の一体化の理解を深めることをねらいとする。 注2 看護教育評価演習の方法 「看護教育評価演習」はあくまでも評価規準、評価基準を作成し、評価内容の明確化を図るとともに、評価方法を実際に体験することにより、評価と指導の一体化の理解を深めることを学ぶ。その方法として、看護教育の中核である「看護技術」を用いる。 例えば、基礎看護技術の「技術演習」における評価規準、評価基準を作成し、実際に学生の技術演習場面を想定して評価の実際を行う。その評価を基に、次の指導の内容と方法を考える。同様に統合分野の看護技術の総合的な評価において評価規準、評価基準を作成し、実際に学生の技術演習場面を想定して評価の実際を行い、次への指導につなげる方法をとることも可能である。 ③教育内容を編成する能力を養うための内容 「看護教育課程論」「看護教育課程演習」をおく。「看護教育課程論」では、看護教育課程編成の考え方の理解を中心に学ぶことねらいとしている。平成 21 年以降の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正において新たに位置づけられた統合分野における教育内容とその方法の理解も学ぶ。 「看護教育課程演習」では平成 8 年以降の保助看学校養成所指定規則の改正において、科目の指定ではなく教育内容が示され、各学校養成所による主体的教育課程編成が求られていることから、創造的に教育内容を考えて編成する力を養うことをねらいとする。 ④教員として、学校の組織運営に主体的に関わる能力を養うための内容 「看護学校管理」をおく。「看護学校管理」は、学校管理の基本的な考え方および看護師等養成所の組織運営と教員の役割を理解することをねらいとする。 ⑤看護教員としてのあり方を追究し、高等教育における教師観・教育観を明確にするための内容 「看護教育論」の歴史的変遷を踏まえ、看護教育のあり方を理解するためには「看護教育制度」をおく。「看護教育論」は、看護教育を行う上での核ともいべき教育観、
--	---

	<u>人間観に関わる教育内容で看護教員の養成の根底をなすものであり、看護教育への関心を高め、教育理念の意味を理解し、教育観の土台となる教育内容として位置づける。</u> 2)「看護学に関する内容」 <u>教育内容の核心となる看護学の理解と自己の看護観を深めるために「看護論」「看護論演習」「専門領域別看護論」「専門領域別看護論演習」の4つの内容から構成する。</u> ①「看護論」「看護論演習」 <u>看護師教育を行う基礎として、看護の概念と自己の看護観を明確にすることをねらいとしている。</u> ②「専門領域別看護論」 <u>国際看護、災害看護、医療安全、看護管理、在宅看護の最新の知見および概要とその構築を知ることがねらいとしている。</u> ③「専門領域別看護論演習」は <u>各受講生の専門領域における教育内容とその方法を理解し、その領域における課題を明確にすることをねらいとしている。</u> <u>これらの内容は、いずれも看護学における教育内容を追究していくためのものとして位置づける。</u> 3)「学生の看護研究の指導ができるための内容」 <u>「看護研究の指導ができるための内容」には、「研究方法」をおく。「研究方法」は、看護教育における研究の意義を理解し、研究の指導方法を学ぶことをねらいとして設定する。</u> <u>文献をクリティカルに読解できる力を養うことを重視し、講習会の早い時期に文献活用とクリティークを入れ、全ての授業に波及できるようにすることが望ましい。</u> 4)「教育学に関する内容」 <u>「看護教育」に関する内容を支えるための内容として位置づける。教育学に関する内容には、「教育原理」「教育心理学」「教育評価」「教育方法」をおく。</u>
--	---

3. 教授方法の工夫

教員として、主体的に学習する姿勢を常に持ちながら、確かな根拠に基づいた教育を実践することが重要である。そのために、本講習会では単に新しい知識を教授することだけでなく、受講者が自ら教育の意味や看護の専門性を深く探求していけるように、演習形態の授業を多く設定する。演習により教育実践の体験をとおして学ぶ内容は、「授業の観察」「講義、臨地実習の看護ケア場面の指導、カンファレンス」などがあげられる。

また、新たな知見や手法を看護基礎教育の手法に取り入れる積極性と技術、技能を持てるよう、本講習会においても教授方法や評価方法に IT 技術等を取り入れるなど、最新技術を取り入れた最適な教育環境の設定の工夫にも前向きに取り組める内容とすることが望ましい。

4. 教育評価の考え方

受講者に対する本講習会の評価は、知識や技術の到達度を的確に評価することにとどめることなく、受講者自身の学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの能力も含めた学習の到達度を評価していくことが重要である。そのために、本講習会では従来の目標分析による到達度評価だけでなく、評価対象者の獲得した能力に着目した評価項目を提示している。表 1 にあるように教員に求められる「教育実践力」の要素や定義を参考とし「講習会終了時における教員としての基礎的能力を反映した行動（performane）」を評価することが望ましい。

5) 「看護教育の基盤となる内容」

「看護教育」「看護学」に関する内容を支えるための内容として位置づける。主な内容に、論理的思考に関する内容、学生の理解と学生と教員及び学生間の関係形成に関する内容をおく。

6) その他

教育内容全体に幅や深さを持たせるための内容として位置づける。その主な内容は、社会の理解を深める内容、リーダーシップ理論やその活用を学ぶ内容等をおく。

4. 教育方法の工夫

教員の資質として、主体的に学習する姿勢を基盤に持ち、自らの考えに確かな根拠を持つことが重要である。そのために、単に新しい知識を教授することだけでなく、自らが教育の意味や看護の専門性を深く探求していけるように、演習形態の授業を多く設定する。

演習で教育実践の体験活動をととして学ぶ内容は、「授業の観察」「講義、臨地実習の看護ケア場面の指導、カンファレンス」などがあげられる。

5. 教育評価の考え方

評価は、知識や技能の到達度を的確に評価することにとどまることなく、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの能力も含めた学習の到達度を評価していくことが重要である。そこで従来の目標分析による到達度評価ではなく、評価対象者の学ぶ意欲や思考力、判断力などの学習をととして獲得した能力に着目した評価が必要である。それに加えて自己学習力の向上をも考慮した評価が必要である。

前述したように、学習をととして獲得した能力を評価するために、看護教員に求められる「教育実践力」の構成要素である『看護教育の基盤となる能力』『看護教育の展開能力』

また、この到達目標は、受講者の学習指針として活用し、受講者が自ら自己の課題を見だし、解決の方向性を明確にする指針でもある。受講者がこれからの教育実践の場で、到達した部分と課題である部分を明確にすることが望ましい。

5. 単位・時間数の考え方

本講習会の単位・時間数の考え方は、原則として講義 1 単位 15 時間、演習 30 時間、実習 45 時間とし、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）の考え方に準ずる。

（削除）

『看護教育実践の中で研鑽する能力』とその教育内容を学んだ結果として発現する「講習会終了時における看護教員としての基礎的能力を反映した行動（performane）」を評価目標とした。

この評価方法は、例えば、表 1 に示す到達目標「7. 学生が立てた学習計画を尊重しながら、助言している。」の場合は、教育実習における臨地実習指導場面で受講生の指導を観察する、もしくは実習記録、指導後の振り返り内容などから評価できる。

またこれらの到達目標は、受講生の学習指針として活用し、受講生自らが自己の課題を見だし、解決の方向性を明確にするものである。

各授業科目の評価においては、受講生がこれから教育実践を行う上で、何が到達し、何が課題であるかを明確にすることが重要である。そのために特に専門分野における科目については、終了後に総括評価を行うことが望ましい。

今回は「教育実習」における評価表を例示する（例 2 の表 8：26 ページ）。

6. 単位・時間数の考え方

単位・時間数の考え方は、大学設置基準の考え方に準ずる。

7. 保健師養成所における専任教員の養成に関する教育内容

（表 4：17 ページ）

1) 看護教育課程における保健師教育課程の教育内容

保健師教育課程概論では、保健師教育課程が編成できる基礎的理論を学ぶ。また保健師教育課程演習は、看護師等養成所の運営に関する指導要領についての別表「教育の基本的考え方、留意点等」を反映した実践教育課程の編成を試みて、保健師教育課程のあり方及び編成のプロセスを学ぶ。

なお、保健師教育課程概論は、看護教育課程論 45 時間のうち 10 時間をあてる。保健師教育課程演習においては、看護教育課程演習の 60 時間をあてる。

2) 看護教育演習における専門領域に関する教育内容

(削除)

(削除)

看護教育演習のうち「専門領域別看護論演習」は、保健師としての専門領域である地域看護学の理解を深め、自らの地域看護観を明確にする「地域看護論演習」「専門領域別看護論演習」を設定する。

8. 助産師養成所における専任教員の養成に関する教育内容

(表 5:17 ページ)

1) 看護教育課程における助産師教育課程の教育内容

助産師教育課程概論では、助産師教育課程が編成できる基礎的理論を学ぶ。また助産師教育課程演習は、看護師等養成所の運営に関する指導要領についての別表「教育の基本的考え方、留意点等」を反映した実践教育課程の編成を試みて、助産師教育課程のあり方及び編成のプロセスを学ぶ。

なお、助産師教育課程概論は、看護教育課程論 45 時間のうち 10 時間をあてる。助産師教育課程演習においては、看護教育課程演習の 60 時間をあてる。

2) 看護教育演習における専門領域に関する教育内容

看護教育演習のうち「専門領域別看護論演習」は、助産師としての専門領域である助産学の理解を深め、自らの助産観を明確にする「助産論演習」「専門領域別看護論演習」を設定する。

表 1 看護教員の教育実践力と講習会終了時の到達目標

能力	下位能力	定義	講習会終了時の到達目標
I 看護教育の基盤となる能力	A 看護 教員 の基 本的 責務	<u>1 看護教員として果たすべき責務を理解するとともに、果たすことのできる業務範囲を認識できる能力</u> <u>2 自分の専門的判断と行為に関する説明責任を果たすことのできる能力</u>	<u>1 組織の一員として、カリキュラム運営について教員会議で発言する必要性がわかる。</u> <u>2 自己の看護教育に対する考え方を理論的に明確にし、学生に示すことができる。</u>

		<u>3 学習の成果とさらに 深めたい課題について 十分な情報を説明でき る能力</u>	<u>3 私はこれから教師という仕事 にやりがいを見出し取り組ん でいける。</u> <u>4 自分の役割を果たす上での限 界を、同僚あるいは関係者に説 明できる。</u> <u>5 自分の言動が学生に及ぼす影 響を自覚して、責任ある行動が とれる。</u>
	<u>B 看護 教育に おける 倫理的 実践</u>	<u>1 看護教育における倫 理について理解し、教 育実践できる能力</u> <u>2 看護学生の尊厳や人 権を擁護するととも に、意志決定を支える 援助ができる能力</u>	<u>6 教師として知り得た学生の個 人情報を他所で話題にしない ように行動する。</u> <u>7 学生が立てた学習計画を尊重 しながら、助言している。</u>
	<u>C 看護 学生と の援助 的人間 関係</u>	<u>1 相互理解を基本とし た援助関係を形成できる 能力</u> <u>2 学生の生活背景や価 値・信条、文化を理解す る能力</u>	<u>8 授業では、学生の意見や要望 を認め、受け入れるような関わ りができる。</u> <u>9 学生の個性を大切に、個々 の成長に応じて対応できる</u> <u>10 学生の相談に応じる際には丁 寧に話を聴き、学生が自分の気 持ちを本音で話せるように関 わろうとする。</u>

		II 看護教育の展開能力	1 看護学生のレディネスに応じた教育実践力	D 看護教育における教育的判断	1 看護学生の学習状況を即座に分析・解釈し、教育的介入の必要性、介入方法の妥当性を判断できる能力	11 ケア場面において、患者の反応や学生のケア提供による影響を見極め、援助の中止・変更を決定できる。 12 学生がケアを患者の状態に合わせて安全に実施できるように、患者のベッドサイドで、ケアの改善点をタイミングよく助言・指導できる。
				E 看護教育の計画的な展開		13 対象となる学生の既習知識・経験・考え方を捉え、授業の到達目標を設定できる。 14 自己の看護観と教育観を踏まえた教材研究をし、授業内容を抽出できる。 15 授業内容を中核目標として、論理性のある順序で配列できる。 16 実習目標を達成するために、患者に必要なケアや学生の実習体験を考慮して、指導内容を抽出できる。 17 実習目標を達成するために、患者の状況と学生の実習体験を考慮して、実習指導方法を選択できる。 18 保健師等養成所指定規則と比較して、自校または、教育実習を行った養成所のカリキ

				<u>1 看護学生の理解の成 立のために授業を計 画できる能力</u> <u>2 看護学生の反応に応 じて授業を実践でき る能力</u>	<u>19 自校または、教育実習を行っ た養成所の看護教育の現状を 分析し、カリキュラム上の課 題を見出すことができる。</u> <u>20 授業では、学生の反応を捉え ながら、教材・教具を提示し 説明できる。</u> <u>21 授業では、発問や指示、KR 情報を用いて学生の思考を促 し、理解内容の確認ができる。</u> <u>22 学生が看護の現象について 研究的態度で追求できるよう に、文献の検索方法や読み方 を指導できる。</u> <u>23 学生がケアを患者の状態に 合わせて安全に実施できるよ うに、患者のベッドサイドで、 ロールモデルを示すことがで きる。</u> <u>24 学生と患者の関係を捉えて、 患者-看護師関係形成の視点 から調整の必要性が判断でき る。</u>
--	--	--	--	--	--

				25 <u>学生に体験の振り返りを促し、看護として意味づけられるように発問できる。</u> 26 <u>学習内容が深化していくようにグループダイナミクスを活用して、カンファレンスを運営できる。</u>
		F 教育実践の評価	1 <u>実施した教育を評価・修正できる能力</u>	27 <u>授業目標の達成についての評価結果を指導に生かすことができる。</u> 28 <u>指導過程を振り返り、用いた教材や指導技術について、改善点を見出すことができる。</u>
		G 創造的教育活動の推進	1 <u>人々と協働して、学習の場を作り出せる能力</u>	29 <u>人々の協力を得て、教育活動を新たに考えだすことができる。</u>
	2 教育環境と教育体制の調整能力	H 教育機関における危機管理	1 <u>顕在的・潜在的なリスク等を明らかにし、起こり得る事故の防止と発生に対応できる。</u>	30 <u>学習活動の中で起こりうるリスクを予測し、事故を予防するための対処方法が考えられる。</u>
		I 教育組織におけるチーム	1 <u>教育システムを理解し、看護学生が継続的・効果的な教育を受けられることができるよ</u>	31 <u>臨地実習において、学習が促進するように、実習に必要な物品や実習指導者との関係を整えることができる。</u>

		<u>連携</u>	<u>うに利用可能な人・場・情報を活用し、支援体制を調整できる能力</u>	<u>32 必要に応じて、臨地実習の指導責任者や指導者との連絡や調整の時期を判断できる。</u>
		<u>J 教育組織の管理</u>	<u>1 教育組織として、質の高い教育実践ができるように業務分担し、モニタリングしていく能力</u>	<u>33 自分が担当している業務内容を同僚に話し、意見を求める必要性がわかる。</u>
	Ⅲ <u>看護教育実践の中で研鑽する能力</u>	<u>K 専門性の向上</u>	<u>1 看護及び看護教育現象を分析し、看護学・看護教育学を探究する能力</u> <u>2 看護教育の役割を社会的承認が得られるように表明することができる能力</u>	<u>34 専門領域の内容に関する教材研究において、テキスト・資料の内容を批判的に検討できる。</u>
		<u>L 看護教育の質の評価と改善</u>	<u>1 看護実践から得た知識や看護教育研究の成果を活用して、看護教育を改善し、教育の質を向上させていく能力</u>	<u>35 困難を感じた自己の教育実践を振り返り、その実践についての新たな教育的理解を見出すことができる。</u>
		<u>M 継続学習</u>	<u>1 学ぶことへの動機（モチベーション）とエネルギーを維持させ、自分自身を振り返り、専門職としての能力を保持・向上させて</u>	<u>36 専門領域の看護学研究の動向を把握し、追求したいテーマを見出すことができる。</u> <u>37 看護教員として自己のあり方を洞察し、課題を見出すことができる。</u>

(削除)

		いく能力	38 専門領域の看護実践力を高めるために、実践的な内容に関する研修を続けていくことができる。
--	--	------	--

表2 看護教員の教育実践力と講習会終了時における到達目標と主な教育内容

能力	下位の能力	講習会終了時における到達目標	主な教育内容
I 看護教育の基盤となる能力	A 看護教員の基本的責務	1 組織の一員として、カリキュラム運営について教員会議で発言する必要性がわかる。 2 自己の看護教育に対する考え方を理論的に明確にし、学生に示すことができる。 3 私はこれから教師という仕事にやりがいを見出し取り組んでいける。 4 自分の役割を果たす上での限界を同僚、あるいは関係者に説明できる。	・看護教育における教師の役割と求められる資質 ・看護教員として果たすべき責務と業務の範囲 ・看護教育における倫理 ・看護教師のあり方 ・学校管理における教員の役割 ・成長発達に伴う学習者の心理 ・学習者の個と集団の理解 ・学習者と教師の相互理解 ・青年期である学生の価値観や信条・文化 ・学習者との相互理解を基本とした援助関係を形成

			<u>5 自分の言動が学生に及ぼす影響を自覚して、責任ある行動がとれる。</u>	
		<u>B 看護教育における倫理的実践</u>	<u>6 教師として知り得た学生の個人情報を他所で話題にしないように行動する。</u> <u>7 学生が立てた学習計画を尊重しながら、助言している。</u>	
		<u>C 看護学生との援助的人間関係</u>	<u>8 授業では、学生の意見や要望を認め、受け入れるような関わりができる。</u> <u>9 学生の個性を大切に、個々の成長に応じて対応できる</u> <u>10 学生の相談に応じる際には丁寧に話を聴き、学生が自分の気持ちを本音で話せるように関わろうとする。</u>	

	II 看護教育の展開能力	1 看護学生のレディネスに応じた教育実践力	D 看護教育における教育的判断 E 看護教育の計画的な展開	11 ケア場面において、 患者の反応や学生の ケア提供による影響 を見極め、援助の中 止・変更を決定でき る。 12 学生がケアを患者の 状態に合わせて安全 に実施できるように、 患者のベッドサイド で、ケアの改善点をタ イミングよく助言・指 導できる。 13 対象となる学生の既 習知識・経験・考え方 を捉え、授業の到達目 標が設定できる。 14 自己の看護観と教育 観を踏まえた教材研 究をし、授業内容を抽 出できる。 15 授業内容を中核目標 として、論理性のある 順序で配列できる。	・看護観の明確化 ・各看護学の専門領域の概要と構造 ・変化する保健医療福祉制度の動向 ・看護教育を取り巻く環境の変化 ・看護教育における教材研究 ・看護教育における技術教育 ・看護教育における「統合」の方法 ・看護教育における教授学習計画 ・指導技術 ・単元の学習指導計画・講義の指導案の作成と実施 ・臨地実習の学習指導計画および指導案の作成と実施 ・教育課程の基礎理論 ・看護教育課程の編成方法 ・教育課程評価 ・看護教育課程の編成の実施 ・看護教育における評価 ・授業評価
--	--------------	-----------------------	---	--	---

				16 <u>実習目標を達成するために、患者に必要なケアや学生の実習体験を考慮して、指導内容を抽出できる。</u> 17 <u>実習目標を達成するために、患者の状況と学生の実習体験を考慮して、実習指導方法を選択できる。</u> 18 <u>保健師等養成所指定規則と比較して、自校または、教育実習を行った養成所のカリキュラムの特徴を述べることができる。</u> 19 <u>自校または、教育実習を行った養成所の看護教育の現状を分析し、カリキュラム上の課題を見出すことができる。</u> 20 <u>授業では、学生の反応を捉えながら、教材・教具を提示し説明できる。</u>	
--	--	--	--	--	--

				21 授業では、発問や指示、KR情報を用いて学生の思考を促し、理解内容の確認ができる。 22 学生が看護の現象について研究的態度で追求できるように、文献の検索方法や読み方を指導できる。 23 学生がケアを患者の状態に合わせて安全に実施できるように、患者のベッドサイドで、ロールモデルを示すことができる。 24 学生と患者の関係を捉えて、患者-看護師関係形成の視点から調整の必要性が判断できる。 25 学生に体験の振り返りを促し、看護として意味づけられるように発問できる。 26 学習内容が深化していくようにグループダイナミクスを活用して、カンファレンス	
--	--	--	--	--	--

				<u>を運営できる。</u>	
			<u>F 教育実践の評価</u>	<u>27 授業目標の達成につ</u> <u>いての評価結果を指</u> <u>導に生かすことがで</u> <u>きる。</u> <u>28 指導過程を振り返</u> <u>り、用いた教材や指導</u> <u>技術について、改善点</u> <u>を見出すことができ</u> <u>る。</u>	
			<u>G 創造的教 育活動の 推進</u>	<u>29 人々の協力を得て、</u> <u>教育活動を新たに考</u> <u>えだすことができる。</u>	
		2 教育環境と教育体制の調整能力	<u>H 教育機関 における 危機管理</u>	<u>30 学習活動の中で起こ</u> <u>りうるリスクを予測</u> <u>し、事故を予防するた</u> <u>めの対処方法が考え</u> <u>られる。</u>	<u>・看護学校における管理</u> <u>・学校管理における教員の役</u> <u>割</u> <u>・看護学校経営と組織運営</u> <u>・看護教員として果たすべき</u> <u>責務</u>
			<u>I 教育組織 における チーム連 携</u>	<u>31 臨地実習において、</u> <u>学習が促進するよう</u> <u>に、実習に必要な物品</u> <u>や実習指導者との関</u> <u>係を整えることがで</u>	<u>・看護教員として求められる</u> <u>リーダーシップ理論</u> <u>・危機管理</u> <u>・協働学習</u>

			きる。 32 必要に応じて、臨地 実習の指導責任者や 指導者との連絡や調 整の時期を判断でき る。	
		J 教育組織 の管理	33 自分が担当している 業務内容を同僚に話 し、意見を求める必要 性がわかる。	
	Ⅲ 看護教育実践の中で研鑽する能力	K 専門性の 向上	34 専門領域の内容に関 する教材研究におい て、テキスト・資料の 内容を批判的に検討 できる。	・看護研究の意義と目的 ・文献検索 ・看護研究デザインと研究プ ロセス
		L 看護教育 の質の評 価と改善	35 困難を感じた自己の 教育実践を振り返り、 その実践についての 新たな教育的理解を 見出すことができる。	・研究論文の読解と研究結果 の活用 ・各領域の専門的研究 ・生涯学習 ・論理的思考と表現力
		M 継続学習	36 専門領域の看護学研 究の動向を把握し、追 求したいテーマを見 出すことができる。	・ものの見方や認識

37 看護教員として自己
のあり方を洞察し、課
題を見出すことがで
きる。

38 専門領域の看護実践
力を高めるために、実
践的な内容に関する
研修を続けていくこ
とができる。

— 専門分野
— 基礎分野・教育分野
— その他（関連分野）

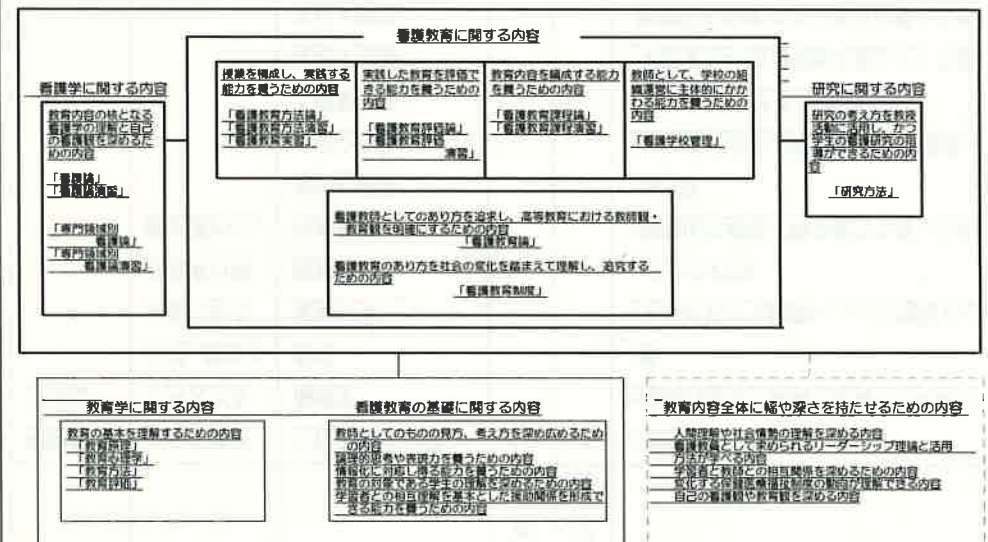


図2 教育内容の構造

(削除)

(削除)

表3 教育内容一覧

<基礎分野> 看護教員として必要な基礎知識を学ぶ。

教育内容	目 標	授業科目	時 間 数	単 位 数	主な内容
看護教育 の基盤	ものの見方 や考え方を 広げ、教育の 対象である 学習者の理 解を深める。	<授業科目の例> 論理学 哲学 情報科学 倫理学 生命倫理 青年心理学 社会心理学 人間関係論 比較文化論 文化人類学 等	60	4	<教育内容> ・論理的思考と表現力を養うための内 容 ・ものの見方や認識について理解する ための内容 ・情報化に対応し得る能力を養うため の内容 ・青年期である学生の価値観や信条・ 文化を理解するための内容 ・学習者との相互理解を基本とした援 助関係を形成できる能力を養うため の内容

<教育分野> (教育に関する分野) 教育の原理を系統的に学ぶ。

教育内容	目 標	授業科目	時 間 数	単 位 数	主な内容
教育の基 盤	教育の本質、教育 方法、技術学習過 程、教育評価の基 本的理論を学ぶ。	教育原理 教育心理学	90	4	・教育の本質 ・教育の目的 ・教育の歴史 ・教育の内容（教育内容と教育課程） ・教育制度 ・成長発達に伴う学習者の心理の理解

					・学習者の個別的理解 ・<u>評価的理解</u> ・<u>共感的理解</u> ・<u>学級集団の理解</u> ・<u>学習理論と学習指導の方法</u> ・<u>学習過程とそれに関与する心理学的要素</u>											
			教育評価		・<u>教育評価の意義と機能</u> ・<u>教育目標の分類体系とその活用</u> ・<u>評価の種類</u> ・<u>評価用具の信頼性と妥当性</u>											
			教育方法		・<u>教育方法のとらえ方</u> ・<u>教授－学習理論の変遷と現状の理解</u> ・<u>行動主義による学習観、認知心理学による学習観、状況論的学習観</u> ・<u>工学的アプローチと羅生門的アプローチの理解</u> ・<u>教授－学習方法の原則の理解とその活用方法</u> ・<u>教授－学習過程の理解</u> ・<u>教材研究の知識と活用方法</u> ・<u>指導技術の知識と活用方法</u> ・<u>授業の評価の方法</u>											
	<専門分野> (看護に関する分野) 看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ。 <table> <tr> <th>教育内容</th><th>目 標</th><th>授業科目</th><th>時間数</th><th>単位数</th><th>主な内容</th></tr> <tr> <td>看護論</td><td>人間の健康、看護の考え方を多角</td><td>看護論</td><td>30</td><td>1</td><td> ・<u>看護の定義とその変遷</u> ・<u>「人間」「健康」「環境」「看護」</u> </td></tr> </table>					教育内容	目 標	授業科目	時間数	単位数	主な内容	看護論	人間の健康、看護の考え方を多角	看護論	30	1
教育内容	目 標	授業科目	時間数	単位数	主な内容											
看護論	人間の健康、看護の考え方を多角	看護論	30	1	・<u>看護の定義とその変遷</u> ・<u>「人間」「健康」「環境」「看護」</u>											

		的に学び、自己の看護観を明確にする。				の概念の明確化
			看護論演習	30	1	・看護師の役割と専門性 ・看護活動の場と対象のニーズ ・生命倫理や人権意識と看護 ・自己の看護実践の振り返りからの看護観の明確化
看護教育学	看護教育の目的、内容、方法などの基本理論を学び、看護教育のあり方について考える。	看護教育論	15	1	・看護教育を支える法制度と看護教育の現状 ・看護教育を取り巻く環境の変化 ・看護教育における倫理の理解 ・看護教育における教師の役割と求められる資質 ・看護教員として果たすべき責務と業務の範囲 ・看護基礎教育と生涯教育	
	看護教育制度の変遷と現在の教育制度について理解する。	看護教育制度	15	1	・看護教育制度の成り立ちと変遷 ・現在の看護教育制度 ・現代の看護教育の問題点と将来の展望	
看護教育課程	看護教育課程編成の基本的な考え方を学び、看護学全体の構造を理解する。	看護教育課程論	45	2	・教育課程の基礎理論の理解 ・看護教育課程の理解 看護教育制度からみた教育課程の理解 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の理解 ・看護教育課程の編成方法の理解 統合分野の考え方 統合分野における教育内容と	

						<u>その方法の理解</u> <u>・教育課程評価の考え方と方法</u>
		<u>看護教育課程編成のプロセスを学び、看護師教育のあり方を理解する。</u>	<u>看護教育課程演習</u>	<u>60</u>	<u>2</u>	<u>・看護教育課程の編成の実際</u> <u>看護教育のニーズと制約の考え方と実際</u> <u>教育理念の考え方と実際</u> <u>期待する卒業生像の考え方と実際</u> <u>教育目的、教育目標の考え方と実際</u> <u>教育内容の抽出の考え方と実際</u> <u>教育内容の組織化の考え方と実際</u> <u>・看護教育課程の課題</u>
	<u>看護教育方法</u>	<u>学習指導計画、教材作成について学び、これを活用して講義、演習、実習等における展開方法を学ぶ。</u>	<u>看護教育方法論</u>	<u>90</u>	<u>3</u>	<u>・看護教育における教授—学習活動の成立</u> <u>・看護教育における教材と教材研究</u> <u>教材研究の過程</u> <u>看護技術教育における教材の精選</u> <u>臨地実習における学習者の経験の教材化</u> <u>・看護教育における技術教育および問題解決能力、「統合」する力</u>

						を育成する方法 <u>看護技術力を促す教育方法</u> <u>思考過程を促す教育方法</u> <u>「統合」する力を育てる教育方法</u> 法 ・ <u>看護教育における教授学習計画作成の考え方</u> <u>講義、演習、臨地実習指導案作成の考え方</u> ・ <u>教育指導技術の種類と特徴</u> ・ <u>授業評価の考え方（講義、演習、臨地実習）</u>
		<u>学習指導計画、指導案を作成し、模擬授業を行い（実習指導を含む）、その結果を考慮し看護教育方法を身につける。</u>	<u>看護教育方法演習</u>	<u>90</u>	<u>3</u>	・ <u>単元の学習指導計画の作成の実際</u> ・ <u>講義の指導案作成</u> ・ <u>演習（カンファレンス、技術演習）指導案の作成</u> ・ <u>臨地実習の学習指導計画および指導案の作成</u> ・ <u>授業のリフレクションによる自己の課題の明確化</u>
		<u>看護教育の理論と技術を実際に適用し、教育方法や教師のあり方を学ぶ。</u>	<u>看護教育実習</u>	<u>90</u>	<u>2</u>	・ <u>看護学生の理解の実際</u> ・ <u>講義または演習の指導の実際</u> ・ <u>臨地実習指導の実際</u> ・ <u>看護教師のあり方の理解</u>
	看護教育演習	<u>各領域別看護における内容とその構造を理解す</u>	<u>専門領域別看護論</u>	<u>15</u>	<u>1</u>	・ <u>在宅看護、国際看護、災害看護、医療安全、看護管理の概要と構造の理解</u>

		る。			
		各専門領域別看護の教育内容、教育方法について学ぶ。 (選択制) (統合分野を含む専門領域から一領域を選択)	専門領域別看護論演習	60	2
					・各専門領域の概要と構造の理解 ・各領域の専門的研究に対する文献等のクリティークからの教育内容の明確化 ・各領域の看護実践の振り返りと看護教育に必要な教育内容や教育方法の明確化
	看護教育評価	看護教育内容の評価方法を理解し、その適用について学ぶ。	看護教育評価論	30	1
					・看護教育における評価の目的と機能 ・看護教育における評価目標設定と評価基準 ・看護教育における授業内容と評価用具 ・看護教育における授業の評価計画 ・看護教育評価の現状と課題
		看護技術評価を作成し、看護教育評価の理解を深める。	看護教育評価演習	30	1
					・看護技術における評価基準と評価基準の作成の実際 ・看護技術の評価方法の実際
	研究	看護教育における研究の意義を理解し、研究結果の教育活動への活用や看護研究	研究方法	60	2
					・看護研究の意義と目的 ・文献検索の意義と方法 ・看護研究デザインと研究プロセスの理解 ・研究論文の読解と研究結果の活

		の指導方法を学ぶ。			用 ・学生が事例研究を学ぶ意義と指導方法 ・看護学における研究の現状と課題
	看護学校経営	看護学校の組織運営の特性と管理のあり方を学ぶ。	看護学校管理	15	1 ・学校管理の基本 ・看護学校運営に関する指導要領及び手引きの理解 ・看護学校経営と組織運営の特性 ・学校管理における教員の役割 ・看護学校における管理の実際 (人事管理、学級管理、事務管理、図書管理、施設・物品管理、危機管理、情報管理など) ・看護学校運営の評価と今後の課題
<その他>					
教育内容	目 標	授業科目	時間数	単位数	主な内容
	看護教員に必要と思われる教育内容を学ぶ。	<授業科目の例> 民俗学 身体論 生命倫理 医療経済論 健康政策論 リーダーシップ論	30	2	<教育内容> ・人間理解や社会情勢の理解を深める内容 ・看護教員として求められるリーダーシップ理論と活用方法が学べる内容 ・学習者と教師の相互理解を深めるための内容 ・変化する保健医療福祉制度の動

(削除)

		コミュニケーション論 カウンセリング論 キャリアアップ論 等			向が理解できる内容 ・自己の看護観や教育観を深める内容 *各都道府県の特徴を生かして科目設定する。
--	--	--------------------------------------	--	--	--

表4 保健師養成所専任教員養成にかかる教育内容

<専門分野> (看護に関する分野) 地域看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ。

教育内容	目 標	授業科目	時間数	単位数	主な内容
看護教育課程	看護教育課程を基盤として、保健師教育課程の基本的な考え方を学ぶ。	保健師教育課程概論 <看護教育課程論 45時間のうち10時間をあてる>	(10)		保健師課程 ・保健師教育の特徴と変遷 ・地域看護学の発展と教育課程 ・保健師教育課程の編成方法の理解(看護学に準じる)
	看護教育課程の基本理念を基盤として、保健師教育課程編成のプロセスを学び、保健師教育のあり方を理解する。	保健師教育課程演習 <看護教育課程演習60時間をあてる>	60	2	・保健師教育課程の編成の実際(具体的内容は看護学に準じる)

(削除)

看護教育 演習		専門領域別看護論演習	60	2	
	地域看護における保健師の専門性や活動を学び、自己の地域看護観を明確にする。	地域看護論演習	30	1	・保健師の役割と専門性 ・保健政策と地域保健活動 ・保健活動の場と対象のニーズ ・保健活動と倫理的課題
	各専門領域別看護の教育内容、教育方法について学ぶ。(選択制) (統合分野を含む専門領域から一領域を選択)	専門領域別看護論演習	30	1	・各専門領域の概要と構造の理解 ・各領域の専門的研究に対する文献等のクリティークからの教育内容の明確化 ・各領域の看護実践の振り返りと看護教育に必要な教育内容や教育方法の明確化

表5 助産師養成所専任教員養成にかかる教育内容

<専門分野> (看護に関する分野) 助産学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ。

教育内容	目 標	授業科目	時間数	単位数	主な内容
看護教育課程	看護教育課程を基盤として、助産師教育課程の基本的な考え方を学ぶ。	助産師教育課程概論 <看護教育課程論 45時間のうち10時間をあてる>	(10)		助産師課程 ・助産師教育の特徴と変遷 ・助産学の発展と教育課程 ・助産師教育課程の編成方法の理解(看護学に準じる)
	看護教育課程の基本理念を基盤	助産師教育課程演習	60	2	・助産学教育課程の編成の実際 (具体的内容は看護学に準じ

		として、助産師教育課程編成のプロセスを学び、助産師教育のあり方を理解する。	<看護教育課程演習 60 時間をあてる>		る)
	看護教育演習		専門領域別看護論演習	60	2
		助産の専門性や助産の考え方を学び、自己の助産観を明確にする。	助産論演習	30	1
		各専門領域別看護の教育内容、教育方法について学ぶ。(選択制)(統合分野を含む専門領域から一領域を選択)	専門領域別看護論演習	30	1
(削除) 例1 授業を構成し、実践する能力を養うための「看護教育方法演習」の展開 1. 「教育実習」を中核にした「看護教育方法演習」の展開の考え方 変動する社会で教育実践を創造できる看護教員を育成するために、教育実習での授業実践を中核に理論と実践を融合しながら、「看護教員としての自己形成」「看護学校における教育実践力」「専門性の発展」を培う能力を養う必要がある。その能力を養うためには「教育実践の基本となる内容」「教育実践に関する内容」「教育実践の発展に関する内容」が必要となる。 そこで「看護教育方法演習」を『教育実践基本演習』『教育実践に関する演習』『教育実践の発展に関する演習』の3つの演習から構成した。『教育実践基本演習』では、看護教育の専門職としての自己形成の礎になる知識と技術、教職への展望を定着することをねらいとした。まずは看護学生を理解する必要があると考え、看護師等養成所の看護教員による授業の観察をする演習を位置づけ					

た。それはこれから授業を創るにあたり、学生と教師の双方向的な教授活動を思考しながら、授業を作成できると考えたからである。つまり、授業観察をした結果で得た、看護学生にとっての授業内容を理解する意味を認識した上で、学生の理解が成立するための学習内容、学習方法を思考し、講義・演習における指導計画の作成、臨地実習計画および指導案（日案）の作成、カンファレンス指導案の作成をおこなう。

『教育実践に関する演習』では、教育実習での体験を経て、①学生に問い、学生の理解を確かめる力や深める力をつける、②自らの知識と教育技術の課題に気づき、専門性へのニーズを引き出すことをねらいとする。まずは学内で修得した知識と技術を組み替え発展させ、授業実践できるまでに統合することとする。その教育方法は、自らが教育実習で担当する授業の模擬授業を実施する。そして、その際に自らの課題に気づき、解決していくために、実施後にリフレクションを重視する。また、これまでの教育実習の受講生の状況から、「グループダイナミックスを活用したカンファレンスの運営」、「学生に体験の振り返りを促し、看護としての意味づけ」に困難さがあるため、カンファレンス指導のロールプレイングを実施し、受講生自らが課題を見だし、解決するためのリフレクションを強化する。

そして教育実習終了後に、自己の教育実習での体験をよりよい教育実践の見いだす視点から、看護学教育としての意味を考えるために、教育実習総括を行う。『教育実践の発展に関する演習』では、教育実習での体験をもとに、教師としての自己形成と専門性を発展させることをねらいとする。その方法として、教育実習の体験を基に教育方法に関する論文を記述する。このことから、今後の教師としてのあり方を追究する。

(削除)

表6 授業を構成し、実践する能力を養うための「看護教育方法演習」の展開

能力	学修活動		ねらい
	看護教育実践としての自己形成	看護教育実践における実践	
看護教育実践としての自己形成	看護専門学校での看護教員の授業を観察する	看護専門学校での看護教員の授業を観察する	ねらい 【看護教育の専門職としての自己形成の礎になる知識と技術、教職への展望を定着させる】
	講義・演習における指導計画の作成 臨地実習計画および日案の作成 カンファレンス指導案の作成	講義・演習における指導計画の作成 臨地実習計画および日案の作成 カンファレンス指導案の作成	
看護学校における実践	模擬授業の実施 ・講義の実施 ・臨地実習指導の実施 ・カンファレンス指導のロールプレイング	模擬授業の実施 ・講義の実施 ・臨地実習指導の実施 ・カンファレンス指導のロールプレイング	ねらい 【教育実習での体験を経て、①学生に問い、理解を確かめ、深める力をつける②自らの知識と教育技術の課題に気づき、専門性へのニーズを引き出す】
	教育実習 教育実習総括	教育実習 教育実習総括	模擬授業の目的 学内で修得した 知識と技術を組み替え発展させ授業実践できるまでに統合する 模擬授業後のリフレクションの目的 教育実習までの自分の課題の明確化 教育実習総括の目的 自己の教育実習での体験をよりよい教育実践の見いだす視点から、看護学教育としての意味を考える。

(削除)

専門性の発展	教育実践発展に する演習 教育実習の体験を基に教育 方法に関する論文	ねらい 【教育実習での体験をもとに、教師としての自己形成と専門性を発展させる】 教育実習事後指導 個人のふり返り→教育実習総括→論文
--------	---	--

例2 体験から自らの課題に気づき、解決方法を見いだす 「教育実習」

1. 教育実習の意義

教育実習は、看護教員を目指す受講生にとって欠かすことのできない重要な学習活動である。
 それは教員養成、特に看護教育方法論、看護教育方法演習において学んだ知識や技術を活用し、
 看護教育の実際を経験することにより教員としての自覚が育つ機会である。また、実践すること
 により自己を振り返り、さらに研鑽を励む動機づけが得られるとともに、教員としての責任の重
 大さに気づく機会となる。

2. 教育実習の目標の考え方

前述したように、教育実習で教育活動を体験することは、看護教員のあり方やその価値を学び、
 生涯にわたって成長する看護教員の礎をつくるものであり、看護教員教育において重要な意義を
 持つ。したがって、教育実習の目標は、到達度評価の意味合いより、その成果は、受講生の学習
 体験をとおして方向性や価値観を見いだすことに主眼を置く、体験目標として位置づける。

また、受講生は体験を内省することにより、自己の課題や生涯にわたって学習すべき内容も見
 えてくる。実践を伴う看護教員という専門家としての責任を果たすためにも、このような内省は、
 生涯にわたって繰り返行わなければならない。教育実習でこのような礎となる体験をすることは
 はきわめて重要である。

<上記の考え方に基づいた実習目標例>

A. 実習目標

- 1) 看護教員のあり方を経験を通して知り、教員としての自覚を持つ
- 2) 看護学生を個人および集団として理解する
- 3) 看護学教育の方法論に基づいて、講義および臨地実習指導を体験し、実践的な教育方法を学ぶ
- 4) 実施した教育活動をととして教育方法の評価を行い、看護教員としての自己の課題を明確にする

3. 実習内容の考え方

看護学生を個人および集団として理解するために、「講義」「臨地実習指導(カンファレンス指導を含む)」を実習内容として選択する。「講義」「臨地実習指導」の体験をととして、実践的な教育方法を学ぶ。

つまり「講義」では、看護学生の反応を実感し、看護学生が理解するための内容と方法を考える。「臨地実習指導」では、個に応じた学習支援を体験し、看護学生の体験に基づいた指導の内容と方法を考えることができる。またグループダイナミックスを活用した方法を体験することにより、自己の課題が明らかになると考える。その過程を通して教員としての自覚を持つ。

<上記の考え方に基づいた実習内容例>

B. 実習内容

- 1) 講義看護学のうち1科目の単元の中から原則1単位時間を1回実施する。
受講生は本時の考察および指導案を立案し、授業を行う。
- 2) 臨地実習指導
 - ① 看護学生を原則として1名受け持つ
 - ② 臨地実習指導期間のうち2日以上は指導案を立案して指導を行う
 - ③ グループカンファレンスによる指導を原則として1回行う。
教育実習生がテーマを設定して運営する

4. 実習方法の考え方

担当する講義や臨地実習指導の指導内容と指導方法を考えられるように、実習先の看護教員の行う講義・演習の参観、看護教員の行う臨地実習指導の参観の機会を第1週目におく。ま

ずは受講生の講義の模擬授業を行い、そのリフレクションと指導を活かして本授業を行う。その次に臨地実習指導を行う。

<上記の考え方に基づいた実習方法例>

C. 実習方法

1) 第1週目：オリエンテーション期間

①実習校の把握

②実習病院および実習病棟の状況の把握

③看護教員の行う講義・演習の参観

④看護教員の行う臨地実習指導の参観

⑤講義の準備

⑥模擬授業

2) 第2週：本授業と臨地実習に向けての準備

①模擬授業

②本授業

③臨地実習指導の準備

3) 第3週：臨地実習指導と総括

4) 適宜、学校行事の参加や臨地実習指導者会議の参加、教員業務の観察等

5. 実習評価の考え方

(表8:26～29ページ)

1) 能力評価の必要性

教育実習における評価は、知識や技能の到達度を的確に評価することはもとより大事であるが、それにとどまることなく、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの能力も含めた学習の到達度を評価していくことが重要である。そこで従来の目標分析による到達度評価ではなく、評価対象者の学ぶ意欲や思考力、判断力などの学習をとおして獲得した能力に着目した評価が必要である。それに加えて、自己学習力の向上という観点からルーブリック評価^{注1)}を行う必要があると考える。

注1 ルーブリック評価

ルーブリック評価とは、多種多様な評価資料や情報から、学習者の学習の実現状況进行评估するために活用する得点化のための指針である。これは、ポートフォリオ評価を基盤とし、

評価対象者の能力に着目して、これらを評価資料・情報を基に絶対評価をする考え方である。
ルーブリック評価は、教員と学習者にとって学習の到達状況を把握するための指標となるばかりではなく、次の学習の方向性を示し、自己学習力を培う指針となる。

2) 教育実習における評価の観点の考え方

看護教員としての成長を促すための観点として、平成 12 年の文部科学省における教育課程審議会の答申で示された、自己教育力の育成における教育効果の指標である 4 つの観点「関心・意欲・態度」「思考・判断」「知識・理解」「技能」が妥当であると考え、それを用いる。それぞれの観点の持つ意味と観点を評価する資料については、表 7 に示すとおりである。「関心・意欲・態度」とは、その教授活動における価値づけを意味し、学ぶ力を支える情緒的側面である。これをとおして積極性、持続性、協調性、責任感などが育つことを期待している。

「思考・判断」とは、その教授活動を行うにあたっての、①問題解決の力、つまり考え方の根拠や批判する力、②探求する力、つまり想起から比較、関連づけ、解釈、類推といった思考をたどり、論理を推し進める力が育つことを期待している。

「知識・理解」とは、単に知っているという知識やあてはめてみるといった知識ではなく、教授活動をとおして得られた知識・理解の深化である。メタ認知を働かせる状態にまで深まった知識、つまり自分のものとして位置づけられ、さらに広がりや豊かさを求める力が育つことを期待している。

「技能」とは、その教授活動をとおして習得されることが期待される技能であり、円滑に洗練された技術・技能となる。これらは学生の反応などに対してその場に応じて対応できる力である。

4 つの観点の関係は、「関心・意欲・態度」に支えながら、「思考・判断」を働かせて学習した結果として「技能」「知識・理解」が身につくという関係である。

(削除)

(削除)

表7 看護教員の養成における評価の観点

観点	観点のもつ意味	観点を評価する資料
関心・意欲 態度	その教授活動における価値づけを意味し、学ぶ力を支える 情緒的側面である。これをとらえて積極性、持続性、協調性、責任 感などが育つことを期待している。	・考えを記述した文章 (記録や指導案など) ・観察した内容 ・面接での応答
思考・判断	その教授活動を行うにあたっての、 ① 問題解決の力、つまり考え方の根拠や批判する力、 ② 探求する力、つまり想起から比較、関連づけ、解釈、類推とい った思考をたどり、論理を推し進める力が育つことを期待してい る。	・考えを記述した文章(記録や指導案など) ・観察した内容 ・面接での応答
知識・理解	単に知っているという知識やあてはめてみるといった知識では なく、教授活動をとらえて得られた知識・理解の深化である。 メタ認知を働かせる状態にまで深まった知識、つまり自分のもの として位置づけられ、さらに広がりや豊かさを求める力が育つこと を期待している。	・考えを記述した文章 (記録や指導案など) ・面接での応答
技能	その教授活動をとらえて習得されることが期待される技能であ り、円滑に洗練された技術・技能となる。これらは学生の反応など に対してその場に応じて対応できる力である。	・実施について観察した内 容

3) 評価基準と評価資料の考え方

教育実習における受講生の学習活動を明らかにし、その行動は、評価の観点の何に規定され
た行動かを考え、評価の観点を位置づける。その評価の観点ごとに評価基準を作成する。この
ことにより、「できた・できない」と行動そのものを評価するのではなく、その行動はどのよう
な思考や判断に基づいてなのかなど、能力における評価基準が明確となる。

また、観点ごとに評価資料が異なることがわかる。つまり、面接をしてその応答によって評

価するのか、結果の表れているレポートに基づいて評価するのか、観点によって評価する資料が異なる。観点が決まることでそれに合致した評価基準および評価資料を設定する必要がある。

例えば、表8に示すように、受講生の教授活動が「学生のレディネスに応じた授業の到達目標を設定する」の場合、この活動は、単元における主題の位置づけを考え、前時・本時・次時の関連性から本時の内容を絞り込み、到達目標を設定するという「思考・判断」に基づく活動であることがわかる。よって評価の観点は「思考・判断」となる。そして評価基準が位置づく。評価資料は受講生の思考を評価するので、面接内容や指導案となる。

4) 評価基準の考え方

評価基準において、何がどの程度できているのかという習得状況を具体的に示すための指標である評価基準を設定する必要がある。

評価基準は、学習課題に対する学習者の認識活動の質的な転換点に基準を合わせ、段階を設定する。^{注2)}

例えば、教育実習の評価指標である表8に示すように、評価基準「カリキュラム上の主題の位置づけを踏まえて授業の到達目標を設定できる」の場合は、質の転換点は「本時の内容と目標との一貫性」である。そこを転換点とし、評価基準を作成すると以下ようになる。

- A. 単元における主題の位置づけを考え、前時・本時・次時^{注3)}の関連性から本時の内容を絞り込んで到達目標（達成、向上、体験）を設定できる。
- B. 単元における主題の位置づけを考え、前時・本時・次時の関連性から本時の内容を絞り込んで到達目標（達成、向上、体験）を設定しているが、達成目標が一部本時の内容からずれている。
- C. 単元における主題の位置づけを考え、前時・本時・次時の関連づけが曖昧で、設定した到達目標（達成、向上、体験）は本時の授業内容からずれている。

注2【評価基準を作成する上での質の転換点の例】

達成度レベルを「A～C」の3段階とする

A：十分な達成レベル…基礎的知識の理解や認識・スキルを適用した課題追求ができており、結果における一定の完成度をみる

B：部分達成レベル…基礎的知識の理解や認識・スキルはあるが、その適用が部分的に止まっているため、更に全体としての追求が求められる

C：根本的な改善を要するレベル…課題を扱う上で適用する基礎的知識の理解や認識・スキルが不十分であり、根本的な改善（修正）が求められる

注3 前時：本時の前の授業

本時：今まに行おうとしている授業

次時：本時の次の授業

5) 評価方法とその評価表の活用

受講生の自己学習力を向上する観点から自己評価と指導者による他者評価を行う。評価表の活用は、受講生の自己学習力を高めるために、以下に示す活用方法がある。

<教育実習前での活用の方法>

①模擬授業における相互評価指標としての活用

②個別の講義・臨地実習指導案の作成段階での自己評価指標としての活用

<教育実習における活用の方法>

①教育実習における受講生の授業指標としての活用

②講義・臨地実習指導の実践に対する自己評価指標としての活用

③授業実践に向けた計画段階での指導者との目標の共通理解

④教育実習における指導者の指導指針としての活用

<教育実習後の授業評価・授業研究における活用の方法>

①教育実習における授業指標から自己の課題を見いだす指標としての活用

②授業に必要な能力を再度整理する資料としての活用

(削除)

表 8-1 教育実習評価表【講義】

教授活動	評価の 観点	評価基準	評価資 料	評価基準
1. 学生のレ ディネスに 応じた授業 の到達目標 を設定する。	思考・判 断	カリキュラ ム上の主題 の位置づけ をふまえて 授業の到達 目標を設定 できる。	指導案 面接内 容	A: 単元における主題の位置づけを考え、前時・ 本時・次時の関連性から本時の内容を絞り 込んで到達目標（達成、向上、体験）を設 定できる。 B: 単元における主題の位置づけを考え、前時・ 本時・次時の関連性から本時の内容を絞り 込んで到達目標（達成、向上、体験）を設 定しているが、達成目標が一部本時の内容 からずれている。 C: 単元における主題の位置づけを考えている が、前時・本時・次時の関連づけが曖昧で、 設定した到達目標（達成、向上、体験）は 本時の授業内容からずれている。
2. 文献資 料・実践例な どによる教 材研究から 適切な内容 を抽出する。	思考・判 断	2-1) 当該授業の 内容を、教材 研究を踏ま えて考察し 設定できる。	指導案 面接内 容	A: 抽出した教育内容は、教材研究に基づき看護 として妥当な内容であり、学習内容の範囲 は本時（単元）の主題に合致している。 B: 抽出した教育内容は、教材研究に基づき看護 として妥当であるが、学習内容の範囲は、 本時から逸脱したり、不足がある。 C: 抽出した教育内容は、概ねテキストどおりで ある。
	知識・理 解	2-2) 教師として の教育観・看 護観をふま えて教材研 究し、授業内 容を抽出す る重要性が わかる。	指導案 面接内 容	A: 教材研究し授業内容を設定した理由が、自分 の看護観・教育観に基づいて述べられる。 B: 教材研究し授業内容を設定した理由と、自分 の看護観・教育観との関係性が曖昧にしか 述べられない。 C: 教材研究し授業内容を設定した理由が、テキ ストに準じてとしかいえない。
3. 当該授業 の教育内容 を構造化す る。	思考・判 断	教育内容は、 目標の領域 および学習 上の位置づ けを判断し 構造化でき る。	指導案 面接内 容	A: 既習学習内容と新学習内容とを区別して中 核・基礎・前提目標が設定できる。 B: 既習学習内容と新学習内容との区別が曖昧な まま中核・基礎・前提目標を設定している。 C: 中核目標の設定が曖昧である。

	4. 授業内容は学生が理解しやすく論理性のある順序の配列である。	思考・判断	授業内容は、学生にとって論理的に配列できる。	指導案 面接内容	A: 授業内容の配列は、前時までの授業をふまえて、中核目標を中心に論理的に配列されている。 B: 授業内容の配列は、中核目標を中心に配列しているが、内容のつながりにおいて論理性に欠ける。 C: 授業内容の配列は、中核目標を中心にした配列ではない。
	5. 興味を引く導入であり、動機づけがある。	技能	5-1) 本時の導入において中核目標に関連づけて動機づけができる。	授業実践	A: 本時の導入によって、ほとんどの学生に学習の構えが見られる。 B: 本時の導入によって、半数以上の学生に学習の構えが見られる。 C: 本時の導入によって、一部の学生にしか構えが見られない。
		知識・理解	5-2) 授業実践を振り返り、学生の反応から効果的な動機づけについての理解を深めることができる。	指導案 授業実践 面接内容	A: 授業導入時の学生の反応の理由を分析し、効果的な導入について自分の考えが述べられる。 B: 授業導入時の学生の反応は述べられるが、その理由の分析が曖昧な状態で、導入についての考えを述べている。 C: 授業導入時の学生の反応に基づいた分析ができない。
	6. まとめがあり、学習を発展させる配慮がある。	技能	本時のまとめにおいて、当該授業の中核目標の到達に応じたまとめができる。	授業実践	A: 学生の到達度と関連づけて、本時の要点をまとめることができる。 B: 本時の授業内容の要点をまとめることができる。 C: 実施した授業内容の要点を見失い、中核目標と関連のないまとめをする。または、まとめができない。

	教授活動	評価の観点	評価基準	評価資料	評価基準
	7. 授業内容を説明する。	思考・判断	7-1) 説明内容は授業内容と整合性があり、学生の学習体験と関連させて判断できる。	指導案 面接内容	A: 説明内容は、学生の学習体験をふまえ、授業内容の意味を正確にあらわしている。 B: 説明内容は、授業内容の意味を正確にあらわしているが、学生の学習体験と関連づけられていない。 C: 説明内容は、授業内容の意味をあらわすには不足がある。
		技能	7-2) 本時の展開過程において、学生に伝わるように説明の技術を調整している。	授業実践	A: 本時の展開過程において、学生に伝わるような説明内容の言い換え、スピードや間の調整といった説明方法の変更が全体的にできている。 B: 本時の展開過程において、学生に伝わるような説明内容の言い換えや説明方法の変更が部分的にできている。 C: 本時の展開過程において、学生の理解を確認せず単調な説明になっている。
		関心・意欲・態度	7-3) 本時の展開過程において、学生の反応をとらえようとしている。	授業実践 面接内容	A: 授業中、常に学生全体に視線を向け、学生の反応をとらえようとしている。 B: 授業中、学生の反応をとらえようとしているが、視線の向け方にむらがある。 C: 授業中、学生の顔をほとんど見ていない。
	8. 教材・教具を適切に提示する。	思考・判断	8-1) 授業内容に合った資料等を作成している。	指導案 面接内容	A: 作成した資料等は授業内容に合致しており、適切な表現である。 B: 作成した資料等は授業内容に合致しているが、表現に一部不備がある。 C: 作成した資料等は授業内容に合致していない。
		技能	8-2) 本時の展開過程において、教材・教具を効果的に提示できる。	授業実践	A: 教材・教具をタイミングよく提示・終了でき、学生の理解につながる用い方である。 B: 教材・教具を提示するタイミングはよいが、用い方に一部不備がある。 C: 教材・教具を提示するタイミングが悪く、用い方にも不備がある。

(削除)	9. 授業の展開過程における発問、指示などの技術が的確である。	思考・判断	9-1) 発問は中核目標に基づいて学生の思考を揺さぶるように計画されている。	指導案面接内容	A: 発問は、中核目標に基づいており、学生の思考を揺さぶるものである。 B: 発問は、中核目標の範囲であるが、想起にとどまっている。 C: 発問は、中核目標と関連のないものである。
		技能	9-2) 本時の展開過程において、発問、指示を効果的に用い、授業への参加を促すことができる。	授業実践	A: 発問、指示により学生の思考が促され、領きや指示に応じた反応がみられる。 B: 発問、指示の内容は伝わっているが、反応する学生は一部にとどまっている。 C: 発問、指示の内容が伝わらず、どのように対応したらよいか、学生に戸惑いがみられる。
	10. 学生を尊重した態度である。	関心・意欲・態度	授業中の学生との関わりの中で学生を認め、受け入れようとしている。	授業実践	A: 学生に向き合い、対等で丁寧な言葉づかいをする。 B: 学生に向き合えていないが、丁寧な言葉づかいをする。 C: ぞんざいな言葉づかいをする。
	11. 実践した授業を振り返り、評価する。	思考・判断	自己評価が妥当であるかどうか判断し、授業の改善点を挙げるができる。	自己評価表 実習日誌 面接内容	A: 学生や授業参観者の授業評価を受け入れ、自己評価と比較検討しながら授業を振り返り、改善点を具体的に挙げる事ができる。 B: 学生や授業参観者の授業評価を受け入れ、自己評価と比較検討しながら授業を振り返っているが、改善点は抽象的である。 C: 他者からの評価を受け止めることが出来ず、形式的な振り返りにとどまっている。
	表8-2 教育実習評価表【実習】				
	教授活動	評価の観点	評価基準	評価資料	評価基準
	1. 日々の実習指導目標を、患者の状況、学生のレディネスに	思考・判断	日々の指導目標を当日の患者の状況と学生の実習準備状況	指導案 面接内容	A: 本日の指導目標は、その日の患者の看護を方向づけており、学生の実習準備状況と実習体験に合わせて修正し設定できている。 B: 本日の指導目標は、その日の患者の看護の方

	<u>応じて修正して設定する。</u>		<u>況および実習体験に合わせて設定できる。</u>		<u>向つけもしくは、学生の実習準備状況、実習体験において不十分である。</u> <u>C: 本日の指導目標は、その日の患者の看護の方向づけになっておらず、学生の実習準備状況と実習体験にも合っていない。</u>
	<u>2. 指導目標を達成するために必要な内容を抽出する。</u>	<u>思考・判断</u>	<u>指導内容は、指導目標を達成するために、患者に必要なケアや、学生の実習準備状況と日々の実習体験を考慮して抽出している。</u>	<u>指導案面接内容</u>	<u>A: 設定した指導内容は、指導目標を達成するために、学生の実習準備状況・日々の実習体験・患者に必要なケアに合っている。</u> <u>B: 設定した指導内容は、学生の実習準備状況・日々の実習体験・患者に必要なケアに合わせて考慮しているが、指導目標を達成するためには、いずれかの内容に過不足がある。</u> <u>C: 設定した指導内容は、指導目標を達成するための内容になっていない。</u>
	<u>3. 学生が体験を通して学習できるようにするために指導方法を選択する。</u>	<u>思考・判断</u>	<u>指導方法を、患者の状況と学生の実習準備状況および実習体験に合わせて考えられる。</u>	<u>指導案面接内容</u>	<u>A: 指導方法は、選択の視点（①実習前の学生の準備状態の確認、②患者の状況、③学生の実施時の教師自身の指導行為、④学生へのフィードバック、⑤患者と学生の安全性および倫理的配慮）から検討され導かれている。</u> <u>B: 選択した指導方法は、選択の視点の検討が不足していたり、偏った視点から導かれたりしている。</u> <u>C: 指導方法は、学生の学習体験を狭めたり、意欲を削いだりするものである。</u>
	<u>4. 患者と学生との患者－看護師関係の成立を支援する。</u>	<u>思考・判断</u>	<u>4－1) 患者と学生の関係性を患者－看護師関係形成の視点から、とらえられる。</u>	<u>指導案面接内容実習日誌</u>	<u>A: 患者の心理や立場、患者および学生の対人関係能力、患者と学生の関係性を公平にとらえている。</u> <u>B: 患者の心理や立場、学生の立場のどちらか一方から、患者と学生の関係性をとらえている。</u> <u>C: 患者と学生の関係についてとらえたその根拠を説明できない。</u>

		知識・理解	4-2) 患者と学生 の関係性に 応じて、関係 を調整する 重要性がわ かる。	面接内 容実習日 誌	A: 患者と学生の関係性に応じて関係を調整する 必要性と、その方法を述べることができる。 B: 患者と学生の関係性に応じて関係を調整する 必要性は述べられるが、その方法を述べる ことができない。 C: 患者と学生関係を調整する必要性を述べる ことができない。
	5. 援助場面 において、患 者の状況に 合わせた看 護ケアを学 生が提供で きるように 支援する。	思考・判 断(即時的)	5-1) 患者の状況 に応じて求 められるケ アの内容と、 学生がその 場で提供で きるケア内 容を判断し、 援助を決定 できる。	観察内 容面談内 容	A: ケア場面において、患者自身の反応や学生が ケアを提供することによる影響を判断し、 援助の継続・中止・変更ができる。 B: ケア場面において、患者自身の反応や学生 がケアを提供することによる影響について 偏った判断をして、援助の継続・中止・変 更をしている。 C: ケア場面において、患者自身の反応や学生が ケアを提供することによる影響を判断して いない。
		技能	5-2) 学生が患者 の状態にあ ったより良 いケアを実 施できるよ うに支援す る。	観察内 容面接内 容	A: 学生が患者の状態に合わせてより良いケアを 安全に実施できるよう、工夫や改善点をタ イミングよく助言・指導している。 B: 患者の安全を確保できるように支援してい るが、学生が患者の状態に合わせてケアを提 供する上での助言・指導のタイミングがず れている。 C: 患者の安全を確保するような支援もできず、 学生が患者の状態に合わせてケアを提供す る上での助言・指導をしていない。
	教授活動	評価の 観点	評価基準	評価資 料	評価基準
		関心・意 欲 態度	5-3) 看護教師と して、学生の 技術を高め る支援を行 うために、看 護実践力を 高める必要 性に気づく。	実習日 誌面接内 容	A: 患者の状況を即時的に判断し、学生の能力に 応じてケア実践を支援するために、自己の 看護実践力をより高めるための取り組みを 具体的に挙げるができる。 B: 患者の状況を即時的に判断し、学生の能力に 応じてケア実践を支援するための自己の看 護実践力をより高める必要性については述 べられるが、そのための取り組みについ ては具体的に挙げることができない。 C: 学生の能力に応じてケア実践を支援するため

					の自己の看護実践力が学生のケア技術の指導に影響することを考えていない。
6. 学生の体験した看護の現象を教材化し、看護として意味づけられるように指導する。	技能	学生が自己の体験を振り返り、看護の意味を追求できるように思考を促すことができる。	観察内容 面接内容		A: 学生が援助体験を振り返ることを促し、その意味づけの方向性を示す発問をしている。 B: 学生が援助体験を振り返ることを促しているが、その意味づけの方向性を示す発問が曖昧であったり、教師が一方的に意味づけている。 C: 学生の援助体験の事実を確認するにとどまり、振り返りを促していない。
7. 臨地実習の学習環境を調整しようとする。	知識・理解	臨地の学習環境を学習が促進するように整える必要性を理解する。	実習日 面接内容		A: 学習環境（実習指導者との関係、実習に必要な物品、患者情報の取り扱い）について、学習が促進するように整える必要性と調整の仕方が具体的に述べられる。 B: 学習環境について、学習が促進するように整える必要性は述べられているが、その方法については具体的に述べられない。 C: 学習環境の調整に目が向けられず、調整の必要性を述べられない。
8. 学生の体験の共有と意味づけにつながるカンファレンスを設定する。	思考・判断	学生の体験の共有化と意味づけにつながるカンファレンスの計画が立案できる。	指導案 面接内容		A: 設定したカンファレンスは、実習目標に沿ったテーマが設定され、その運営計画は学生にとって体験の意味づけにつながるものである。 B: 設定したカンファレンスは、実習目標に沿ったテーマが設定されているが、その運営計画は具体性に欠ける。 C: 設定したカンファレンスは、実習目標に沿ったテーマとは言い難い。
9. カンファレンスにおいてグループダイナミクスを活用して思考を促す指導を展開する。	技能	テーマに沿ってグループダイナミクスを活用し、体験からの学びが深化するようにカンファレンスを運営できる。	観察内容 面接内容		A: テーマに沿って、学生の体験を共有し意味づけられるようにグループダイナミクスを活用し、指導技術を操作的に用いている。 B: テーマに沿って学生の意見を引き出すための指導技術は活用しているが、体験の共有、意味づけが曖昧である。 C: 学生のグループダイナミクスの活用がなされず、教師が伝えたいことのみ伝える運営の仕方である。
10. 学生を尊重した関わ	関心・意欲	学生の看護の捉え方を	観察内容		A: 学生の看護の考え方を引き出し、肯定的に受け止める。

	<u>りをしようとする。</u>	<u>態度</u>	<u>尊重し、それを引き出すとする。</u>	<u>面接内容</u>	<u>B: 学生の看護の考え方を引き出そうとするが、教師の価値を優先して判断する。</u> <u>C: 形式的な関わりにとどまり、学生の考えを引き出そうとしない。</u>
11. 実施した指導過程を振り返り、自己の課題を見出す。	<u>思考・判断</u>	<u>指導過程を振り返り、自己の指導上の課題を見出すことができる。</u>	<u>面接内容 実習日誌 自己評価表</u>	<u>A: 指導過程を振り返り、患者のとらえ方、学生のとらえ方、指導技術および学生へのフィードバックについての改善点を挙げている。</u> <u>B: 指導過程を振り返っているが、改善点の挙げ方において具体性に乏しい。</u> <u>C: 指導課程を振り返っているが、改善点が挙げられない。</u>	

Ⅲ. 専任教員養成講習会における運営の考え方

「Ⅰ. 基本的な考え方」の「1. 意義」「2. 位置づけ」に示した教員としてのキャリア開発の目的を達成するためには、企画・運営・評価システムを整え、関係者が連携してそれぞれの役割を果たすことが重要である。

また、教育実践力の向上につながる演習などの能動的な学習ができる時間を十分に担保する必要がある。

1. 組織体制

講習会の運営は、科目の内容と教授方法を中心とした全体の企画から始まる。講習会開始後は受講者の受講状況を把握しながら、講師や教育実習受け入れ校等との調整を行う。講習会の全科目終了後は、受講者の目標到達評価に基づき、講習会の企画・運営の評価を行い、事業の成果と課題を明らかにする。したがって、講習会運営組織を設置し、これらが体系的に実施できるよう組織体制を整えることとする。

1) 講習会運営組織を構成する主な担当者とその役割

(1) 講習会責任者（実施主体责任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）

- ① 講習会責任者は、専任教員養成講習会の実施要領と本ガイドラインに基づいて講習会の企画・運営・評価を進めていく責任者である。
- ② 講習会責任者は、行政等関係者や講習会の企画・運営担当者との連携及び支援を行い、講習会の進行全体の把握を行う。他施設との連携時には、調整責任者となる。
- ③ 講習会責任者は、関係者の意見を集約して、問題を解決する能力が求められる

(2) 企画・運営担当者（講習会の実質的な運営全般の責任者）

- ① 企画・運営担当者は、講習会の基本方針に基づいて、講習会を円滑に運営するための中心となる者である。また、講師に科目内容の周知を行い、受講者には学習受講環境への適応を支援し、講習の目的達成を促進する者である。
- ② 企画・運営担当者は、最新の看護基礎教育の内容と方法及び課題等について認識し、講師と連携を図りつつ、受講者の目標達成に向けて支援する能力が求められる。

Ⅲ 専任教員養成講習会における運営の考え方

看護教員養成の意義、位置づけに示した看護教育者としてのキャリア開発の目的を達成するためには、企画・運営・評価システムを整え、関係職員が連携してそれぞれの役割を果たすことが重要である。

また、一部科目にeラーニングを活用する場合には、種々の配慮が必要である。

1. 運営するための組織体制

講習会の運営は、教育内容と教育方法を中心とした全体の企画からはじまる。講習会開始後は受講生の学習状況を把握しながら、講師や教育実習受け入れ校等との調整を行い、受講生が学習内容の統合を図り、学習を深めることができるように運営する必要がある。講習会の全プログラム終了後は、受講生の目標到達評価に基づき、講習会の企画・運営の評価を行い、事業の成果と課題を明らかにする。

1) 講習会運営組織を構成する主な職員とその役割

(1) 講習会責任者（受託先責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）

- 講習会責任者は、専任教員養成講習会の実施要領とガイドラインに基づいて講習会の企画・運営・評価を進めていく責任者である。
- 行政等関係者や教育担当者で連携を図りつつ、教育担当者の支援を行い、講習会の進行全体の把握を行う。他施設と連携が必要な場合は調整責任者となる。
- 講習会責任者は、関係者の意見を集約して、問題を解決する能力が求められる。

(2) 教育担当者（講習会の実質的な運営全般の責任者）

- 教育担当者は、講習会の基本方針に基づいて、講習会を円滑に運営するための中心となる者である。また、講師には教育内容の周知を、受講生には学習環境への適応を支援し、講習の目的達成を促進する者である。
- 最新の看護基礎教育の内容と方法および課題等について認識し、看護基礎教育を発展させるための自己の考えを持っていることが望ましい。

③ 講習会の企画・運営担当者は、専任で1名以上とすることが望ましい。なお、eラーニングを活用する場合は、eラーニング関連業務の増加分を見込んだ人員の確保が必要である。

2) 講習会プログラムの企画・運営組織（会議等）

講習会の企画・運営・評価を円滑に進めるために、以下に準じる会議を設けることが望ましい。

(1) 運営会議

企画及び運営を行うための会議であり、講習会責任者が開催する。この会議では、教育計画の策定や関係者の連携・調整を行い、最適な講習会の方法や内容について具体的に検討を行う。修了にあたっては企画・運営の評価も行う。

(2) 講師会

① 講師に講習会の目的を周知し、受講者のレディネスに応じた教育が行えるようにするために設けることが望ましい。具体的な目的と方法は、開催都道府県担当者、実施主体責任者、企画・運営担当者が協議して決定することが望ましい。

② 全体的な講師会の他に、演習科目や教育実習など複数講師が指導する科目は、科目毎に講師会を行うことが望ましい。講師会が実施できない場合は調整に赴くことが望ましい。

(3) 受講者の選抜に関する会議

受講者の選抜については、選抜に係る会議を設け、選抜の目的、規準、方法を決めて実施する。構成員は各都道府県もしくは実施主体が定める。

(4) 修了認定に係る会議

修了認定に係る規程を設けて行う。認定の構成員は各都道府県若しくは実施主体が定めて実施する。

○教育担当者は専任で1名以上とすることが望ましい。なお、eラーニングを活用する場合は、eラーニング関連業務の増加分を見込んだ人員の確保が必要である。

2) 講習会プログラムの企画・運営組織（会議等）

講習会の企画・運営・評価を円滑に進めるために、以下に準じる会議を設けることが望ましい。

【運営会議】

○企画、および運営を行うための会議であり、講習会責任者が開催する。この会議では、教育計画の策定や関係者の連携・調整を行い、最適な講習の方法や内容について具体的に検討を行う。修了にあたっては企画・運営の評価も行う。

【講師会】

○講師に講習会の目的を周知し、受講生のレディネスに応じた教育が行えるようにするために設けることが望ましい。具体的な目的と方法は、開催都道府県担当者、受託先責任者、教育担当が協議して決定することが望ましい。

○全体的な講師会の他に、演習科目や教育実習など複数講師が指導する科目は、科目毎に講師会を行うことが望ましい。講師会が実施できない場合は調整に赴くことが望ましい。

【受講生の選抜に関する会議】

○受講生の選抜については、選抜に係る会議を設け、選抜の目的、規準、方法を決めて実施する。構成員は各都道府県が定める。

【修了認定に係る会議】

○修了認定に係る規程を設けて行う。構成員は各都道府県が定めて実施する。

2. 企画・運営の実際

1) 企画

(1) 開催の工夫（担当：都道府県看護行政担当部署等）

看護師等養成所の教育の質を担保するためには、新任教員が専任教員養成講習会を受講し、授業展開能力を始めとする教員としての能力を発揮していく必要がある。そのため、各都道府県等の開催主体団体（実施主体）は専任教員養成講習会を計画的に実施し、看護基礎教育における基礎的な教育実践力を備えた教員を育成するための工夫が必要である。

① 看護師等養成所の数と規模などから都道府県が単独で開催することが困難な場合に、隣接する都道府県が協力し実施している例がある。

例： 隣接するA県とB県はそれぞれ4年に1回開催している

A県開催 → 1年空き → B県開催 → 1年空き → 繰り返す

② 両県の専任教員養成講習会未受講者はいずれかの開催県で受講可能とする。

③ 地理的な問題や受講者の交通の利便性等を考慮し、講師の確保が困難である場合や都道府県における実情を勘案した上で、eラーニングの活用を検討する。

④ 主催者は受講生の利便性を高めるために、年度内開催や年度を超えた開催も考慮し開催計画を立てる。

(2) 開催計画

（削除）

① 受講者選抜

受講者の質の確保のため選抜を行う。ただし未受講者の受講を促進するため、定数を確保するよう努める。

② 企画・運営計画

2. 開催・運営の実際

1) 講習会の企画

(1) 開催方法の工夫（担当：都道府県看護行政担当部署）

看護師等養成所の教育の質を担保するためには、新人等教員が専任教員養成講習会を受講し、授業展開能力を始めとする教員としての能力を発揮していく必要がある。そのため、各都道府県は専任教員養成講習会を計画的に実施し、教員としての基礎的な能力を備えた新任教員を育成する必要がある。

○看護師等養成所の数と規模などから都道府県が単独で開催することが困難な場合に、隣接する都道府県が協力して実施している例がある。

例： 隣接するA県とB県はそれぞれ4年に1回開催している

○ A県開催 → 1年空き → B県開催 → 1年空き → 繰り返す

○ 両県の看護教員養成講習会未受講者はいずれかの開催県で受講が可能

○ 講師の確保が困難である場合や、地理的な問題及び交通の利便性等都道府県における実情を勘案し、eラーニングの活用を検討する。

（新設）

(2) 当該年度の企画

受講生からみた「質の高い講習会」とは、多様性がある豊かな学習体験を通して、専任教員としての自己能力の高まり発達を実感できる講習会である。そのため、専任教員として必要な教育の内容と方法を中心にして、幅の広い学習経験ができるように講習会の教育計画と運営を企画する必要がある。

① 受講生の選抜

受講生の質の確保のため、選抜を行う。ただし未受講者の受講を促進するため、定数を確保するよう努める。

② 教育計画

- ・企画した内容に精通した看護基礎教育関係者を、講習会の企画・運営計画立案に加えることが望ましい。
- ・講習会の目的・目標、期間、科目とその内容及び講師、教育実習計画、進捗表、評価計画等に関する事項を検討する。
- ・科目と内容は、実施要領の別紙一及びガイドラインⅡ-2、表1を参照する。
- ・受講者が学習内容を関連づけて統合しながら学べるように、関連する講義と演習は実施時期を近接させて計画する。

- ・eラーニングを活用する場合は受講者に不利にならないように、活用する科目ごとの受講期間を設定する。
 - ・講師は当該科目に関する教育経験や研究業績を考慮して選定する。
 - ・演習科目は受講者の思考を深めるために複数の講師をおくことが望ましい。
- (削除)

③ 講習会運営規程

- ・講習会運営規程に次の内容を定める。

目的・定員・修業年限・始期及び終期・休業日・講習時間・講習科目と時間数・受講資格・受講志願の手続き・受講者の選考・受講の許可・欠席の届け出・再試験・追試験・科目履修認定・講習会修了認定・修了証の授与・受講者事項の変更・証明書発行・懲戒（受講の停止）

2) 運営

企画・運営担当者は、運営規程および各種の規程に従って、受講者の学習する権利の

○専任教員養成講習会の教育内容に精通した看護教育関係者を、講習会の教育計画立案に加えることが望ましい。

○講習会の目的・目標、期間、授業科目とその内容および担当講師、教育実習計画、授業進捗表、評価計画等に関する事項を検討する。

- ・授業科目と内容は、実施要領およびガイドラインⅡ-2、3および表3～5を参照されたい。
- ・科目の配列は、ガイドライン「教育内容の構造」を参考にして、受講生が学習内容を関連づけて統合しながら学べるように計画する。関連する講義と演習は実施時期を近接させて配列する。eラーニングを活用する場合は、集合研修で実施する演習科目との順序の整合性等を考慮する。

(削除)

- ・eラーニングを活用する場合は、活用する授業科目と科目ごとの受講期間を設定する。
- ・講師は、当該科目に関する教育業績や研究業績を参照して選定する。
- ・演習科目は、受講生の思考を深めるために、複数の講師をおくことが望ましい。
- ・受講者のうち、実習指導者講習会及び特定分野における実習指導者講習会において、専任教員養成講習会のeラーニング科目を修了している者については、当該科目の履修を免除するかどうかを検討する。

③運営指針、受講生の指導指針として講習会教育規程を定める。

○講習会教育規程の内容

目的・定員・修業年限・始期および終期・休業日・授業時間・授業科目と時間数・受講資格・受講志願の手続き・受講生の選考・受講の許可・欠席の届け出・再試験・追試験・科目履修認定・講習会修了認定・修了証の授与・受講生事項の変更・証明書発行・懲戒（受講の停止）

2) 当該年度の講習会の運営

教育担当者は、教育規程および各種の規程に従って受講生の学習権の保障と教育内容の

保障と<u>科目の内容の充実を図りながら、講習を効果的に運営する責任を負う。</u> (1) 受講者の<u>レディネスを把握し、学習の心得や準備のためのガイダンスを行う。</u> ① <u>講習会の意義、位置づけと教育計画、修了認定の規定</u> ② <u>自立した成人学習者としての自覚</u> ③ <u>提携及び利用可能な関連施設（図書館等）</u> (削除) (削除) (2) 適宜、<u>学習環境の調整を行う。</u> (3) <u>講習科目の内容、教授方法について講師と調整しながら学習を支援する。</u> (4) <u>科目履修認定に関わる出席状況の把握を行う。</u> ① <u>各科目の時間数の 2/3 以上の出席の確認</u> ② <u>e ラーニングを活用する場合は、各受講者のコンテンツの視聴状況を確認</u> ③ <u>出席時間数が不足した場合の指導（Ⅲ-3-1 科目履修認定の考え方参照）</u> 注 3 <u>出席時間については、1 科目を複数の講師がオムニバス形式で担当する場合でも、その科目の全時間数の 2/3 以上の出席で履修を認定する。</u> (削除) (5) <u>受講者の健康に対する配慮</u> <u>受講者の学習状況を把握し、受講者が生活リズムを整えながら学習できるように相談・支援を行う。</u> (6) <u>e ラーニングを活用する場合</u>	充実をはかりながら、講習を効果的に運営する責任を負う。 (1) 受講生の<u>レディネスを把握し、学習の構えを作るためのガイダンスを行う。</u> ○<u>講習会の意義、位置づけと教育計画の説明</u> ○<u>自立した成人学習者としての自覚を促す</u> ○<u>提携および利用可能な関連施設（図書館等）の説明</u> ○<u>e ラーニングを活用する場合、e ラーニングの受講方法及びパソコンの動作環境の説明</u> ○<u>実習指導者講習会及び特定分野における実習指導者講習会を修了している受講生に対しては、実習指導者講習会及び特定分野における実習指導者講習会において、専任教員養成講習会の e ラーニング科目を修了している場合、当該科目の履修が免除され得ることを説明</u> (2) 適宜、<u>学習環境の調整を行う。</u> (3) <u>授業内容、方法について講師と調整しながら学習を支援する。</u> (4) <u>科目履修認定に関わる出席状況の把握を行う。</u> ○<u>各科目の授業時間数の 2/3 以上の出席の確認</u> ○<u>e ラーニングを活用する場合は、各受講生のコンテンツの視聴状況及び履修した科目の認定状況を確認</u> ○<u>出席時間数が不足した場合の指導（科目履修認定の考え方参照）</u> 注 <u>出席時間について</u> ・<u>1 科目を複数の講師がオムニバス形式で担当する場合でも、その科目の全授業時間数の 2/3 以上の出席で履修を認定する。</u> ・<u>科目の時間と履修認定は、大学設置基準の単位、時間の考え方を採用するため、1 科目の時間数は講義と演習は 15～30 時間、実習は 45 時間をひとつのまとまりとして単位換算する。</u> (5) <u>受講生の健康に対する配慮</u> <u>受講生の学習状況を把握し、受講生が自分を見失うことなく生活リズムを整えながら学習できるように相談・支援を行う。</u>
--	---

eラーニング運営団体と、受講者の登録等の調整を行う。

また、演習に必要な講義を聴講し、理解した上で演習を運営する際のマネジメントを行う必要がある。このため、eラーニングを活用する場合には、講習科目のつながりを確保するため、集合研修を担当する講師に関連するeラーニング適用科目の内容を十分に理解し説明を行う等、調整を図る。さらに、eラーニングと集合研修を並行して実施する場合には、受講生のeラーニングの進捗状況等を確認する。また、同じ科目の受講生どうしで意見交換できる掲示板を活用するよう説明する、などの支援を行う。

3) 企画・運営担当者の能力

2) で示した講習会を運営するために企画・運営担当者には次の能力が求められる。

(1) 開催計画立案能力

講習会の科目の内容と教授方法は目的の達成に大きく影響する。現状の看護基礎教育の批判的分析に加え、保健医療福祉と看護等の動向と看護基礎教育への社会的なニーズから講習会に必要な内容を設定するためには、厚生労働省等における医療分野等の審議会・検討会等の報告書等から情報を得るなどにより最新の知見を持っていることが望ましい。

企画・運営担当者が知っておくべき主な事項

- ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則
- ・看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン
- ・看護教育課程の教育内容の構造
- ・高等教育制度及び看護教育制度と関連法規

(6) eラーニングを活用する場合

eラーニング運営団体と、受講生の登録等の調整業務を行う。

また、教育担当者は演習に必要な講義を視聴し理解したうえで、演習を運営する際のマネジメントを行う必要がある。このため、eラーニングを活用する場合には、授業科目のつながりを確保するため、集合研修を担当する講師に、関連するeラーニング科目の授業内容を説明し、視聴してもらう等、調整を図る必要がある。

さらに、eラーニングと集合研修を並行して実施する場合には、集合研修の際にeラーニングの進捗状況等を確認し、視聴が進んでいない場合は視聴を推奨する。

一方、eラーニングが修了してから関連科目の集合研修が実施される場合、集合研修に入る前の期間は、受講生は他の受講生との交流を持ちにくく、学習コミュニティが形成されにくいことから、意図的に意見交換の場を設ける、BSS システムを活用する、他の科目の集合研修を時間割に組み入れる等、学習コミュニティの形成にも配慮する必要がある。また、集合研修に入る際には、eラーニング科目の授業内容に関する修得状況を確認し、理解不足や質問の多い内容について、研修として復習を行い、対面で理解を確認しながら演習につなげる等、理論と実践を連動させる工夫が必要である。

3) 講習会教育担当者の能力

2) で示したように講習会を運営するために教育担当者には次の能力が求められる。

(1) 教育計画立案能力

講習会の教育内容と配列は目的の達成に大きく影響する。現状の看護基礎教育の批判的分析に加え、保健医療福祉と看護等の動向と看護基礎教育への社会的なニーズから講習会に必要な内容を設定するためには、専門分野各科目に関連した最新の知見を持っていることが必要である。

○担当者が知っておくべき主な事項

- ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則
- ・看護師等養成所の運営に関する指導要領
- ・看護師等養成所の運営に関する手引き
- ・看護基礎教育課程の教育内容の構造

・看護及び看護基礎教育に関わる検討会報告書

- ・eラーニングを導入した看護師等養成所の専任教員養成講習会の実施方法に関する検討会報告書
- ・講習会の科目を編成するための知識

(2) 学習支援能力

受講者のレディネスは多様である。実務経験では、実習指導者の様々な経験年数や教員として1年～数年の勤務経験がある者等が混在すること、受講動機では、自分の意志による受講、上司等の助言や職務上の命令による受講等が混在することである。このような受講開始時のレディネスが受講者のモチベーションに影響することを意識して、支援を行う必要がある。

また、受講者は、これまでの自己の仕事や考え方を客観化し批判的に分析する機会が多くなるため、自己像が揺らぎ自尊感情が低下することがある。受講者のこうした悩みを受け止め、受講者自身がセルフマネジメントできるように関わる必要がある。

さらに、講習会では演習に力点を置き、アサーティブに自己表現し、協働学習を通して学ぶスキルを身につけ自他ともに成長することを目指す。受講者が自立した成人学習者としての学習のマネジメントスキルを取得すると同時に、協働学習のグループダイナミックスが個人の学習を促すことを理解できるように支援する必要がある。

企画・運営担当者が知っておくべき主な事項

- ・アンドラゴジーの学習支援概念

(3) 連携協働調整力

講師の教育目的・教育内容の理解と適切な教育方法が受講者の学習を促進する。

・看護教育制度および日本の高等教育制度と関連法規・看護及び看護基礎教育、医療に関わる検討会報告書

- ・eラーニングを導入した看護師等養成所の専任教員養成講習会の実施方法に関する検討会報告書
- ・講習会のカリキュラムを編成するための知識

(2) 学習支援能力

受講生は看護師等の実務を5年以上経験しているが、受講するにあたってのレディネスは多様である。実務経験の観点からは、実習指導者の経験や看護教員として1～数年の勤務経験がある者が混在すること、受講動機の観点からは、自分の意思による受講、上司等の示唆、職務上の命令などにより受講する者が混在することである。このような受講開始時のレディネスが受講生のモチベーションに影響することを意識して、支援を行う必要がある。

また、受講生は看護職員としての責任を果たしてきているが、講習会ではこれまでの自己の仕事や考え方を客観化し批判的に分析する機会が多くなるため、自己像が揺らぎ自尊感情が低下することがある。受講生のそうした悩みを受け止めつつ、受講生自身が自己をマネジメントできるように関わる必要がある。

担当者は、受講生が自尊感情を保ちつつ、自己の受講目的の調整を計って学習計画を立て、能力や個性を最大限に発揮するように支援するカウンセリングマインドと、ガイダンス機能を発揮することが必要となる。

さらに、講習会では演習に力点を置き、アサーティブに自己表現し、協働学習を通して学ぶスキルを身につけ、自他ともに成長することを目指す。受講生が自立した成人学習者としての学習のマネジメントスキルを取得すると同時に、協働学習のグループダイナミックスが個人の学習をも促進することを理解できるように支援する必要がある。

○担当者が知っておくべき事

- ・アンドラゴジー（注参照）の学習支援概念

(3) 講師を選定し調整する能力

講師の教育内容（目的）の理解と適切な教育方法の選択が受講生の学習を促進する。

そのため、講師への依頼時には講習会の意義・位置付け・理念の理解を図ることが重要であり、講義シラバスを求めるなどして調整を図る。開講後は講義資料とシラバスの内容の一貫性や、講師自身の講習リフレクションから、講師と協働して内容・方法の調整を行うことが望ましい。

企画・運営担当者が知っておくべき主な事項

- ・講習会の各講習科目の内容に関わる知識、講習科目の内容の構造化の方法

(4) 状況分析能力と問題解決能力（受講者に対するロールモデル行動となる）

講習会の運営上の問題や学習環境の不具合等が発生した場合については、講習会の目的から事態を分析し、受講者の利益・不利益を考慮しながら、運営組織内で調整して解決を図る。

企画・運営担当者が知っておくべき主な事項

- ・教育、指導に関わる倫理

4) 講師に期待するもの

企画・運営担当者は、受講生が講師に期待する能力を把握し、講師選定や教育内容・方法を調整するなど、有意義な講習を企画・運営する責任がある。次に挙げる講師に期待される能力等を講師に説明し、理解を求めるものとする。

(1) 看護基礎教育制度の中で、看護師等養成所が担う役割の理解

看護師等の免許は養成機関に関わらず一本化されている。したがって、看護学生の卒業時の能力の基本的な部分は同等であるという見地に立って、看護師等養成所の教員を目指す受講者と看護基礎教育について協働的に学ぶという姿勢を持つ。

(2) アンドラゴジー概念の理解に基づいた講義・演習の指導能力

演習では受講者の経験知を論理的に裏付けていくために、可能な限り1グループを

そのため、依頼にあたっては講習会の意義・位置付け・理念の理解を図ることが重要であり、講義シラバスを求めるなどして調整を図る。また、e ラーニングを活用する場合には、事前に e ラーニングの授業内容を視聴してもらう等、講義及び演習内容との調整を図る必要がある。開講後は講義資料とシラバスの内容の一貫性や、e ラーニング科目と講義及び演習内容との整合性、講師自身の授業リフレクションなどから、講師と協働して内容・方法の調整を行うことが望ましい。

○担当者が知っておくべき事

- 講習会の各授業科目の教育内容に関わる最新の知識、授業内容の構造化の方法

(4) 状況分析能力と問題解決能力（受講生に対するロールモデル行動となる）

講習会を運営していく過程で問題が生じた場合や、学習促進のための環境調整については、講習会の目的から事態を分析するとともに、受講生の利益・不利益を考慮し、運営組織内で調整して解決を図る。

○担当者が知っておくべき事

- 教育、指導に関わる倫理

4) 講習会において講師に期待するもの（担当者が講師に説明する）

教育担当者は、講習会の講師に求められる能力を理解し、講師の選定や教育内容・方法の調整に活かし、講習を意味あるものにする責任がある。次に挙げる講師の能力等を、講習会の意義、位置付けなどに含めて講師に説明し、理解を求めるものとする。

(1) 看護基礎教育制度の中で、看護師等養成所が担う役割の理解

看護師等の免許は養成機関に関わらず一本化されている。従って看護学生の卒業時の能力は、どの養成機関で教育を受けたとしても基本的な部分は同等であるという見地に立って、看護師等養成所の専任教員を目指す受講生と看護基礎教育について協働的に学ぶという姿勢を持つことが必要である。

(2) アンドラゴジー概念の理解に基づいた講義・演習の指導能力

演習では受講生の経験知を論理的に裏付けていくように指導するために、可能な限り1

1人の講師が担当し、協働して学習の成果をあげていくように指導する。さらに、受講者の能力を個別に評価し、学習を支援する力量が必要である。

(3) 受講者の目標達成を評価する能力

担当する科目の目的・目標、教育内容、指導計画、評価計画を一貫性をもって受講者に提示し、目標達成を支援する必要がある。また、講義、演習を通して教員としての能力を獲得できたか、受講者の自己評価と照合し評価することが望ましい。

(4) 科目評価と講習会の課題分析

受講者への指導過程および受講者の目標達成と課題認識を踏まえた自己の科目の実践の分析から、当該科目の内容・教授方法を検討し、講習会の科目の改善等に貢献することを期待したい。

3. 修了認定の考え方

講習会の修了認定は、出席時間だけで修了を認めるのではなく、受講者自らが、各科目の学習をとおして教員としての基礎的能力を獲得できたという認識をもって講習会を修了することが重要である。

1) 既修得単位の認定の考え方

目標に向かって計画的に学習しながら学習姿勢を形成していくために、科目ごとに評価を行う。科目の評価は次の通りとする。

(1) 出席時間数が当該科目時間数の2/3以上であることを要件とする。

ただし、考慮すべき欠席事由が発生した場合、課題等で学習内容を補充し、出席時間数の一部として認めることができるものとする。

考慮すべき欠席事由の範囲は社会通念から都道府県等の開催主体団体（実施主体）が決め、個々の事由ごとに適用を検討する。

(2) 科目目標に準拠して到達度について受講者個人の学習結果を評価し、修得単位の認定

グループを1人の講師が担当し、協働して学習の成果をあげていくように指導する。さらに、受講生個々人の学習マネジメント能力を評価し、個別に学習支援をする力量が必要である。

(3) 受講生の目標達成を評価する能力

担当科目の目的・目標、教育内容、指導計画、評価計画を一貫性をもって受講生に提示し、目標達成を支援する必要がある。

また、講義、演習を通して専任教員としての能力を獲得できたか、受講生の自己評価と照合しながら双方向的に評価することが望ましい。

(4) 授業評価と講習会の課題分析

受講生への指導過程および受講生の目標達成と課題認識を踏まえた自己の授業実践の分析から、当該科目の教育内容・方法を検討し、講習会のカリキュラムの改善に貢献することを期待したい。

3. 修了認定の考え方

講習会受講者は教員として能力を発揮することを求められる。そのため、出席時間だけで受講の修了を認めるのではなく、受講生自らが、各科目の学修をとおして専任教員としての基礎的能力を獲得できたという認識をもって講習会を修了することが重要である。

1) 科目履修認定の考え方

目標に向かって計画的に学習し、結果の自己評価を通して新たな学習課題への取り組みをマネジメントするという学習姿勢を形成するために、科目毎に評価を行う。科目の評価は次の通りとする。

(1) 出席時間数が当該科目授業時間数の2/3以上であることを要件とする。

ただし、欠席の事由を考慮の上、課題等で学習内容を補充し、出席時間数の一部にかえることができるものとする。

考慮する欠席事由の範囲は社会通念から都道府県が決め、個々の事由毎に適用を検討する。

(2) 科目目標に準拠して受講生個人の学修結果を評価し、科目履修認定を行う。科目履修認

を行う。科目履修認定の評価基準は原則として次の通りとし、C以上をもって当該科目を修得したものとする。

- A 目標は十分達成している
- B 目標は達成している
- C 目標は一応達成しているが努力を要する
- D 目標は達成していない

(3) eラーニングを活用する科目は成績評価までeラーニング上で行う。

原則として1コンテンツの視聴を終了するとともに、コンテンツの内容を理解したことを確認するための「確認テスト」が設定されているとともに、1講習科目の全コンテンツの視聴を終了すると、単位認定のための「科目履修認定テスト」が設定されているため、結果を確認する。

(4) 専任教員養成講習会で一部単位を取得し、何らかの都合で別の実施主体で他の単位を取得する状況になった場合は、申請にもとづき単位認定を行うことができるが、次の点に留意する。

① 教育内容が深く関連する講義科目と演習科目については、学習効果の観点から同一講習会で単位を取得することが望ましい。

② 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講者からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、別紙1の専任教員養成講習会の教育内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の1/2を超えない範囲で、当該講習会における履修に替えることができること。

③ 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講開始後から受講後3年以内に必要単位を取得することにより、本講習会を修了したと認めるものであること。

④ 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、一部科目の単位を取得した後、相当の期間が過ぎている場合は、当該単位科目の教育内容の理解を評価し、認定の可否を判断することが望ましい。

(5) 本講習会は、他の講習会や大学等との互換を想定して単位制とするとともに、他の講習会や大学等で取得した単位の互換を認めるものとする。

① 大学等で取得した単位の認定については、講習会の基礎分野「教育の基盤」の内容

定の評価基準は次の通りとし、C以上をもって当該科目を履修したものとする。

- A 目標は十分達成している
- B 目標は達成している
- C 目標は一応達成しているが努力を要する
- D 目標は達成していない

(3) eラーニングを活用する科目については、単位認定までをeラーニング運営団体が行うので、その結果を確認する。

(4) 専任教員講習会で一部単位を取得し、何らかの都合で別の実施主体で他の単位を取得する状況になった場合は、申請にもとづき単位認定を行うことができるが、次の点に留意する。

○教育内容が深く関連する講義科目と演習科目については、学習効果の観点から同一講習会で単位を取得することが望ましい

（新設）

（新設）

○一部科目の単位を取得した後、相当の期間が過ぎている場合は、当該単位科目の教育内容の理解を評価し、認定の可否を判断する。

(5) 本講習会は単位制とし、大学等で取得した単位の互換を認めるものとする。大学等に進学する場合に単位の認定・履修免除の申請を行うことができるように配慮する。

○大学等で取得した単位の認定については、講習会の基礎分野「看護教育の基盤」「その他」

と同等の内容であると見なすことができる科目を大学・大学院等で履修し単位を取得している場合は、「教育の基盤」に設定した科目の履修を免除できるものとする。

(削除)

2) 修了認定

- (1) 全ての科目の単位認定を受けていること。
- (2) 専任教員養成講習会は厚生労働省が認定する都道府県の事業や実施主体の事業であることから、修了認定は開催都道府県の知事や実施主体の長とする。
- (3) なお、eラーニングを活用する科目は、運営団体からの単位認定の情報を確認すること。

(削除)

の内容と同等の内容であると見なすことができる科目を大学・大学院等で履修し単位を取得している場合は、「看護教育の基盤」「その他」に設定した科目の履修を免除できるものとする。

- (6) 受講者のうち、実習指導者講習会及び特定分野における実習指導者講習会において、専任教員養成講習会のeラーニング科目を修了している者については、当該科目の履修を免除することができる。

2) 修了認定

- (1) 全ての授業科目の履修認定を受けていること。
- (2) 専任教員養成講習会は厚生労働省が認定する都道府県の事業であることから、修了認定は開催都道府県の知事とする。
- (3) なお、eラーニングを活用する科目については、運営団体からの単位認定の情報を確認すること。

注 アンドラゴジーとしての教育

マルカム・ノールズが提唱した概念であり、中核概念は「おとなは自己決定的である」ということである。ノールズはこの前提に含まれる意味を5点あげている。

- 学習の雰囲気は、自分は受容され尊重され支持されているのだとおとなに感じさせるべきであり、「教師と学生のあいだに共同探求者としての相互性の精神」が存在するべきである。
- 学習ニーズの自己診断プロセスに学習者がかかわることを重視すべきである。
- 学習者は、教師から学習の進め方や学習内容に関する情報を受けながら、自分自身の学習を計画するプロセスにかかわるべきである。
- 教育・学習のプロセスは、学習と教師の共同責任であり、「教師」は教授者というよりはむしろ情報提供者や学習のつなぎ役になる。
- 学習者は、自分たちの進行の証拠を自分たちで得る手助けを教師にしてもらいながら、自己評価を行うべきである。

IV. 講習計画、運営の評価

講習会終了時に講習計画・運営について評価を行い、次の開催時に活かすことが必要である。受講者が、修了とともに自立した教員として能力を発展させる能力の獲得のみならず、学習体験内容や学習環境の質も評価する。また、実務に就いてからの能力を追跡評価し、講習会の企画・運営の評価の資料とすることも必要である。

1. 講習計画の評価

講習終了に伴い、講習の妥当性及び適切性を確認し、目的の達成度を判断するものである。基本的には講習に関わる全ての人が評価対象になる。

- 1) 目的、目標、内容、方法、講師、教材の適切さ、講習の開催期間、時間、場所、経費の適切さなどの講習の企画・運営の評価
- 2) 講習会の到達目標の達成度の評価
- 3) 受講者の達成感や満足度の評価
- 4) eラーニングを活用した場合、活用科目や受講期間の設定等の評価
(削除)

出典より『おとなにとっては、ほかのおとなに判断されることほど自分が子どもであると感
じることはない。それは、ほかの人に判断される場合に経験するように、尊重して
いないことと依存していることという究極のサインになるからである。』

出典：『成人教育の現代的実践—ペダゴジーからアンドラゴジーへ』

マルカム・ノールズ著、堀薫夫、三輪健二監訳、鳳書房、2002

IV講習計画、運営の評価

講習終了時に講習計画・運営について評価を行い、次の開催時に活かすことが必要である。講習会の目的は、まず修了時に専任教員としての基本的な能力を獲得することであるが、受講した経験を活かし、自立した教員として実務において能力を発展させていくことができることも目指している。そのような講習が実施できているかどうかを評価し、講習会の内容・方法を充実させていくために、受講生の講習修了時の能力の獲得のみならず、学習体験の質、学習環境の質も評価する。また、実務に就いてからの能力の発展を追跡評価し、講習会の企画・運営の評価の資料とすることも必要であろう。

1. 講習終了時の評価

講習終了時の評価は、講習の評価として研修プログラムの妥当性及び適切性を確認し、講習会の目的の達成度を判断するものである。基本的には講習に関わる全ての人が評価対象になる。

- 1) 目的、目標、内容、方法、講師、教材の適切さ、講習の開催期間、時間、場所、経費の適切さなどの講習の企画・運営の評価
- 2) 養成講習会の到達目標の達成度の評価
- 3) 講習会受講者の達成感や満足度の評価
- 4) eラーニングを活用した場合、活用科目や受講期間の設定等の評価

活用可能な資料の例

- ・講師の講義、演習の指導計画とその評価
- ・受講生による授業評価
- ・受講生による能力評価（講習会修了時）
- ・受講生による学習環境評価と学習環境調整に係る資料・講習会担当者による講習
会計と運営方法の評価

2. 実践の場における受講結果の事後評価

必要に応じて講習会修了者の教育実践状況を把握し、その結果を企画・運営に反映させることが望ましい。

第2部 教務主任養成講習会

I. 基本的な考え方

1. 意義

看護職養成の基盤である看護基礎教育において、看護師等養成所は自らの教育理念にもとづいて教育機能を発揮し、地域社会の要請や国民の期待に対応している。その看護師等養成所において、カリキュラム運営の先進者であることが教務主任の役割機能でもある。したがって、教務主任には、リーダーとして教育事象に潜む課題を分析し、課題解決を図るために教員等を組織化し、協働連携して創造的に学校を管理・運営する能力が求められる。看護師等養成所において、統括的役割を果たすために必要な能力を開発するため、教務主任養成講習会を設ける。

・講習会計画の変更・調整に係る資料、受講生の指導に係る資料

・行政担当者または講習会事務担当者による予算執行に係る資料

2. 実践の場における受講結果の事後評価

必要に応じて講習会修了者の教育実践状況を把握し、その結果を企画・運営に反映させることが望ましい。

第2部 教務主任養成講習会

I. 教務主任養成における基本的な考え方

1. 教務主任養成の意義

グローバル化する社会における生活ニーズの多様化、保健医療福祉システムの複雑化の中で、人々の健康への要請が高まっている。社会的要請に応える上で、看護職の役割拡大が求められ、質の高い看護ケアが提供できる看護職の育成に対する国民の期待は大きい。

看護職育成の基盤である看護基礎教育において、看護教員は、基礎となる教育内容を精選し、教育方法を駆使しながら系統的に教授し、カリキュラムを運営している。それぞれの教育機関が自らの教育理念にもとづいて教育機能を発揮する上では、カリキュラム運営を担う教務主任の役割機能が要である。運営においては、学生の多様化、保健医療環境の変化に伴う臨地実習を行う学習環境の確保・整備の困難などから派生する様々な課題の解決が求められる。

したがって、教務主任には、リーダーとして教育事象に潜む課題を分析し、課題解決を図るために看護教員を組織化し、協働連携して創造的に学校を管理・経営する能力が求められる。

そこで、看護師等養成所において看護教育を推進する上で、指導的役割を果たすために必要な能力を開発する教育課程として、教務主任養成講習会を設けるものである。質の高い教授活動を組織化できる看護教員リーダーを養成することは、看護教育の質の向上につながり、ひいては質の高い看護ケアに対する社会的要請に応えることになる。

2. 位置づけ

教務主任養成講習会は、規定の教員業務に従事した者やそれと同等以上の学識経験を有すると認められる者が教務主任としての専門的能力を培うための講習会である。

3. 理念

教務主任養成講習会の主眼は、「看護基礎教育における統括的役割を果たす能力」を育成することである。高度な教育実践力、広い視野と批判的思考能力、創造力を養う必要がある。このような教務主任を育成するためには、看護基礎教育の経験知を活用して、学校運営が目指すものを概念化できる能力を養う必要がある。

4. 基本方針

＜教務主任に求められるもの＞

① 看護基礎教育の本質を常に演繹するとともに、学生に対する効果的な教育方法及び看護教育課程の編成等の教育に関する知識・技術について習熟していることが求められる。

② 地域や臨床で求められる看護実践力にも精通し、これからの看護基礎教育の動向を予測しながら、新たな看護教育活動を創造する能力が求められる。

③ 学生の個人あるいは集団のレディネス把握、及び教員のレディネス把握に熟知し、円滑なカリキュラム運営に向けた調整や連携に必要な資源を活用する能力が求められる。

④ 学校運営に起こりうる課題や問題事例に倫理的に向き合い、真摯な態度で管理者責任が果たせること、リスクマネジメントにおいて関係者がチームとなって対応・解決するための統制力を身につけていることが求められる。

⑤ 学校経営に関する知識を持ち、実践的に運営する力や意思決定力を身につけることが

2. 教務主任養成の位置づけ

教務主任養成は、看護職の基盤である「看護基礎教育」修了後に免許を得て臨床で看護職としての一定期間業務に従事した上で、「看護教員養成」で看護教員としての基礎的能力を培い、それにもとづく看護教育の経験を持つ看護職が履修するものである。教務主任養成の教育課程は、自らの看護教育の実践内容を理論で検証する学問的追究を教育内容としており、大学院に相当する課程であるといえる。

3. 教務主任養成の理念

教務主任養成の主眼は、「看護教育における指導的役割を果たす能力」を育成することである。そのためには高度な看護教育実践力、広い視野と批判的思考能力、創造力を養う必要がある。このような教務主任を育成するためには、理論から実践へという従来の考え方から脱して、看護経験に基づいた理論形成過程を踏む教育を行う。

4. 教務主任養成における基本方針

1) 教務主任に求められるもの

○教務主任は、教育の本質、看護実践と、その効果的な教育方法およびそれを基盤とした教育課程の編成等の教育に関する基礎的能力を身につけていることが必要である。それに指導者として必要な看護教育に関する専門的知識の学習を加え、これからの看護教育の動向を予測しながら、新たな看護教育活動を創造する能力を養う。かつ学生、看護教員の教育、関係者の調整・管理に必要な学習をし、円滑に学校運営ができる能力を養う。

○看護教育の実質的な向上のためには、学校組織における高度な意志決定を教務主任が担えるようになることが重要である。そのためには、単に学校経営に関する知識を持つことだけでなく、実践的に運営できる力、特に意思決定力を身につける必要がある。

(新設)

(新設)

(新設)

求められる。

(削除)

II. 講習会内容

1. 講習会の目的・目標の考え方

(削除)

1) 講習会の目的

看護学教育における教育課程の管理能力および教員に対する指導力を養い、看護学校を健全に運営する能力とカリキュラム運営を推進する能力を啓発する。

2) 講習会の目標

- (1) 看護基礎教育における課題を改善するための専門的知識を学び、新たな教育方法等を創造する能力を養う。
- (2) 教育機関における管理運営に関する概念を理解し、看護基礎教育に係るマネジメント能力を養う。

2) 本ガイドラインの活用に関する考え方

○教務主任の教育方法においては、看護教育実践の経験、看護学教育の事象を分析し、その問題を的確に捉え、新たな看護教育活動を創り出す方法をとる。

○時代や社会の動向に対応した看護実践力に裏付けられた教務主任の養成のためには、教育課程を常に検討していく必要がある。

○教務主任養成の運用に関しては、受講生が目的を達成するための企画・実施を行い、受講生の達成度、満足度からプログラムを評価し、次のプログラム企画に反映する。

II 教務主任養成における教育課程

1. 教育目的・目標の考え方

教務主任には、教育事象に潜む課題を分析し、その解決を図るために看護教員を組織化し、協働連携して創造的に学校を管理・経営する能力が求められる。そのために1) 看護学教育について専門的知識を学び、看護学教育にこれを適用する能力、2) 教育機関における管理運営に関する概念を理解し、教育効果を高める能力、3) 看護学教育上の問題の分析を行い、それに必要な解決方法を見だし実践する能力が必要である。これらの能力は、実践をとおして教育の場で統合されるものである。

したがって、以下の目的・目標を位置づける。

1) 教育目的

看護学教育における教育課程の管理能力および教員に対する指導力を養い、学校運営を推進する能力を啓発する。

2) 教育目標

- (1) 看護学教育について専門的知識を学び、看護学教育にこれを適用する能力を啓発する。
- (2) 教育機関における管理運営に関する概念を理解し、教育効果を高める能力を啓発する。

(3) カリキュラム運営の問題分析、及び解決方法を見いだし実践する能力を養う。

2. 講習会の内容

1) 専門分野の考え方

講習会の内容の構造は、看護基礎教育の管理者として必要な内容を中核に科目を構成する。

(1) 専門分野の学習内容の要点

- ① 教員に対する指導力を養うことができる内容
- ② カリキュラム運営の管理能力を養うことができる内容
- ③ 学校運営の推進力を養うことができる内容
- ④ 教育上の問題を分析し、総合的な判断力を養うことができる内容

(2) 専門分野の教育内容

① 「看護教育方法・評価」

・「看護教育方法・評価開発」は看護基礎教育において教育方法の質を高めるため、具体的な方法を教員に指導できることをねらいとする。また、学生の修得状況を踏まえ、現状からの改善や提案について協同しながら評価のしくみ等を分析し、妥当性と信頼性のある評価ができるようにする。

・「看護教育方法・評価開発演習」は講義で得た知識をもとに、現在の教育方法が学生の教育目標の達成度に照らした教育方法であるか、自校の特性や課題を実際に明らかにし、その課題を解決するための方法についても演習していく。

② 「看護学校経営」

・「看護学校経営論」は、学校経営・運営の理論を基礎に看護学校運営のあり方を考察し、教育実践への適用能力を高めるために設定する。教育機関として望ましい経営・運営の手法を学ぶためには、成果が上がっている機関や有識者、あるいは研究成

(3) 看護学教育上の問題の分析を行い、それに必要な解決方法を見いだし実践する能力を啓発する。

2. 教育課程の構造 (図3: 45 ページ)

1) 専門分野の考え方

看護教育の管理者として必要な内容で構成する。

- ① 教員に対する指導力を養うための内容
- ② 教育課程の管理能力を養うための内容
- ③ 学校運営の推進力を養うための内容
- ④ 看護教育上の問題を分析し、総合的な判断力を養うための内容

2) 専門分野の教育内容の考え方

教育内容の構造は、看護教育の管理者として必要な内容を中核に科目を構成する。

① 教員に対する指導力を養うための内容

「看護学教育方法論」「看護学教育方法演習」「看護学教育評価論」「看護学教育評価演習」をおく。「看護学教育方法演習」は、看護学教育において教育方法の質を高めるため、具体的な方法を教員に指導できることをねらいとして設定する。「看護学教育評価演習」は、看護学評価の問題点を改善する考え方や評価方法を追究し、妥当性と信頼性のある評価が実践できるようにするために設定する。

(新設)

② 教育課程の管理能力を養うための内容

「看護学教育課程開発」「看護学教育課程開発演習」をおく。「看護学教育課程開発」は、看護学校教育課程の動向を理解し、看護学教育課程のあり方及び開発の方法を学ぶために設ける。「看護学教育課程開発演習」は、理論を踏まえ、看護学教育のあり方を追究しながら、

果の知見等からリーダーとして組織内外の資源を活用し積極的に学ぶことが重要である。

・「看護学校経営演習」をおき、講義で得た知識をもとに経営管理が図られ、地域社会にとって必要とされる学校を率いる能力を演習で高めていく。

③「看護教育課程開発」

・「看護教育課程開発」は、最新の動向を読み解きながら、看護教育課程を多角的に分析し、領域横断等の手法等を先進的に柔軟に開発していく手法を学ぶために設ける。

・「看護教育課程開発演習」をおき、講義で習得した内容を踏まえ、看護基礎教育のあり方を追究しながら、社会の変化、学習者の変化に対応した看護教育課程の開発の考え方についての理解を深めるために演習を行う。

(削除)

(削除)

社会の変化、学習者の変化に対応した看護学教育課程の開発の考え方を深めるために設定する。

③学校運営の推進力を養うための内容

「看護学校経営」「看護学校経営演習」をおく。「看護学校経営」「看護学校経営演習」は、学校経営の理論を基礎に看護学校経営のあり方を考察し、教育実践への適用能力を高めるために設定する。

④看護教育上の問題を分析し、総合的な判断力を養うための内容

「看護学教育開発演習」をおく。「看護学教育開発演習」は、看護教育上の問題を分析し、解決する力を養うために、自らの教育事象を分析し、課題解決を図ることをねらいとして設定する。

そして、これらの内容の基盤となる看護学の内容に「領域別看護論」がある。自らの専門領域だけでなく、各看護領域の現状と課題及び展望を把握し、看護学全体が捉えられるように設定する。

3) 授業内容の配列に関する考え方

受講生の教育課程の管理能力を養うためには、看護学教育課程開発演習がある程度終了した後、看護学教育方法演習、看護学教育評価演習を行うことが、教育課程の全体の理解につながり、効果的である。また「教育課程の管理能力を養うための内容」「教員に対する指導力を養うための内容」を理解した上で、看護学校経営演習で、教育現状の分析を行い、実践可能な解決方法を考えることによって、学校運営の推進力が養われる。

看護学教育開発演習は、上記の内容と平行しながら、最終的に自己の課題解決が図れる能力が身につくよう配列することが望ましい。

3. 教授方法の工夫

教員の資質として、主体的に学習する姿勢を基盤に持ち、自身の考えに確かな根拠を持つことが重要である。そのために、単に新しい知見で開発することだけではなく、自らが教育の意味や看護の専門性を深く探求していけるように、演習形態の授業を多く設定する。

4. 単位・時間数の考え方

本講習会の単位・時間数の考え方は、原則として講義 1 単位 15 時間、演習 30 時間、実習 45 時間とし、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）の考え方に準ずる。

4) 教育方法の工夫

教員の資質として、主体的に学習する姿勢を基盤に持ち、自らの考えに確かな根拠を持つことが重要である。そのために、単に新しい知識を教授することだけではなく、自らが教育の意味や看護の専門性を深く探求していけるように、演習形態の授業を多く設定する。

5) 単位・時間数の考え方

単位・時間数の考え方は、大学設置基準の考え方に準ずる。

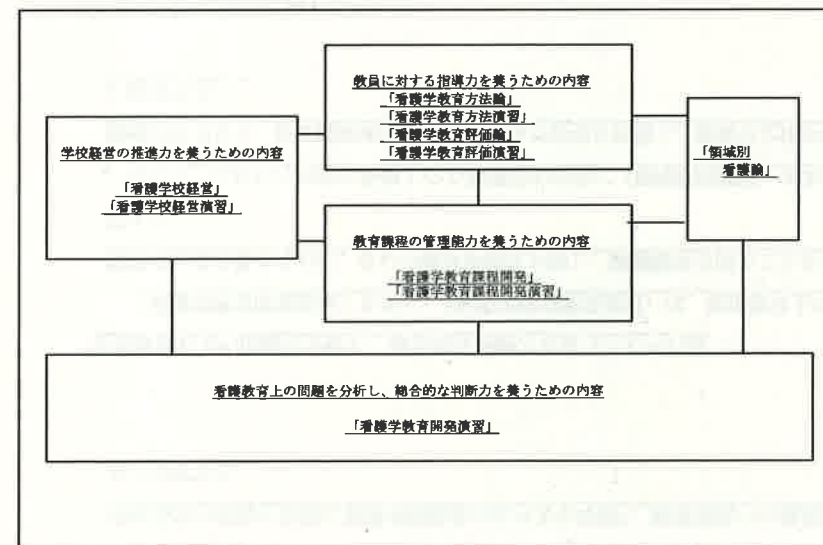


図3 教育課程の構造

(削除)

Ⅲ. 教務主任養成講習会における運営の考え方

看護師等養成所の教育の質を担保するためには、教務主任及びその予定者が、最新の看護基礎教育の動向を踏まえて養成所等の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な能力を養うことが重要である。

教務主任の任に有る者またその予定者が、看護師等養成所の運営・管理についての系統的な研修として、eラーニングの活用や長期休暇を活用した講習会の実施などの工夫をしながら計画的に教務主任養成講習会を受講できるような講習会の運営が期待される。

1. 組織体制

第1部専任教員養成講習会 Ⅲ「運営の考え方」1-1)、2)に準じる。

2. 企画・運営の実際

1) 企画

(1) 開催の工夫

教務主任養成講習会を都道府県単位で開催するには該当者が少ないことが考えられるため、複数の都道府県で協力して開催するなど工夫が必要である。開催方法の工夫については、第1部専任教員養成講習会Ⅲ-2-1)(1)を参照のこと。

講習会の期間は、以下に留意して設定する。

- ① 本講習会Ⅱ-2-1)に述べたように、内容の配列と進度を考慮して講習科目を漸次開講し、前提となる講習内容にもとづいた演習ができるようにすること。
- ② 前提となる講習内容を含む科目と演習の期間が空いてしまうことや、複数年に渡る履修は、学習した内容を統合して教務主任としての能力を形成する観点から配慮を要する。
- ③ 受講者が演習後にも思考を深める時間が必要であるため、十分な自己学習ができるように配慮する。

(2) 開催計画

第1部専任教員養成講習会に準じるものとし、一部について留意点を挙げる。

Ⅲ 教務主任養成講習会における運営の考え方

看護師等養成所の教育の質を担保するためには、教務主任およびその予定者が、最新の看護学教育の動向を踏まえて教育内容を刷新する能力を備えることが重要である。

現在は、看護教員養成講習会修了後に看護師等養成所の管理・運営について系統的な研修を受けることなく重責を担っている教務主任もいる。そのため、教務主任の任に有る者は速やかに、予定者は計画的に教務主任養成講習会を受講することが望ましい。

1. 運営するための組織体制

第1部専任教員養成講習会 Ⅲ「運営の考え方」に準じる。

2. 開催・運営の実際

1) 講習会の企画

(1) 開催の工夫 (担当：都道府県看護行政担当部署)

○教務主任養成講習会を都道府県単位で開催するには該当者は少ないことが考えられるため、複数の都道府県で協力して開催するなど工夫が必要である。開催方法の工夫については、第1部専任教員養成講習会Ⅲの「開催の工夫」を参照のこと。

○講習会の期間は、次の①～③に留意して設定する。

- ①Ⅱ-2-3)に述べたように、内容の配列と進度を考慮して授業科目を漸次開講し、前提となる教育内容に基づいた演習ができるようすること。
- ②前提となる教育内容を含む科目と演習の期間が空いてしまうことや、複数年に渡る履修は、学修した内容を統合して教務主任としての能力を形成する観点から配慮を要する。
- ③本講習会では、演習科目を多く設定している。演習は、各受講生が事前学習をして臨む必要がある。また、演習後にも思考を深める時間が必要である。そのため、十分な自己学習活動ができるように配慮する。
(※演習の意義はⅡ-2-4) - (1)を参照。)

(2) 当該年度の講習会の企画

第1部専任教員養成講習会に準じるものとし、一部事項について留意点を挙げる。

講習会の目的・目標、期間、科目とその内容及び担当講師、講習計画、授業進捗表、授業評価に関する事項を検討する。

・講師選択時の留意事項

この講習会では、既に看護師等の養成を経験している者が、自らの教育実践及び看護基礎教育に関わる事象、研究成果を批判的に検討して学習を進めていく。そのため、受講者のレディネスを把握し、受講者が主体的に演習に参加できる、アクティブラーニング等の理論に基づいた指導をできる講師を選択する。

2) 運営（主として企画・運営担当者が行う）

第1部専任教員養成講習会 III-2-2) に準じる。

3) 企画・運営担当者の能力

第1部専任教員養成講習会 III-2-3) に準じるものとし、一部追加事項を挙げる。

(1) 開催計画立案能力

企画・運営担当者が知っておくべき主な事項

- ・看護学校管理の考え方
- ・経営に関する最新の考え方

4) 講師に期待するもの

第1部専任教員養成講習会 III-2-4) に準じるものとし、教務主任養成講習会において強調したい内容を挙げる。

(1) 看護師養成所等の管理・運営を担う教務主任に必要な能力の理解

教務主任が看護師等養成所の教育の改善向上を図るためには、「広い視野と批判的思考能力」「創造力」「実践知から理論への転換能力」が必要であることを講師は理解し、講義内容、方法を構想する必要がある。

(削除)

○講習会の目的・目標、期間、授業科目とその内容および担当講師、教育実習計画、授業進捗表、評価計画に関する事項を検討する。

・講師の選択（留意事項）

この講習会では、既に看護師等の養成を経験している者が、自らの教育実践および看護基礎教育に関わる教育事象、研究成果を批判的に検討して学習を進めていく。そのため大学院相当の演習を指導できる講師を選択する必要がある。

2) 当該年度の講習会の運営（主として教育担当者が行う）

第1部専任教員養成講習会 III-2-2) に準じる。

3) 講習会教育担当者の能力

第1部専任教員養成講習会 III-2-3) に準じるものとし、一部追加事項を挙げる。

(1) 教育計画立案能力

○担当者が把握しておくべきこと（教務主任養成のための追加事項）

- ・教務主任の業務の実態
- ・看護学校管理・経営に関する最新の考え方

4) 講習会における講師に期待するもの（講習会担当者が講師に説明する）

専任教員養成講習会 III-2-4) に準じるものとし、教務主任養成講習会において強調したい内容を挙げる。

(1) 看護師養成所等の管理・運営を担う教務主任に必要な能力の理解

教務主任が看護師等養成所の教育の改善向上を図るためには、「広い視野と批判的思考能力」「創造力」「実践知から理論への転換能力」が必要であることを講師は理解し、講義内容、方法を構想する必要がある。

(2) アンドラゴジー概念の理解に基づいた講義・演習の指導能力

演習は受講生の経験知を論理的に裏付けていくように指導するために、可能な限り1グループを1人の講師が担当し、受講生と協働して学習の成果をあげていくように指導する。また、個々人の学習マネジメント能力を評価しながら、経験知を学問的な理解に深めていくように学習を支援する能力必要である。

3. 修了認定の考え方

第1部専任教員養成講習会 Ⅲ-3-1) (1) ~ (3) に準じるものとし、一部追加事項を挙げる。

(1) 教務主任養成講習会で一部単位を取得し、何らかの都合で別の実施主体で他の単位を取得する状況になった場合は、申請にもとづき単位認定を行うことができるが、次の点に留意する。

① 教育内容が深く関連する講義科目と演習科目については、学習効果の観点から同一講習会で単位を取得することが望ましい。

② 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講者からの申請にもとづき、個々の既修の学習内容を評価し、別紙1の教務主任養成講習会の教育内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の1/2を超えない範囲で、当該講習会における履修に替えることができること。

③ 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講開始後から受講後5年以内に必要単位を取得することにより、本講習会を修了したと認めるものであること。

④ 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、一部科目の単位を取得した後、相当の期間が過ぎている場合は、当該単位科目の教育内容の理解を評価し、認定の可否を判断することが望ましい。

4. 大学等との単位の互換

本講習会は、他の講習会や大学等との互換を想定して単位制とするとともに、他の講習会や大学等で取得した単位の互換を認めるものとする。大学院等に進学する場合に単位の認定・履修免除の申請を行うことができるように配慮する。

IV. 講習計画、運営の評価

第1部専任教員養成講習会IVに準じる。

3. 修了認定の考え方

第1部専任教員養成講習会 Ⅲ-3 に準じるものとし、一部追加事項を挙げる。

○教務主任養成講習会で一部単位を取得し、何らかの都合で別の実施主体で他の単位を取得する状況になった場合は、申請にもとづき単位認定を行うことができるが、次の点に留意する。

① 教育内容が深く連関する講義科目と演習科目については、学習効果の観点から同一講習会で単位を取得することが望ましい。

(新設)

(新設)

② 一部科目の単位を取得した後、相当の期間が過ぎている場合は、当該単位科目の教育内容の理解を評価し、認定の可否を判断することが望ましい。

4. 大学院等との単位の互換

本講習会は単位制とし、大学院等に進学する場合に単位の認定・履修免除の申請を行うことができるように配慮する。

看護学教育専攻等をおく大学院が増えてきていることから、受講者から単位認定申請が合った場合は、慎重に審査する。

IV 講習計画、運営の評価

第1部専任教員養成講習会IVに準じる。

専任教員養成講習会及び 教務主任養成講習会ガイドライン

令和2年9月24日

厚生労働省

はじめに	1
第1部 専任教員養成講習会	3
I. 基本的な考え方	3
1. 意義	3
2. 位置づけ	3
3. 理念	3
4. 基本方針	3
II. 講習会の内容	4
1. 講習会の目的・目標の考え方	4
2. 講習会の内容	6
3. 教授方法の工夫	9
4. 教育評価の考え方	9
5. 単位・時間数の考え方	9
III. 専任教員養成講習会における運営の考え方	9
1. 組織体制	10
2. 企画・運営の実際	11
3. 修了認定の考え方	15
IV. 講習計画、運営の評価	17
1. 講習計画の評価	17
2. 実践の場における受講結果の事後評価	17
第2部 教務主任養成講習会	18
I. 基本的な考え方	18
1. 意義	18
2. 位置づけ	18
3. 理念	18
4. 基本方針	18
II. 講習会内容	19
1. 講習会の目的・目標の考え方	19
2. 講習会の内容	19
3. 教授方法の工夫	20
4. 単位・時間数の考え方	20
III. 教務主任養成講習会における運営の考え方	20
1. 組織体制	21
2. 企画・運営の実際	21
3. 修了認定の考え方	22
4. 大学等との単位の互換	23
IV. 講習計画、運営の評価	23

はじめに

看護基礎教育の充実に向けて、教員の質の向上は最も重要な課題の一つである。専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、都道府県等が実施する専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会の質の向上と平準化を目的に、平成 22 年 4 月に作成された。その後、e ラーニングの導入により平成 25 年 4 月にガイドラインの一部が改正され、今回の改正は 3 回目となる。今般、平成 30 年 4 月に設置された看護基礎教育検討会における、将来、社会や地域から必要とされる看護職を養成するための教員養成講習会のあり方の見直しに関する議論を踏まえ、ガイドラインを改正するに至った。

看護基礎教育検討会では、教員の負担が増大する要因として、実習施設の確保、カリキュラム外での補講や演習等の学生の学習指導の増加、成績管理等の事務作業等が指摘されたところである。看護基礎教育の現場においては常に、教員には教育実践力や看護実践力の向上が求められているが、こうした実情により、研修への参加が難しいなどといった状況が生まれている。これらの課題や実状を勘案し、講習会の内容を精査し重複部分を削減するなどの教育内容を整理した。主要な改正点は以下のとおりである。

- ・基本方針や到達目標では、将来を見据え、専任教員や教務主任が獲得し強化すべき能力について記載内容を充実させた。
- ・令和 2 年度改正カリキュラムの趣旨を踏まえて科目ごとの教育目標と内容を詳細に記載した。
- ・現行ガイドラインの「教員の教育実践力と講習会終了時の到達目標」の表を残し、「教育実践力と教育内容の関係」「教育内容一覧」の表など、重複箇所を削除した。
- ・現行のガイドラインの指導案例や教育実習評価表は講習会の運用において、すでに浸透していると考えられることから、ガイドラインの記載から削除した。

看護教員に関する講習会の教育内容や教育方法の精選を図ることで、これまでよりも運営企画の柔軟性は高まるものと期待している。特に、「図 1 看護教員等に関する講習会の体系」や「表 1 教員の教育実践力と講習会終了時の到達目標」を、各実施主体で行う講習会の位置づけの整理や目標設定の参考にしていきたい。

図1 看護教員等に関する講習会の体系

教務主任養成講習会

管理期

看護教育課程開発
看護教育課程開発演習

【看護教育課程管理能力】

看護教育方法・評価開発
看護教育方法・評価開発論演習

【看護教育実践能力及び評価能力】

看護学校経営論
看護学校経営演習

【学校組織経営能力】

専任教員養成講習会

新任期

看護教育課程論
看護教育課程演習
専門領域別看護論演習
看護教育・制度論

【看護教育課程編成能力】

看護教育実習

看護教育方法論
看護教育方法演習

【看護教育実践能力】

看護教育評価論
看護教育評価演習

【看護教育評価能力】

看護学校組織運営論

【学校組織運営能力】

実習指導者講習会

【看護や自己の看護観の理解の深化】 看護論・看護論演習※・看護教育課程論

【教育の基盤】 教育原理・教育方法・教育心理・教育評価・情報通信技術※（※は専任教員のための科目）

臨床

【実習指導の基盤】 実習指導方法論、実習指導方法演習

看護師等としての臨床経験

第1部 専任教員養成講習会

I. 基本的な考え方

1. 意義

グローバル化し続ける社会において、生活ニーズの多様化、疾病構造及び人口構造の変化、保健医療福祉システムの複雑化が進行し、ますます人々の健康への関心は高まっている。このような背景を踏まえ、将来を担う看護職の養成に対する国民の期待は大きい。

看護職を目指す人材が、看護基礎教育で培うべき能力を段階的、かつ効果的に獲得できるように、社会の変化に対応しながら、教育実践を展開していく教員を育成するための必要な講習会として、専任教員養成講習会を設ける。

2. 位置づけ

専任教員養成講習会は、規定の年限及び看護師業務に従事した者が、教員としての基礎的能力を培う課程である。ただし、大学又は大学院において教育に関する科目を履修した者についても、希望があれば受講を認めて差し支えない。

3. 理念

専任教員養成講習会の主眼は「看護基礎教育における教育実践を展開する能力」を育成することである。質の高い看護ケアを提供する看護職を養成するためには、教員自身が、豊かな人間性と創造力を持ち、教育観に基づいた教育実践力を身につける必要がある。このような教員を育成するためには、理論から実践、実践から理論という理論と実践を往還する講習が必要である。

4. 基本方針

＜教員に求められるもの＞

- ① 教員として学生の人権を擁護するとともに、学生が人間の尊厳や倫理について考察できるように指導を行うこと。
- ② 学生のレディネスを踏まえて、学生が主体的に学ぶことができる教育方法を推進すること。
- ③ 習得した教育方法を個人や集団に合わせて使用すること。
- ④ 講義・演習・臨地実習指導において、意図的かつ計画的に授業^{注1}を設計・展開できること。
- ⑤ 指導案作成において学生の目標達成に向けた教育内容や教育方法を明確にすること。
- ⑥ 実施した教育活動の指導過程及び指導結果に対する評価を行い、次の教育活動に活か

していく実践能力があること。

- ⑦ 新たな保健・医療・介護・福祉における課題を踏まえ、その中で看護職が果たすべき役割を理解した上で、多職種と連携・協働しながら看護実践できる看護職を養成する視点をもつこと。
- ⑧ 専門職としての自律性、創造性、協働性などの能力を育成するため、理論と実践の往還や経験から学び、統合をはかること。

注1 講義・演習・臨地実習を指す。

Ⅱ. 講習会の内容

1. 講習会の目的・目標の考え方

1) 講習会の目的

看護基礎教育の教育実践に必要な知識・技術・態度を習得し、教員として創造的に活動し得る能力を啓発する。

2) 講習会の目標

- (1) 教員としての責務を自覚し、学生の個性を尊重し対応する能力を養う。
- (2) 学生のレディネスに応じた授業を展開する能力を養う。
- (3) 看護師等養成所の組織の一員として教育環境・体制を調整する能力を養う。
- (4) 自ら研鑽し看護基礎教育を追究する能力を養う。

3) 講習会終了時の到達目標

専任教員養成講習会の目的及び目標を達成するために講習会終了時に到達すべき目標を表1に示す。3つの能力『看護基礎教育の基盤となる能力』『看護基礎教育実践の展開能力』『看護基礎教育実践の中で研鑽する能力』と、その能力形成に必要な要素を示し、さらに要素を定義づけしたものから43の到達目標を明確にしている。体系化された教育内容を学んだ結果「講習会終了時における教員としての基礎的能力を反映した行動(performance^{注2})」として到達目標をとらえる。(表1:5ページ)。

注2 教員としての感情・思考・判断を伴った実際の教育活動における統合的な行動を指す。

表1 教員の教育実践力と講習会終了時の到達目標

能力	要素	定義	講習会終了時の到達目標
I 看護基礎教育の基盤となる能力	A 基本的責務	1 教員として果たすべき責務及び業務範囲を認識する能力 2 自分の専門的判断と行為に関する説明責任を果たす能力 3 学習の成果や学生の反応から課題を見出し、自己の役割を追求する能力	1 組織の一員としての自己の果たすべき責務やその範囲について認識し、教員会議等で発言する必要性がわかる。 2 自己の看護基礎教育に対する考えを明確にし、それを学生に示すことができる。 3 文献や有識者の意見から教員として果たすべき役割を見出すことができる。 4 自分の役割を果たす上での限界を、同僚あるいは関係者に説明できる。 5 自分の言動が学生に及ぼす影響を自覚して、責任ある行動がとれる。
	B 倫理実践	1 看護基礎教育における倫理課題について理解し、教育を実践する能力 2 学生の尊厳や人権を擁護するとともに、意志決定を支え援助する能力	6 教員として知り得た学生の個人情報保護できる。 7 学生が立てた学習計画を尊重しながら、必要な助言ができる。 8 学生の人権を侵害するような行動を避け、学生の支援を行うことができる。
	C 学生との援助的人間関係	1 相互理解を基本とした援助関係を形成する能力 2 学生の生活背景や価値・信条、文化を理解する能力	9 学生の個性を大切に、個々の成長に応じて対応できる。 10 学生の相談に応じる際には丁寧に話を聞くなど、学生の考えを受け止めながらコミュニケーションをとることができる。 11 授業では、学生の意見や要望を受け入れるような対等な関わりができる。 12 学生が臨地実習上で体験する理想と現実の乖離に対する戸惑いを受容することができる。
II 看護基礎教育実践の展開能力	1 学生のレディネスに応じた教育実践力	D 教育的判断	13 ケア場面において、対象の反応や学生のケア提供による影響を見極め、援助の中止・変更を決定できる。 14 学生がケアを対象の状態に合わせて安全に実施できるように、対象のベッドサイドで、ケアの改善点をタイミングよく助言・指導できる。
		E 計画的な授業展開	15 学生の既習知識・経験・考え方を捉え、授業の到達目標が設定できる。 16 自己の看護観と教育観を踏まえた教材研究をし、授業内容を抽出できる。 17 授業内容を中核目標として、論理性のある順序で配列できる。 18 実習目標を達成するために、対象に必要なケアや学生の実習体験を考慮して、指導内容を抽出できる。 19 実習目標を達成するために、対象の状況と学生の実習体験を考慮して、実習指導方法を選択できる。 20 保健師助産師看護師学校養成所指定規則と比較して、自校または、教育実習を行った養成所のカリキュラムの特徴を述べることができる。 21 自校または、教育実習を行った養成所等の看護基礎教育の現状を分析し、カリキュラム上の課題を見出すことができる。 22 授業では、学生の反応を捉えながら、教材・教具を提示し説明できる。 23 授業では、発問や指示、KR情報を用いて学生の思考を促し、理解内容の確認ができる。 24 学生が看護の現象について研究的態度で追求できるように、文献の検索方法や読み方を指導できる。 25 学生が対象の状態に合わせて安全にケアを実施できるように、ロールモデル行動を示すことができる。 26 学生と対象の関係を捉えて、患者-看護師関係形成の視点から調整の必要性が判断できる。 27 学生に体験の振り返りを促し、看護として意味づけられるように発問できる。 28 学習内容が深化していくようにグループダイナミクスを活用して、カンファレンスを運営できる。
		F 教育実践の評価	29 授業目標の達成についての評価結果を指導に生かすことができる。 30 指導過程を振り返り、用いた教材や指導技術について、改善点を見出すことができる。
	2 体制・教育環境と教育能力	G 協働的教育活動の推進	31 人々の協力を得て、教育活動を新たに考えだすことができる。
		H 教育活動における危機管理	32 学習活動の中で起こりうるリスクを予測し、事故を防止するための情報発信や環境調整などの対処方法が考えられる。
		I 教育組織におけるチーム連携	33 臨地実習において、学習が促進するように、実習に必要な物品や実習指導者との関係を整えることができる。 34 必要に応じて、臨地実習の指導責任者や指導者との連絡や調整の時期を判断できる。 35 多職種との協働の必要性と、その中で看護職が果たす役割について説明できる。
III 看護基礎教育実践の中で研鑽する能力	J 教育組織の運営	1 教育組織の一員として、質の高い教育実践を運営できるように協働する能力	36 自分が担当している業務内容を同僚に話し、意見を求める必要性がわかる。
	K 専門性の向上	1 看護及び看護基礎教育の現象を分析し、看護学・看護教育学を探究する能力 2 社会における看護基礎教育の役割について、人々の認識を得られるようにあらゆる場で表明する能力	37 専門領域の内容に関する教材研究において、テキスト・資料の内容を批判的に検討できる。 38 看護基礎教育の意義や実態を理解し、論理的に他者に説明することができる。
	L 質の評価と改善	1 看護実践から得た知識や研究の成果を活用して、看護基礎教育を改善し、教育の質を向上させる能力	39 困難を感じた自己の教育実践を振り返り、新たな知見に基づいた改善点を見出すことができる。 40 教材の改善や開発に関して能動的に行動できる。
	M 継続学習	1 学ぶことへの動機（モチベーション）とエネルギーを維持させ、自分自身を振り返り、専門職としての能力を保持・向上させる能力	41 専門領域の研究の動向を把握し、追求したいテーマを見出すことができる。 42 教員として自己のあり方を洞察し、課題を見出すことができる。 43 専門領域の看護実践力・教育実践力を向上させるために、実践的な内容に関する学習を続けていくことができる。

*受講生が体験をとおして獲得した能力を「到達目標」に示したものである。「できる・できない」の行動のみを評価するものではない。

受講生が自己の課題を見出し、今後の教育実践で解決していく方向性を明確にするものである。

2. 講習会の内容

1) 基礎分野・専門分野の考え方

講習会の内容は、基礎分野と専門分野で構成する。

(1) 基礎分野の学習内容の要点

基礎分野は教育の基盤であり、教育に係る一般的知識・技術として学ぶべき内容を主とする。

- ① 教員としてのものの見方、考え方を広めるための内容
- ② 教育学に関する内容
- ③ 教育の対象である学生の理解を深める内容
- ④ 教育活動に情報通信技術や研究成果を活用できる内容

(2) 専門分野の学習内容の要点

専門分野は看護学の教授に関する内容であり、教員に欠かせない専門的な教育の知識と技術を修得するための内容を主とする。

- ① 教育内容の核心となる看護学の理解と自己の看護実践と理論を統合できる内容
- ② 授業を設計し、展開する能力を養うことができる内容
- ③ 実践した教育を評価できる能力を養うことができる内容
- ④ 看護教育課程を編成する能力を養うことができる内容
- ⑤ 教員として学校の組織運営に主体的に関わる能力を養うことができる内容
- ⑥ 教員としてのあり方を考え、追求し、高等教育における教員観・教育観を明確にできる内容

2) 科目ごとの教育目標及び教育内容

講習会の内容及び目標は専任教員養成講習会実施要領（別紙一）を参照する。

(1) 基礎分野

①「教育原理、教育心理、教育方法、教育評価」

- ・教育の基盤の4科目は、現行と同様に教育の本質や教授活動の基礎、学習者のレディネスを理解する意義や学習過程での教員の役割など、専門分野に繋がる学習の土台である。

②「情報通信技術」

- ・「情報通信技術」は新規科目であり、学校運営に係る情報通信技術・知識を学ぶ。
具体的には、受講者が情報リテラシーを思慮しながら能動的に活用できる教育のツールとして、通信技術の種類や特徴、基本的な情報処理の操作や文献・活用方法等

を習得する。また、専門分野の学習につながるように、講習会の早い時期にこれらを学習し、その後にクリティークにおける文献活用など演習形式の学習機会を設定することが望ましい。

(2) 専門分野

①「看護論」

- ・「看護論」では、看護場面に起こりうる倫理的課題に看護職としてどう向き合うか、学生の考察を深化させる関わりができるよう、看護基礎教育の実践の基礎として、受講者が自己の看護経験を看護の臨床知として明確にする。
- ・「看護論演習」では、受講者が経験した看護場面を探求し、受講者間で共有することで多面的な省察を目指す。また、同様に倫理的課題を洞察するなど、対象や家族のニーズに応じた看護の提供について学生に助言できるよう、演習において自己の看護実践を振り返り、看護の知の言語化を目指す。

②「看護教育論」

- ・「看護教育・制度論」として、看護基礎教育の歴史的変遷を踏まえ、看護教育のあり方について考える。歴史的変遷や教育制度を背景として看護師等養成所における教育理念の意味を理解し、教員としての教育観の形成を助ける。また、これからの看護基礎教育を展望しながら、求められる看護職としての職業倫理と教育者としての責務について学習する。

③「看護教育課程論」

- ・「看護教育課程論」は看護教育課程の編成の考え方を中心に学ぶ。また、保健師助産師看護師学校養成所指定規則や看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに示されている卒業時の到達目標を参照し、新たに見直された教育内容の趣旨や専門領域の特徴についても学ぶ。看護師等養成所の特徴を踏まえ、カリキュラム編成のプロセスを体系的に学んでいく。
- ・「看護教育課程演習」は令和2年度カリキュラム改正の趣旨や見直しの方向性を理解した上で、領域横断など、学生が効果的に習得できるよう柔軟なカリキュラム編成を工夫する過程を学習していく。

④「看護教育方法」

- ・「看護教育方法論」は、学生が学習目標を到達できる授業設計、いわゆる指導案を立案する内容である。文献や研究等で示唆を得た最新の知見を教授活動に反映させる手法も習得する。講義、演習、実習等の授業設計について幅広く学習する。学生理解に必要な学生観、看護の現象を教材化する教材観、教育者の教育上の工夫や留

意点を明確にする指導観、それぞれの反映方法も学ぶ。

- ・「看護教育方法演習」では、講義で学んだ知識・技術をもとに、受講者が指導案を作成し模擬授業を実施する。模擬授業により自身の特性や強みを知り、課題を見出すことでより質の高い教育方法を身につける。

⑤「看護教育演習」

- ・「専門領域別看護論演習」では、看護学の専門領域の概要とその関係性を理解し、その領域における教育上の課題を明確にすることをねらいとしている。これからの看護職の役割は、看護の対象としての個人・家族等それぞれの背景等を考慮し、各専門領域に特徴づけられた専門性の高い看護の実践を理解する。これらの専門性を踏まえ、各専門領域における教育内容を創造する過程を学ぶことが望ましい。

⑥「看護教育評価論」

- ・「看護教育評価論」では、評定と評価の違いや形成的評価の意味を理解し、目標と内容及び評価方法の一貫性を学ぶことを重視する。
- ・「看護教育評価演習」では、授業評価の評価基準や試験問題等を作成し、それに基づく評価活動の実践を体験することにより、授業と評価の一体化の理解を深める。また、パフォーマンス評価等の複数の評価手法を体験し、教育実習に活用する。

⑦「看護学校組織運営論」

- ・「看護学校組織運営論」は、学校組織運営の基本的な考え方及び看護師等養成所の組織運営と教員の役割を理解する。また、適正な学校運営のために保健師助産師看護師学校養成所指定規則及び看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについての理解を深める。

⑧「看護教育実習」

- ・「看護教育実習」は、学習した理論と実践を往還する科目として、看護師等養成所において講義・演習・臨地実習指導を体験することで、教員の役割や実践的な教育方法を学ぶ。また、実施した教育活動の評価を行い、教員としての自己の課題を明確にするとともに、看護基礎教育における教育実践力の向上を目指し、さらに研鑽に励む動機づけを得る機会とする。

3. 教授方法の工夫

教員として、主体的に学習する姿勢を常に持ちながら、確かな根拠に基づいた教育を実践することが重要である。そのために、本講習会では単に新しい知識を教授することだけではなく、受講者が自ら教育の意味や看護の専門性を深く探求していけるように、演習形態の授業を多く設定する。演習により教育実践の体験をとおりて学ぶ内容は、「授業の観察」「講義、臨地実習の看護ケア場面の指導、カンファレンス」などがあげられる。

また、新たな知見や手法を看護基礎教育の手法に取り入れる積極性と技術、技能を持てるよう、本講習会においても教授方法や評価方法に IT 技術等を取り入れるなど、最新技術を取り入れた最適な教育環境の設定の工夫にも前向きに取り組める内容とすることが望ましい。

4. 教育評価の考え方

受講者に対する本講習会の評価は、知識や技術の到達度を的確に評価することにとどめることなく、受講者自身の学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの能力も含めた学習の到達度を評価していくことが重要である。そのために、本講習会では従来の目標分析による到達度評価だけではなく、評価対象者の獲得した能力に着目した評価項目を提示している。表 1 にあるように教員に求められる「教育実践力」の要素や定義を参考とし「講習会終了時における教員としての基礎的能力を反映した行動（performane）」を評価することが望ましい。

また、この到達目標は、受講者の学習指針として活用し、受講者が自ら自己の課題を見だし、解決の方向性を明確にする指針でもある。受講者がこれからの教育実践の場で、到達した部分と課題である部分とを明確にすることが望ましい。

5. 単位・時間数の考え方

本講習会の単位・時間数の考え方は、原則として講義 1 単位 15 時間、演習 30 時間、実習 45 時間とし、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）の考え方に準ずる。

Ⅲ. 専任教員養成講習会における運営の考え方

「Ⅰ. 基本的な考え方」の「1. 意義」「2. 位置づけ」に示した教員としてのキャリア開発の目的を達成するためには、企画・運営・評価システムを整え、関係者が連携してそれぞれの役割を果たすことが重要である。

また、教育実践力の向上につながる演習などの能動的な学習ができる時間を十分に担保する必要がある。

1. 組織体制

講習会の運営は、科目の内容と教授方法を中心とした全体の企画から始まる。講習会開始後は受講者の受講状況を把握しながら、講師や教育実習受け入れ校等との調整を行う。講習会の全科目修了後は、受講者の目標到達度評価に基づき、講習会の企画・運営の評価を行い、事業の成果と課題を明らかにする。したがって、講習会運営組織を設置し、これらが体系的に実施できるよう組織体制を整えることとする。

1) 講習会運営組織を構成する主な担当者とその役割

(1) 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）

- ① 講習会責任者は、専任教員養成講習会の実施要領と本ガイドラインに基づいて講習会の企画・運営・評価を進めていく責任者である。
- ② 講習会責任者は、行政等関係者や講習会の企画・運営担当者との連携及び支援を行い、講習会の進行全体の把握を行う。他施設との連携時には、調整責任者となる。
- ③ 講習会責任者は、関係者の意見を集約して、問題を解決する能力が求められる。

(2) 企画・運営担当者（講習会の実質的な運営全般の責任者）

- ① 企画・運営担当者は、講習会の基本方針に基づいて、講習会を円滑に運営するための中心となる者である。また、講師に科目内容の周知を行い、受講者には学習受講環境への適応を支援し、講習の目的達成を促進する者である。
- ② 企画・運営担当者は、最新の看護基礎教育の内容と方法及び課題等について認識し講師と連携を図りつつ、受講者の目標達成に向けて支援する能力が求められる。
- ③ 講習会の企画・運営担当者は、専任で1名以上とすることが望ましい。なお、eラーニングを活用する場合は、eラーニング関連業務の増加分を見込んだ人員の確保が必要である。

2) 講習会プログラムの企画・運営組織（会議等）

講習会の企画・運営・評価を円滑に進めるために、以下に準じる会議を設けることが望ましい。

(1) 運営会議

企画及び運営を行うための会議であり、講習会責任者が開催する。この会議では教育計画の策定や関係者の連携・調整を行い、最適な講習会の方法や内容について具体的に検討を行う。修了にあたっては企画・運営の評価も行う。

(2) 講師会

- ① 講師に講習会の目的を周知し、受講者のレディネスに応じた教育が行えるようにするために設けることが望ましい。具体的な目的と方法は、開催都道府県担当者、実

施主体責任者、企画・運営担当者が協議して決定することが望ましい。

- ② 全体的な講師会の他に、演習科目や教育実習など複数講師が指導する科目は、科目毎に講師会を行うことが望ましい。講師会が実施できない場合は調整に赴くことが望ましい。

(3) 受講者の選抜に関する会議

受講者の選抜については、選抜に係る会議を設け、選抜の目的、規準、方法を決めて実施する。構成員は各都道府県もしくは実施主体が定める。

(4) 修了認定に係る会議

修了認定に係る規程を設けて行う。認定の構成員は各都道府県若しくは実施主体が定めて実施する。

2. 企画・運営の実際

1) 企画

(1) 開催の工夫（担当：都道府県看護行政担当部署等）

看護師等養成所の教育の質を担保するためには、新任教員が専任教員養成講習会を受講し、授業展開能力を始めとする教員としての能力を発揮していく必要がある。そのため、各都道府県等の開催主体団体（実施主体）は専任教員養成講習会を計画的に実施し、看護基礎教育における基礎的な教育実践力を備えた教員を育成するための工夫が必要である。

- ① 看護師等養成所の数と規模などから都道府県が単独で開催することが困難な場合に隣接する都道府県が協力し実施している例がある。

例： 隣接するA県とB県はそれぞれ4年に1回開催している

A県開催 → 1年空き → B県開催 → 1年空き → 繰り返す

- ② 両県の専任教員養成講習会未受講者はいずれかの開催県で受講可能とする。
- ③ 地理的な問題や受講者の交通の利便性等を考慮し、講師の確保が困難である場合や都道府県における実情を勘案した上で、eラーニングの活用を検討する。
- ④ 主催者は受講生の利便性を高めるために、年度内開催や年度を超えた開催も考慮し開催計画を立てる。

(2) 開催計画

① 受講者選抜

- ・受講者の質の確保のため選抜を行う。ただし未受講者の受講を促進するため、定数を確保するよう努める。

② 企画・運営計画

- ・企画した内容に精通した看護基礎教育関係者を、講習会の企画・運営計画立案に加えることが望ましい。
- ・講習会の目的・目標、期間、科目とその内容及び講師、教育実習計画、進度表、評価計画等に関する事項を検討する。
- ・科目と内容は、実施要領の別紙1及びガイドラインⅡ-2、表1を参照する。
- ・受講者が学習内容を関連づけて統合しながら学べるように、関連する講義と演習は実施時期を近接させて計画する。
- ・eラーニングを活用する場合は受講者に不利にならないように、活用する科目ごとの受講期間を設定する。
- ・講師は当該科目に関する教育経験や研究業績を考慮して選定する。
- ・演習科目は受講者の思考を深めるために複数の講師をおくことが望ましい。

③ 講習会運営規程

- ・講習会運営規程に次の内容を定める。
目的・定員・修業年限・始期及び終期・休業日・講習時間・講習科目と時間数・受講資格・受講志願の手続き・受講者の選考・受講の手続き・受講の許可・欠席の届け出・再試験・追試験・科目履修認定・講習会修了認定・修了証の授与・受講者事項の変更・証明書発行・懲戒（受講の停止）

2) 運営

企画・運営担当者は、運営規程および各種の規程に従って、受講者の学習する権利の保障と科目の内容の充実を図りながら、講習を効果的に運営する責任を負う。

(1) 受講者のレディネスを把握し、学習の心得や準備のためのガイダンスを行う。

- ① 講習会の意義、位置づけと教育計画、修了認定の規定
- ② 自立した成人学習者としての自覚
- ③ 提携及び利用可能な関連施設（図書館等）

(2) 適宜、学習環境の調整を行う。

(3) 講習科目の内容、教授方法について講師と調整しながら学習を支援する。

(4) 科目履修認定に関わる出席状況の把握を行う。

- ① 各科目の時間数の2/3以上の出席の確認
- ② eラーニングを活用する場合は、各受講者のコンテンツの視聴状況を確認
- ③ 出席時間^{注3}数が不足した場合の指導（Ⅲ-3-1 科目履修認定の考え方参照）

注3 出席時間については、1科目を複数の講師がオムニバス形式で担当する場合でも、その科目の全時間数の2/3以上の出席で履修を認定する。

(5) 受講者の健康に対する配慮

受講者の学習状況を把握し、受講者が生活リズムを整えながら学習できるように相談・支援を行う。

(6) eラーニングを活用する場合

eラーニング運営団体と、受講者の登録等の調整を行う。

また、演習に必要な講義を聴講し、理解した上で演習を運営する際のマネジメントを行う必要がある。このため、eラーニングを活用する場合には、講習科目のつながりを確保するため、集合研修を担当する講師に関連するeラーニング適用科目の内容を十分に理解し説明を行う等、調整を図る。さらに、eラーニングと集合研修を並行して実施する場合には、受講生のeラーニングの進捗状況等を確認する。また、同じ科目の受講生どうして意見交換できる掲示板を活用するよう説明する、などの支援を行う。

3) 企画・運営担当者の能力

2) で示した講習会を運営するために企画・運営担当者には次の能力が求められる。

(1) 開催計画立案能力

講習会の科目の内容と教授方法は目的の達成に大きく影響する。現状の看護基礎教育の批判的分析に加え、保健医療福祉と看護等の動向と看護基礎教育への社会的なニーズから講習会に必要な内容を設定するためには、厚生労働省等における医療分野等の審議会・検討会等の報告書等から情報を得るなどにより最新の知見を持っていることが望ましい。

企画・運営担当者が知っておくべき主な事項

- ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則
- ・看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン
- ・看護教育課程の教育内容の構造
- ・高等教育制度及び看護教育制度と関連法規
- ・看護及び看護基礎教育に関わる検討会報告書
- ・eラーニングを導入した看護師等養成所の専任教員養成講習会の実施方法に関する検討会報告書
- ・講習会の科目を編成するための知識

(2) 学習支援能力

受講者のレディネスは多様である。実務経験では、実習指導者の様々な経験年数や

教員として1年～数年の勤務経験がある者等が混在すること、受講動機では、自分の意志による受講、上同等の助言や職務上の命令による受講等が混在することである。このような受講開始時のレディネスが受講者のモチベーションに影響することを意識して、支援を行う必要がある。

また、受講者は、これまでの自己の仕事や考え方を客観化し批判的に分析する機会が多くなるため、自己像が揺らぎ自尊感情が低下することがある。受講者のこうした悩みを受け止め、受講者自身がセルフマネジメントできるように関わる必要がある。

さらに、講習会では演習に力点を置き、アサーティブに自己表現し、協働学習を通して学ぶスキルを身につけ自他とともに成長することを目指す。受講者が自立した成人学習者としての学習のマネジメントスキルを取得すると同時に、協働学習のグループダイナミックスが個人の学習を促すことを理解できるように支援する必要がある。

企画・運営担当者が知っておくべき主な事項

- ・アンドラゴジーの学習支援概念

(3) 連携協働調整力

講師の教育目的・教育内容の理解と適切な教育方法が受講者の学習を促進する。そのため、講師への依頼時には講習会の意義・位置付け・理念の理解を図ることが重要であり、講義シラバスを求めるなどして調整を図る。開講後は講義資料とシラバスの内容の一貫性や、講師自身の講習リフレクションから、講師と協働して内容・方法の調整を行うことが望ましい。

企画・運営担当者が知っておくべき主な事項

- ・講習会の各講習科目の内容に関わる知識、講習科目の内容の構造化の方法

(4) 状況分析能力と問題解決能力（受講者に対してのロールモデル行動となる）

講習会の運営上の問題や学習環境の不具合等が発生した場合については、講習会の目的から事態を分析し、受講者の利益・不利益を考慮しながら、運営組織内で調整して解決を図る。

企画・運営担当者が知っておくべき主な事項

- ・教育、指導に関わる倫理

4) 講師に期待するもの

企画・運営担当者は、受講生が講師に期待する能力を把握し、講師選定や教育内容・方法を調整するなど、有意義な講習を企画・運営する責任がある。次に挙げる講師に期待される能力等を講師に説明し、理解を求めるものとする。

(1) 看護基礎教育制度の中で、看護師等養成所が担う役割の理解

看護師等の免許は養成機関に関わらず一本化されている。したがって、看護学生の卒業時の能力の基本的な部分は同等であるという見地に立って、看護師等養成所の教員を目指す受講者と看護基礎教育について協働的に学ぶという姿勢を持つ。

(2) アンドラゴジー概念の理解に基づいた講義・演習の指導能力

演習では受講者の経験知を論理的に裏付けていくために、可能な限り1グループを1人の講師が担当し、協働して学習の成果をあげていくように指導する。さらに、受講者の能力を個別に評価し、学習を支援する力量が必要である。

(3) 受講者の目標達成を評価する能力

担当する科目の目的・目標、教育内容、指導計画、評価計画を一貫性をもって受講者に提示し、目標達成を支援する必要がある。また、講義、演習を通して教員としての能力を獲得できたか、受講者の自己評価と照合し評価することが望ましい。

(4) 科目評価と講習会の課題分析

受講者への指導過程および受講者の目標達成と課題認識を踏まえた自己の科目の実践の分析から、当該科目の内容・教授方法を検討し、講習会の科目の改善等に貢献することを期待したい。

3. 修了認定の考え方

講習会の修了認定は、出席時間だけで修了を認めるのではなく、受講者自らが、各科目の学習をととして教員としての基礎的能力を獲得できたという認識をもって講習会を修了することが重要である。

1) 既修得単位の認定の考え方

目標に向かって計画的に学習しながら学習姿勢を形成していくために、科目ごとに評価を行う。科目の評価は次の通りとする。

(1) 出席時間数が当該科目時間数の2/3以上であることを要件とする。

ただし、考慮すべき欠席事由が発生した場合、課題等で学習内容を補充し、出席時間数の一部として認めることができるものとする。

考慮すべき欠席事由の範囲は社会通念から都道府県等の開催主体団体（実施主体）が決め、個々の事由ごとに適用を検討する。

(2) 科目目標に準拠して到達度について受講者個人の学習結果を評価し、修得単位の認定を行う。

科目履修認定の評価基準は原則として次の通りとし、C以上をもって当該科目を修

得したものとする。

- A 目標は十分達成している
- B 目標は達成している
- C 目標は一応達成しているが努力を要する
- D 目標は達成していない

(3) eラーニングを活用する科目は成績評価までeラーニング上で行う。

原則として1コンテンツの視聴を終了するとともに、コンテンツの内容を理解したことを確認するための「確認テスト」が設定されているとともに、1講習科目の全コンテンツの視聴を終了すると、単位認定のための「科目履修認定テスト」が設定されているため、結果を確認する。

(4) 専任教員養成講習会で一部単位を取得し、何らかの都合で別の実施主体で他の単位を取得する状況になった場合は、申請にもとづき単位認定を行うことができるが、次の点に留意する。

- ① 教育内容が深く連関する講義科目と演習科目については、学習効果の観点から同一講習会で単位を取得することが望ましい。
- ② 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講者からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、別紙1の専任教員養成講習会の教育内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の1/2を超えない範囲で、当該講習会における履修に替えることができること。
- ③ 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講開始後から受講後3年以内に必要単位を取得することにより、本講習会を修了したと認めるものであること。
- ④ 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、一部科目の単位を取得した後、相当の期間が過ぎている場合は、当該単位科目の教育内容の理解を評価し、認定の可否を判断することが望ましい。

(5) 本講習会は、他の講習会や大学等との互換を想定して単位制とするとともに、他の講習会や大学等で取得した単位の互換を認めるものとする。

- ① 大学等で取得した単位の認定については、講習会の基礎分野「教育の基盤」の内容と同等の内容であると見なすことができる科目を大学・大学院等で履修し単位を取得している場合は、「教育の基盤」に設定した科目の履修を免除できるものとする。

2) 修了認定

- (1) 全ての科目の単位認定を受けていること。
- (2) 専任教員養成講習会は厚生労働省が認定する都道府県の事業や実施主体の事業であることから、修了認定は開催都道府県の知事や実施主体の長とする。
- (3) なお、eラーニングを活用する科目は、運営団体からの単位認定の情報を確認すること。

IV. 講習計画、運営の評価

講習会終了時に講習計画・運営について評価を行い、次の開催時に活かすことが必要である。受講者が、修了とともに自立した教員として能力を発展させる能力の獲得のみならず、学習体験内容や学習環境の質も評価する。また、実務に就いてからの能力を追跡評価し、講習会の企画・運営の評価の資料とすることも必要である。

1. 講習計画の評価

講習終了に伴い、講習の妥当性や適切性を確認し、目的の達成度を判断するものである。基本的には講習に関わる全ての人々が評価対象になる。

- 1) 目的、目標、内容、方法、講師、教材の適切さ、講習の開催期間、時間、場所、経費の適切さなどの講習の企画・運営の評価
- 2) 講習会の到達目標の達成度の評価
- 3) 受講者の達成感や満足度の評価
- 4) eラーニングを活用した場合、活用科目や受講期間の設定等の評価

2. 実践の場における受講結果の事後評価

必要に応じて講習会修了者の教育実践状況を把握し、その結果を企画・運営に反映させることが望ましい。

第2部 教務主任養成講習会

I. 基本的な考え方

1. 意義

看護職養成の基盤である看護基礎教育において、看護師等養成所は自らの教育理念にもとづいて教育機能を発揮し、地域社会の要請や国民の期待に対応している。その看護師等養成所において、カリキュラム運営の先進者であることが教務主任の役割機能でもある。したがって、教務主任には、リーダーとして教育事象に潜む課題を分析し、課題解決を図るために教員等を組織化し、協働連携して創造的に学校を管理・運営する能力が求められる。看護師等養成所において、統括的役割を果たすために必要な能力を開発するため、教務主任養成講習会を設ける。

2. 位置づけ

教務主任養成講習会は、規定の教員業務に従事した者やそれと同等以上の学識経験を有すると認められる者が教務主任としての専門的能力を培うための講習会である。

3. 理念

教務主任養成講習会の主眼は、「看護基礎教育における統括的役割を果たす能力」を育成することである。高度な教育実践力、広い視野と批判的思考能力、創造力を養う必要がある。このような教務主任を育成するためには、看護基礎教育の経験知を活用して、学校運営が目指すものを概念化できる能力を養う必要がある。

4. 基本方針

<教務主任に求められるもの>

- ① 看護基礎教育の本質を常に演繹するとともに、学生に対する効果的な教育方法及び看護教育課程の編成等の教育に関する知識・技術について習熟していることが求められる。
- ② 地域や臨床で求められる看護実践力にも精通し、これからの看護基礎教育の動向を予測しながら、新たな看護教育活動を創造する能力が求められる。
- ③ 学生の個人あるいは集団のレディネス把握、及び教員のレディネス把握に熟知し、円滑なカリキュラム運営に向けた調整や連携に必要な資源を活用する能力が求められる。
- ④ 学校運営に起こりうる課題や問題事例に倫理的に向き合い、真摯な態度で管理者責任が果たせること、リスクマネジメントにおいて関係者がチームとなって対応・解決しうるための統制力を身につけていることが求められる。

- ⑤ 学校経営に関する知識を持ち、実践的に運営する力や意思決定力を身につけることが求められる。

Ⅱ. 講習会内容

1. 講習会の目的・目標の考え方

1) 講習会の目的

看護学教育における教育課程の管理能力および教員に対する指導力を養い、看護学校を健全に運営する能力とカリキュラム運営を推進する能力を啓発する。

2) 講習会の目標

- (1) 看護基礎教育における課題を改善するための専門的知識を学び、新たな教育方法等を創造する能力を養う。
- (2) 教育機関における管理運営に関する概念を理解し、看護基礎教育に係るマネジメント能力を養う。
- (3) カリキュラム運営の問題分析、及び解決方法を見いだし実践する能力を養う。

2. 講習会の内容

1) 専門分野の考え方

講習会の内容の構造は、看護基礎教育の管理者として必要な内容を中核に科目を構成する。

(1) 専門分野の学習内容の要点

- ① 教員に対する指導力を養うことができる内容
- ② カリキュラム運営の管理能力を養うことができる内容
- ③ 学校運営の推進力を養うことができる内容
- ④ 教育上の問題を分析し、総合的な判断力を養うことができる内容

(2) 専門分野の教育内容

① 「看護教育方法・評価」

- ・「看護教育方法・評価開発」は看護基礎教育において教育方法の質を高めるため、具体的な方法を教員に指導できることをねらいとする。また、学生の修得状況を踏まえ、現状からの改善や提案について協同しながら評価のしくみ等を分析し、妥当性と信頼性のある評価ができるようにする。
- ・「看護教育方法・評価開発演習」は講義で得た知識をもとに、現在の教育方法が学

生の教育目標の達成度に照らした教育方法であるか、自校の特性や課題を実際に明らかにし、その課題を解決するための方法についても演習していく。

②「看護学校経営」

- ・「看護学校経営論」は、学校経営・運営の理論を基礎に看護学校運営のあり方を考察し、教育実践への適用能力を高めるために設定する。教育機関として望ましい経営・運営の手法を学ぶためには、成果が上がっている機関や有識者、あるいは研究成果の知見等からリーダーとして組織内外の資源を活用し積極的に学ぶことが重要である。
- ・「看護学校経営演習」をおき、講義で得た知識をもとに経営管理が図られ、地域社会にとって必要とされる学校を率いる能力を演習で高めていく。

③「看護教育課程開発」

- ・「看護教育課程開発」は、最新の動向を読み解きながら、看護教育課程を多角的に分析し、領域横断等の手法等を先進的に柔軟に開発していく手法を学ぶために設ける。
- ・「看護教育課程開発演習」をおき、講義で習得した内容を踏まえ、看護基礎教育のあり方を追究しながら、社会の変化、学習者の変化に対応した看護教育課程の開発の考え方についての理解を深めるために演習を行う。

3. 教授方法の工夫

教員の資質として、主体的に学習する姿勢を基盤に持ち、自身の考えに確かな根拠を持つことが重要である。そのために、単に新しい知見で開発することだけではなく、自らが教育の意味や看護の専門性を深く探求していけるように、演習形態の授業を多く設定する。

4. 単位・時間数の考え方

本講習会の単位・時間数の考え方は、原則として講義 1 単位 15 時間、演習 30 時間、実習 45 時間とし、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）の考え方に準ずる。

Ⅲ. 教務主任養成講習会における運営の考え方

看護師等養成所の教育の質を担保するためには、教務主任及びその予定者が、最新の看護基礎教育の動向を踏まえて養成所等の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な能力を養うことが重要である。

教務主任の任に有る者またその予定者が、看護師等養成所の運営・管理についての系統的な研修として、eラーニングの活用や長期休暇を活用した講習会の実施などの工夫をしながら計画的に教務主任養成講習会を受講できるような講習会の運営が期待される。

1. 組織体制

第1部専任教員養成講習会Ⅲ「運営の考え方」1-1)、2)に準じる。

2. 企画・運営の実際

1) 企画

(1) 開催の工夫

教務主任養成講習会を都道府県単位で開催するには該当者が少ないことが考えられるため、複数の都道府県で協力して開催するなど工夫が必要である。開催方法の工夫については、第1部専任教員養成講習会Ⅲ-2-1)(1)を参照のこと。

講習会の期間は、以下に留意して設定する。

- ① 本講習会Ⅲ-2-1)に述べたように、内容の配列と進度を考慮して講習科目を漸次開講し、前提となる講習内容にもとづいた演習ができるようにすること。
- ② 前提となる講習内容を含む科目と演習の期間が空いてしまうことや、複数年に渡る履修は、学習した内容を統合して教務主任としての能力を形成する観点から配慮を要する。
- ③ 受講者が演習後にも思考を深める時間が必要であるため、十分な自己学習ができるように配慮する。

(2) 開催計画

第1部専任教員養成講習会に準じるものとし、一部について留意点を挙げる。

講習会の目的・目標、期間、科目とその内容及び担当講師、講習計画、授業進度表、授業評価に関する事項を検討する。

・講師選択時の留意事項

この講習会では、既に看護師等の養成を経験している者が、自らの教育実践及び看護基礎教育に関わる事象、研究成果を批判的に検討して学習を進めていく。そのため、受講者のレディネスを把握し、受講者が主体的に演習に参加できる、アクティブラーニング等の理論に基づいた指導をできる講師を選択する。

2) 運営(主として企画・運営担当が行う)

第1部専任教員養成講習会Ⅲ-2-2)に準じる。

3) 企画・運営担当者の能力

第1部専任教員養成講習会Ⅲ-2-3)に準じるものとし、一部追加事項を挙げる。

(1) 開催計画立案能力

企画・運営担当者が知っておくべき主な事項

- ・看護学校管理の考え方
- ・経営に関する最新の考え方

4) 講師に期待するもの

第1部専任教員養成講習会Ⅲ-2-4)に準じるものとし、教務主任養成講習会において強調したい内容を挙げる。

(1) 看護師養成所等の管理・運営を担う教務主任に必要な能力の理解

教務主任が看護師等養成所の教育の改善向上を図るためには、「広い視野と批判的思考能力」「創造力」「実践知から理論への転換能力」が必要であることを講師は理解し、講義内容、方法を構想する必要がある。

3. 修了認定の考え方

第1部専任教員養成講習会Ⅲ-3-1)(1)～(3)に準じるものとし、一部追加事項を挙げる。

(1) 教務主任養成講習会で一部単位を取得し、何らかの都合で別の実施主体で他の単位を取得する状況になった場合は、申請にもとづき単位認定を行うことができるが、次の点に留意する。

- ① 教育内容が深く関連する講義科目と演習科目については、学習効果の観点から同一講習会で単位を取得することが望ましい。
- ② 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講者からの申請にもとづき、個々の既修の学習内容を評価し、別紙1の教務主任養成講習会の教育内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の1/2を超えない範囲で、当該講習会における履修に替えることができること。
- ③ 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講開始後から受講後5年以内に必要単位を取得することにより、本講習会を修了したと認めるものであること。
- ④ 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、一部科目の単位を取得した後、相当の期間が過ぎている場合は、当該単位科目の教育内容の理解を評価し、認定の可否を判断することが望ましい。

4. 大学等との単位の互換

本講習会は、他の講習会や大学等との互換を想定して単位制とするとともに、他の講習会や大学等で取得した単位の互換を認めるものとする。大学院等に進学する場合に単位の認定・履修免除の申請を行うことができるように配慮する。

IV. 講習計画、運営の評価

第1部専任教員養成講習会Ⅳに準じる。